

季刊

労働総研

クォーターリー

2004年冬季号

声明「自衛隊のイラク派兵に反対する」
小泉「改革」と「従属の経済学」

労働総研代表理事
平田 寛一

No.53

特集 生活破壊の現局面

生活構造の破壊と社会的排除の実相
失業状況は「改善」されたか
年金改悪政府案の基本構造

金澤 誠一
大須 眞治
公文 昭夫

予感の季節—アメリカ労働運動に思うこと

竹内 真一

国際・国内動向

第4回世界社会フォーラムに参加して

布施 恵輔

書評

猿田正機著『福祉国家・スウェーデンの労使関係』
[論点] 最近の天皇制をめぐる論議

小越洋之助
福田 静夫

新刊紹介

牧野富夫著『構造改革は国民をどこへ導くか』
深澤和子著『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』
遠州尋美著『グローバル時代をどう生きるか』
原富 悟著『トミさんの社会保障談義』

金田 豊
伊藤 セツ
浜岡 政好
公文 昭夫

資料と解説

地方制度調査会

「答申」を読む

となき ようあん

渡名喜 庸安 著 ● 本体価格 1500 円

第27次地方制度調査会の答申を受けて制度化されようとしている新たな合併推進の具体策。その先には、道州制のシナリオも。憲法の求める地方自治保障の視点から、「構造改革」政策が描く地方自治像の論点を解説する。答申・年表などの資料つき。

国・地方Ⅱ抜本的大増税のシナリオ

広く薄い税負担 の終えん

熊澤 通夫 著 ● 本体価格 1800 円

小泉内閣のすすめる「抜本的税制改革」は、「広く薄く」から「薄く」が削られて描かれるようになった。その真意は、低所得者ばかりでなく、国・地方合わせた大増税のシナリオだ。

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町 123
TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933
<http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/>

「構造改革」と

自治体再編

平成の大合併・地方自治のゆくえ

加茂 利男 編著 ● 本体 2800 円

正念場を迎えた「平成の大合併」。今日の「構造改革」政策が自治体に何をもちたらずか実証的に分析、その矛盾・不合理を様々な角度から分析した共同研究の成果。

社会サービスと

協同のまちづくり

「構造改革」と保健・医療・介護・福祉

篠崎 次男・日野 秀逸 編著 ● 本体 2800 円

福祉・保健・医療を利潤追求の場につくりかえる社会保障「構造改革」。その地域と職場への具体的影響とそのもつ意味をあぶりだし、関係労働者と地域住民の協同のとりくみから、「構造改革」への対抗軸をさぐる。

Q&A 地方財政構造改革とは

なにか

「三位一体の改革」と自治体財政

平岡 和久・森 裕之 著 ● 本体 1600 円

「三位一体の改革」（地方交付税、国庫補助負担金、税源移譲をめぐる政府・各種審議会、地方六団体での議論と都道府県・市町村への影響を、Q&A方式で解説する。

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町 123
TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933
<http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/>

労働総研クォーター

第53号 (2004年冬季号)



目 次

● 声明「自衛隊のイラク派兵に反対する」	労働総研代表理事	2
● 小泉「改革」と「従属の経済学」	平田 寛一	3
 特 集 ● 生活破壊の現局面		
■ 生活構造の破壊と社会的排除の実相	金澤 誠一	6
■ 失業状況は「改善」されたか	大須 眞治	20
■ 年金改悪政府案の基本構造	公文 昭夫	29
 ● 予感の季節—アメリカ労働運動に思うこと	竹内 真一	36
 国際・国内動向		
■ 第4回世界社会フォーラムに参加して	布施 恵輔	45
 書 評 ● 猿田正機著『福祉国家・スウェーデンの労使関係』		
	小越洋之助	48
● [論点] 最近の天皇制をめぐる論議	福田 静夫	50
 新刊紹介 ● 牧野富夫著『構造改革は国民をどこへ導くか』		
	金田 豊	55
● 深澤和子著『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』	伊藤 セツ	56
● 遠州尋美著『グローバル時代をどう生きるか』	浜岡 政好	57
● 原富 悟著『トミさんの社会保障談義』	公文 昭夫	58
 ● 総目次 (No.49~52)		59

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

〈声明〉 自衛隊のイラク派兵に反対する

2004 年 1 月 3 日

労働運動総合研究所 (労働総研)

代表理事

大木 一訓

大江 洸

牧野 富夫

小泉自民党・公明党連立内閣は、「イラク復興と人道支援」の名の下に、自衛隊のイラク派兵を決定した。そもそもイラク戦争は、国連決議を無視し、「大量破壊兵器の隠匿」や「テロの根絶」を口実に、「9.11」への報復の意図を込めて、アメリカに同盟する国の一部を巻き込んで、ブッシュ米大統領が一方的に戦端を開いた侵略戦争である。イラクへの自衛隊派兵は、この侵略戦争に加担することであり、日本を再び侵略国家への道に引き入れるものである。自衛隊のイラク派兵は、イラク国民の意思による復興の道を閉ざし、国連中心の復興を求める国際世論にも背を向けるものである。

小泉首相は、自衛隊派兵を合理化する根拠に「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」という日本国憲法前文を厚かましくも引き合に出した。しかし、自衛隊派兵は「戦争の放棄・戦力及び交戦権否認」を国際社会に厳粛に誓約した日本国憲法第9条に反する行為であり、日本国憲法を破壊するものに他ならない。理不尽なアメリカの侵略戦争に、日本国民を強権的に引き込むことは、日本国民にイラク国民を殺傷することを強制し、日本国民にイラクの地で傷つき死ぬことを強要するものである。

さらに戦争への負担は、日本国民に多額の戦費を、長期に負担させるものである。2004年度政府予算案を見ただけでも、イラクへの自衛隊派兵にかかわる直接予算をはじめ、ミサイル防衛費などを含む4兆9,030億円が、対米従属の軍事予算として計上されている。軍事費が優先されるのに対して、国民のための予算は大幅に切り詰められている。サラリーマンの厚生年金保険料の増額、消費税の免税点引き下げ、将来的に税額の引き上げ、酒税、たばこ税の引き上げ、所得税、住民税の配偶者特別控除の廃止など国民から可能な限りの徴収を行い、生活保護についても老齢加算の段階的廃止、国民金融公庫の貸付戸数の削減など、7兆円もの国民負担増を国民に押し付ける、国民窮乏化予算である。ここまでしても、国の借金である国債残高はさらに増え続け、サミット7ヶ国中最悪の約700兆円に達している。アメリカの侵略戦争への加担と、国民生活優先の政治が互いに相容れないものとなっていることを、2004年度政府予算案は端的に示している。

われわれは、政府に対して、アメリカのために金も人も差し出す政策をやめ、国民本位の政策をとるよう強く要請する。今、政府が行おうとしている自衛隊のイラク派兵に反対し、「憲法9条守れ」の国民の声を大きく、強くしていくため、労働問題の調査研究にたずさわる全ての研究者・活動家の方々に、そのために共に全力をあげて奮闘されるよう訴える。われわれも、そのための一翼を担うことを決意するものである。

小泉「改革」と「従属の経済学」

平田 寛一

的中したクルーグマンの予言

小泉政権が誕生して間もない2001年の夏、世界的に著名なアメリカの経済学者ポール・クルーグマン教授は、小泉首相の掲げる「構造改革」を理解するため、日本の政策担当者や経済人と精力的に懇談した。帰国後、同教授はそのときの印象をこう書いている――。

「彼らは想像していた以上に日本が直面する問題をよく理解していた。しかし、それでも私は悪い予感を禁じ得なかった。竹中教授は、彼の計画が供給サイドの改革であることを認めた。日本の問題が明らかに需要サイドの問題であるにも拘わらず、である。」

「小泉首相の構造改革は成功するだろうか？ そう願いたい、私には悪い予感がする。小泉首相は『改革がなければ日本は破綻する』と言っているが、実際は『改革で日本が破綻する』可能性が極めて高そうだ」（『ニューヨーク・タイムズ』01年7月8日付）。

輸出好調が小泉「改革」の矛盾を象徴

小泉政権発足から間もなく3年になろうとしている。クルーグマン教授の予言は的中した。首相の支離滅裂な「聖域なき構造改革」のために、潰れなくてもいい企業が潰され、巷には失業者があふれ、自殺者・犯罪者が急増している。首相は「改革の芽が出た」と言うが、何ををもってそう言っているのか、まったく理解に苦しむ。株価が若干回復したことを指しているのなら、見当違いも甚だしい。日本の株価は今も小泉首相就任当時の水準を大きく下回ったままである。

最近、株価が回復してきたのは、首相の「改革」が頓挫したことを市場が見抜いたからに他

ならない。景気に多少、明るさが見えるのは、輸出が好調なためで、むしろ日本の内需の弱さを証明している。輸出に大きく依存せざるを得ない日本経済の実態そのものが、まさに小泉「改革」の矛盾の象徴なのである。

「財政再建」を唱え財政破壊を推進

小泉首相は就任時に、財政再建を「構造改革」の中心に据え、国債発行「30兆円枠」を打ち出した。しかし、この目標は達成されることなく、すぐに放棄された。たしかに、01年度は結果的に30兆円に収まったが、そもそもこの目標は02年度を対象にしていた。ところが02年度の新規財源債の発行額は35兆円と、公約を大幅に上回り、03年度は36.5兆円、04年度は36.6兆円（予算）と増え続けている。

こうした数字をみて、小泉首相は実際にはそれほど大胆な財政引締めをやっていない、つまり税収の落ち込みほどには増税をしていない、との指摘がある。小泉首相も同じような趣旨の発言をしている。たしかに膨張を続ける国債発行額だけみると、首相の財政引締めが不十分であるかのようにみえる。しかし、社会保障費を含む、本来必要な歳出額と実際の予算の規模を比較すると、実際にはかなり大幅な引締めになっている。たとえば、03年度についてみると、政府の一般会計歳出の予想額86兆円弱に対して、実際の一般会計予算（当初予算）の規模は82兆円弱に圧縮されている。これはかなり大幅な引き締めである。

デフレの最中に、財政を引き締めるのは経済政策の基本を無視した、まったく乱暴な政策である。そのようなことをすればデフレ圧力がさらに強まり、税収が一段と落ち込み、結局、よ

小泉「改革」と「従属の経済学」

り大きな国債の発行に追い込まれる。実際、小泉首相が就任した年には47.9兆円だった一般会計税収は、毎年減少し、来年度（当初予算ベース）は41.7兆円にとどまるとみられている。小泉首相は「財政再建」を唱えながら、実際には「財政破壊」を進め、日本経済の矛盾を拡大させているのである。

輸出競争力を低下させる二つの側面

そもそも、竹中氏の言うように、日本経済の供給サイドに問題があるのであれば、日本はデフレではなくインフレになっているはずである。ところが実際は深刻なデフレ経済が続いている。それは、内需が不足しているからに他ならない。しかし、小泉首相は「内需の拡大」を求める声にはまったく耳を貸そうとしない。なぜならそれは「政策転換」と捉えられ、「抵抗勢力」に屈服したことになるからだ。しかし、まさにその結果、行き場を失った日本企業は海外市場、とくにアメリカと中国市場に需要を求めるしかなくなっているのである。

しかし、これにも限界がある。なぜなら、皮肉なことに、小泉「改革」そのものが日本の輸出競争力を低下させるからである。それには2つの側面がある。

第一は、デフレが日本の製造業の基盤を侵食するという問題である。デフレはモノよりもおカネの価値を高めるから、生産への意欲を失わせ、やがてそれが日本経済の原動力である製造業全体の競争力の低下につながっていく。

第二は円高である。輸出が増えて黒字がたまれば、当然、円高になるが、日本の景気が弱いにも拘わらず、円高が進行したのは、デフレによって日本の実質金利が上昇したからでもある。水が低い所に向かって流れるのと反対に、お金は金利の高い所に向かって流れる。だから円高になる。しかし、円高になると輸出にブレーキがかかり、せっかく回復の兆しが見え始めた景気が腰折れしてしまう。

普通なら、こういう場合は内需を拡大させるような政策（減税、財政出動）を実施するのだが、前述したように、小泉首相はそれを拒否している。内需拡大は構造改革を妨げる、というのが理由である。しかし実際には、内需が拡大しなければ構造改革は進まない。いずれにせよ、内需を拡大しないで円高を抑えるとなると、方法はひとつしかない。それは徹底した為替介入である。

異常な為替介入でイラク戦争を支える

財務省によると、昨年12月末のわが国の外貨準備高は約6,735億ドルで、4ヵ月連続で過去最高を更新した。これは円高に対抗して当局が大規模な為替介入を実施したためである。だが、こうした積極的な為替介入の結果、介入資金が底を突き、財務省は1月中旬、円売り・ドル買いの介入資金を確保するため、外貨準備として保有する米国債5兆円分を日銀に売却した。今年度の為替介入資金の限度額は79兆円に設定されていたが、今年度補正予算案と来年度予算案で140兆円に広げることが決まっている。

これはまったく異常としか言い様がない。為替介入は輸出企業に対する補助金に他ならないから、輸出は減らない。輸出が減らなければ円高圧力も収まらない。だから為替介入もずっと続けざるを得ない。その間に使えない外貨準備がどんどん積みあがっていく――。

ところで、裏を返せばこのことは、日本が懸命にドルを買い支えているということでもある。実際、放っておけば、ドルは急落していたかもしれないのである。その最大の理由は急膨張する米国の財政・貿易赤字（いわゆる「双子の赤字」）である。

米議会予算局（CBO）の最新の米国財政見通しによれば、04会計年度（03年10月～04年9月）の財政赤字が4,770億ドル（約50兆7,500億円）となり、03年度の過去最高記録＝3,750億ドルを大幅に上回る、という。05年度以降も高水

準の赤字が続くとみており、単年度ベースで黒字転換できるのは14年度になるという。もちろん前提となっている経済成長率（04年4.8%、05年4.2%）を下回れば、赤字額はさらに膨らむ。

このように財政赤字が急拡大している大きな理由は、①イラク戦争や「テロとの戦い」のための国防費の増大、②大型減税の実施——である。米議会予算局は昨年秋に、米軍のイラク駐留が最悪シナリオの場合13年まで続き、駐留経費は2,000億ドルに達するとの見通しを明らかにしている。最良のシナリオでも駐留は07年まで続くと想定している。

一方、昨年の貿易赤字累計額は11月までで4,468億ドルに達し、過去最大だった02年の年間赤字額（4,180億ドル）をすでに突破している。

日本の為替介入がなければ、ドルが急落し、金利が急騰し、アメリカ経済に深刻な打撃を与えていた可能性がある。つまり、日本は、為替介入によってアメリカの資金繰りを支えてきたのである。換言すれば、小泉「改革」が結果的にブッシュ政権のイラク戦争遂行を可能にしたともいえるのである。

ハゲタカの狼場化

最後に、もうひとつ忘れてならないことがある。昨年秋の自民党総裁選を前に、候補者の一人、亀井静香元政調会長はある講演会でこう言っ

た。「ハゲタカが日本の空を舞っている」——。

小泉首相はデフレ政策を推進する一方で、「構造改革」と称して「不良債権」の強引な処理を銀行に迫った。そして日本をハゲタカファンド（破綻寸前の企業を買収して再建・転売することを専門にする会社）の「狼場」にしてしまった。巨額の国民の血税を投入した金融機関が、信じられないような安値で叩き売られ、ハゲタカファンドはそれを転売あるいは再上場することによって短期間で巨額のキャピタルゲインを手にする。日本の景気が回復し、インフレになれば、彼らの儲けはさらに膨らむ。だから彼らはこんどは日本がインフレになることを待ち望んでいる。

「構造改革」の名の下に、日本経済を未曾有のデフレに突き落とし、内需拡大は拒否しつつ膨大な為替介入によってアメリカの戦争遂行を支援し、いかがわしい「エコノミスト」の口車によってハゲタカファンドに日本の資産を売り渡す。このような亡国政権は、一日も早く退陣に追い込まなければ、日本が破滅してしまう。7月の参院選は、その最大の機会である。

（ひらた ひろかず・評論家）

特集／生活破壊の現局面

生活構造の破壊と社会的排除の実相

金澤 誠一

はじめに 国民生活から現代の貧困へ

現代の貧困問題をとらえる場合、それはただ単に所得が低いとか生活水準が低いとかという以上に、きわめて社会的性格をもっている。それは、現代社会の社会慣習的生活様式を反映している点にある。生活様式は、その時代その社会の社会慣習的な生活財貨・サービスの確保の仕方によって特徴づけられる。高度に発展した今日のわが国の社会においては、一つは、日々の日常生活に必要とされる消費財貨・サービスのほとんどが、商品として提供されそれを購入することによって生活は成り立っている。もう一つは、戦前には考えられないような包括的な社会保障・社会福祉の制度を前提として生活が成り立っている。今日の生活様式は、かつての自給自足的な生活に比べれば分かるように、生活に必要な消費財貨・サービスが、社会制度か商品市場かは別にして社会的に供給されるようになった点では変わりはないのである。それだけに生活は社会的性格を強く持つようになったのである。それは、生活の「社会化」ということができる。今日の貧困は、こうした商品市場に物があふれ、社会保障や社会福祉の制度が存在する中での貧困ということになる。

従って、現代の貧困の特徴は、商品市場に物があふれているのにそれを手にすることができず、社会保障によって公的に保障されている生活水準以下の状態で、膨大に存在する貧困であるとともに、社会的に見放され、制度的に遠ざけられ排除された、顕在的に存在する貧困である。ホームレスに代表されるような現代の「顕在化した貧困」は、国民生活の中から不断に生

み出された貧困である点が重要である。今日の生活様式が、国民生活の構造に影響を与え、その生活構造の中に潜在的にそして隠蔽されて存在する貧困を解き明かすことなしには、今日の貧困を解明することはできない。この小論の課題は、国民生活の中に存在する「隠蔽された貧困」を解き明かすことになる。そしてそれが、どのようにして顕在化してくるのか、その点が鍵となる。

1. 戦後、生活様式の変化

生活様式は、時代とともに社会とともに変化するものである。戦後、生活様式の変化は戦争直後を別にすれば、大きく分けて2つの時期に区分することができる。第1期は、1955年から73年の第1次オイルショックまでの「高度経済成長期」である。第2期は、73年から今日までの「低成長期」である。

第1期の生活様式の特徴は、生活の「社会化」として言い表すことができる。生活の「社会化」には大きく分けて直接的な「社会化」と間接的な「社会化」の2種類がある。生活の直接的な「社会化」とは、生活財貨・サービスが、税金や社会保険料を財源として、社会制度を通して、社会的給付として供給・確保される形態である。それに対し、生活の間接的な「社会化」とは、社会的分業の発展とともに、市場を通して、商品として生活財貨・サービスが供給・確保される形態である。

まず第1に、生活の直接的な「社会化」についてみると、一つは、「生活基盤」の供給が社会制度を通して行われるようになった点にある。例えば、住宅、教育、医療、水道、光熱、交通、

通信などが、いくつかの例外はあるとしても、基本的には社会制度として国家・自治体によって供給されるようになった。もう一つは、長期的に生活を維持するための条件として、社会保障や社会福祉諸制度が形成された点にある。それまでの家族や地域社会の中での相互扶助機能が弱まり、その補完として社会保障・社会福祉諸制度が必要とされてきたのである。これらはいずれも、税金や社会保険料を財源として社会制度として供給されるようになったのである。

第2に、短期的に繰り返される日常生活においては、生活の間接的な「社会化」が進んだ。それは「高度経済成長期」における技術革新によって、大量生産＝大量消費がみられるようになった点にある。耐久消費財を中心に、その多くが大企業によって供給されるようになる。それを可能にしたのは、大企業のマスメディアを利用した「宣伝・誘導」であり、また一つは月賦などの消費者信用の普及によるものである。また、共働きの一般化による「家庭内労働の軽減＝外部化・商品化」によって、家庭内の隅々まで消費財貨・サービスの商品化が進むことになった。短期的に繰り返される日常生活に必要とされる飲食物、被服、家具家事用品、教養娯楽などの消費財貨・サービスの多くが商品として購入されるようになったのである。それは他面では、日本国中どこでも同じような生活の仕方となり、家庭技術や地域文化を衰退させることにもなった。

それに対して、第2期「低成長期」の生活様式の特徴は、生活の「社会化」が「商品的社会化」に変わった点にある。それは、1980年代の臨調「行革」路線から1990年代から今日までの「構造改革」によってもたらされた。

第1に、「生活基盤」の確保の仕方が大きく変化した点にある。例えば、1980年代には国鉄がJRに変わり、日本電信電話公社がNTTに変わるなど、「生活基盤」の供給のあり方が「民営化」していったのである。それにより、独立採算制が

とられ「応益負担原則」が強化されることになる。それは1990年代から今日にいたってもとどまることなく、郵政3事業の公社化、国公立大学の独立法人化など「民営化」が進んでいる。

第2に、社会保障・社会福祉諸制度においても、1982年臨調基本答申では「活力ある福祉社会の実現」を柱として、「国民負担率」（国民所得に占める税金・社会保障負担の割合）を高齡社会のピーク時までに50%できれば45%に抑えるというものであった。その基本方針は、社会保障の「構造改革」の中にも盛り込まれている。高齡社会ピーク時には50%をはるかに超えることが予想されることから、それは社会保障給付の削減を意味するものであった。つまり、臨調「行革」の目的である「小さな政府」を実現するために、社会保障や社会福祉による社会的給付を削減する必要があったのである。それだけ、公的責任が後退することになり、その分それ以上に民間資本が入り込んでくることを意味している。例えば、厚生年金の支給開始年齢を引き上げたり給付水準を引き下げたり、あるいはまた健康保険の保険給付の割合を引き下げているが、その分それ以上に、国民は自助努力を強いられることになり、削減の穴埋めとして自己負担部分を増やしたり生命保険や個人年金などの私的保険への加入を促進することになる。

他面、社会保障負担のあり方も変化してきている。国民年金や厚生年金・共済年金にみられるように、その保険料が増加してきている。また、国民健康保険に端的にみられるように、国庫負担が削減されその分保険料が増加するとともに、所得に応じた「応能負担原則」が後退し、その分、人頭割・世帯割に一律に負担する「応益負担原則」が強まった。

従って、第2期の特徴は、「生活基盤」や社会保障・社会福祉諸制度のように、公的責任が後退しその分それ以上に民間資本が入り込むことによって、民間資本を利用する場合の負担そのものが「応益負担原則」であることはもちろん

特集・生活破壊の現局面

であるが、国や自治体が運営する「生活基盤」や社会保障・社会福祉諸制度もまた「応益負担原則」を強化した点にある。「応益負担原則」は、その利用する利益（効果）に応じて誰もが一律に費用を負担する原則である。それは、一般商品を購入する場合と同じ原則である。従って、「応益負担原則」が強まれば強まるほど商品としての性格が強まることになる。このような形で、市場での商品取引と同じような市場原理が支配することになる。言うまでもなく、所得に応じて負担し必要に応じて利益をうるといった所得の再分配の機能は「応能負担原則」によって実現される。第2期の特徴は、「応能負担原則」が弱められ「応益負担原則」が強化されることによって、所得の再分配機能が弱められたということにもなるのである。

以上のように、第1期の特徴である生活の直接的な「社会化」は、第2期には「応益負担原則」の強化とともに生活の直接的な「商品的社会化」に変わったと言えるのである。こうした生活様式の変化は、後でみるように、家計支出構造に影響し、一般世帯においては住宅ローン返済や教育費などの膨張、社会保険料の負担増、私的保険への依存強化などにより、家計負担の膨張となって現れることになる。また、低所得世帯では、その負担に耐え切れず、社会制度から漏れて遠ざけられ排除されるようになるのである。

また、もう一つの第1期の特徴である生活の間接的な「社会化」は、第2期には明確に縮小傾向を示すことになる。生活の直接的な「商品的社会化」が、その間接的な「社会化」の部分に影響し、その部分を節約・縮小し実質的な生活水準の低下をもたらすことになる。

2. 戦後、生活構造の変化

(1) 家計支出構造を分析するための道具

—生活の「社会化」による支出費目の範疇分類—
前節でみてきた生活様式の変化が、生活構造

に直接影響することになる。ここでは、生活構造を家計支出構造として観察することにする。そのためには、今日の生活様式の特徴である生活の「社会化」を表している家計支出費目を範疇分類する必要がある。

そこでまず第1に、「生活基盤」の確保のための支出費目として、住宅費、教育費、保健医療費、交通通信費、光熱・水道費がある。これらの費目を「Ⅲ社会的固定費目」と分類する。それらは、人間として生活していくための前提条件・基盤であるため、選択の余地が非常に狭く、社会的に一種の強制された費目である。従って、社会的固定費としての性格が強いのである。

第2に、長期的に日常生活を維持するために必要な社会保障・社会福祉の確保のための支出として、税金や社会保険料などの支出がある。これらの支出も選択の余地が非常に狭く強制された支出であることから、「Ⅲ社会的固定費目」の他類型として「Ⅲ'税金・社会保障負担」と分類する。

第3に、社会生活を営むために様々な人々との交流を必要とする。また、社会生活を営むためには、その時代その社会の社会慣習的生活を満たすための社会的体裁の維持が必要である。そのための支出は、社会的に強要された支出とみることができる。そこでまず、耐久消費財の確保のための支出である自動車の購入・維持費や家具家事用品を「Ⅱ-①社会的強要費目」とする。また、教養娯楽費や交際費、こづかい、外食などの支出を「Ⅱ-②社会的強要費目」と分類する。

第4に、労働力の肉体的再生産に必要な費目として、食費や被服費を「Ⅰ個人的再生産費目」と分類する。

第1と第2は、生活の直接的な「社会化」を示す費目分類である。それに対し、第3と第4は、生活の間接的な「社会化」を示す費目分類である。

以上の大きく4つに分類された費目は、通常、

家計調査では消費支出と非消費支出からなる実支出と分類されている。しかし、実際の生活は、それだけでは成り立たず、多くの場合、借金の返済や貯蓄が含まれている。それは、生活を維持・防衛するための自助努力の現れでもある。これら借金返済や貯蓄は家計調査では通常「実支出以外の支出」と分類されている。これらも、生活の「社会化」という視点から再分類することが可能である。

そこで、第5として、「生活基盤」を確保するための借金返済である住宅ローンの返済や教育ローンの返済を「Ⅲ」の他類型として「Ⅲ」土地家屋借金返済・他の借金返済」と分類する。第6として、将来に備えるための生活準備金としての性格が強い、貯金、私的保険掛金、有価証券購入などを「Ⅲ」の他類型として「Ⅲ」貯蓄」と分類する。

その他、飲食物費や被服費などを購入する場合クレジットカード（一括払い）の利用もみられることから、これを「Ⅰ」の他類型として「Ⅰ」掛買払い」と分類する。また、耐久消費財の購入の際に月賦（分割払い）の利用もみられることから、これを「Ⅱ」の他類型として「Ⅱ」月賦払い」と分類する。

以上が、生活の「社会化」をあらわす費目の範疇分類である。この分類に従って、戦後、生活の「社会化」の進展、そしてまた、生活の「商品的社会化」の進展を観察することができるのである。

（2）今日の家計支出構造

では、戦後、生活の「社会化」から「商品的社会化」にいたる生活様式の変化は、どのように家計支出構造に影響を及ぼすことになったのか、その点をみてみよう。ここでの分析対象は勤労者世帯（2人以上世帯）の平均である。この家計支出構造とは、収入総額＝支出総額に占める各費目の構成比構造である。

図1からはっきり言えることは、先に区分した第1期と第2期の特徴が、明確に生活構造の違

いとなって現れている点である。

グラフの斜線部分は、最も生活の直接的な「社会化」を表している「Ⅲ社会的固定費目」、「Ⅲ」税金・社会保障負担、「Ⅲ」土地家屋借金返済・他の借金返済」と「私的保険掛金」から成る、これを広義の「社会的固定費目」とする。この部分をみると、第1期の「高度経済成長期」（1955年～73年）には、ほとんど変化がみられないのが分かる。

この変化は、家計収入（その8割が賃金収入）の伸び率と広義の「社会的固定費目」総額の伸び率との関係で決まる。その双方の変化と相互の関係をみるのが大切である。そのためには「賃金依存度」という概念を使う必要がある。つまり、「賃金依存度」とは、家計収入総額に占める広義の「社会的固定費目」総額の割合で表される。換言すれば、「生活基盤」や社会保障・社会福祉の確保のために、どれだけ賃金・収入を支出したかという家計負担割合を示したものである。

第1期「高度経済成長期」における「賃金依存度」の推移をみると、1955年の28.4%から60年の26.4%、65年の27.6%、70年の27.0%そして73年には27.5%にいたる。この間、ほとんど変化がみられない。やや低下傾向すら示している。それは、この期間、収入総額の年平均伸び率が10.0%に対し広義の「社会的固定費目」総額のそれが9.9%と、その差はわずかだが収入総額の伸び率の方が高かったからである。広義の「社会的固定費目」総額の高い伸び率にみられるように、生活の直接的な「社会化」の進展は著しかったのであるが、それとほぼ同じかやや高い賃金の伸び率が、労働組合運動、特に春闘によって実現できた結果であることは疑いない。

この「賃金依存度」の低位水準が、生活の間接的な「社会化」を推し進めることを可能にしたのである。即ち、耐久消費財の普及、教養娯楽費や交際費、こづかいなどの拡大となって現れることになる。耐久消費財の伸びを示す「Ⅱ

(3) 生活構造のもろさ

かつて中鉢正美や籠山京によって、生活に構造があるということは、その構造を守ろうとする「抵抗」が働くということが指摘された。それを「履歴効果 (after effect)」という。また、ウェップ夫妻は、「コンベンショナル・ミニマム (conventional minimum)」の概念を使って、社会慣習的生活を守ろうとする「抵抗力」の存在を指摘している。

しかし、生活構造に「抵抗力」があるとしても、生活の「硬直化」によってその「抵抗力」は極端なまでにもろく弱められているのである。ウェップ夫妻は、個々の労働者の生活の「抵抗力」には限界があり、それを補うものとして労働者は団結し労働組合を結成し、その交渉力(「集合取引」)によって「共通規則 (common rule)」を締結する必要性を提唱している。それは、賃金の低下や長時間労働、危険で不衛生な職場等の労働条件のもとでは、労働者の品位・モラルの低下をもたらすとともに、生産力が減退するため、産業別・職業別の標準賃金をはじめ労働時間・余暇、労働環境衛生などの「モラル・ミニマム (moral minimum)」の実現であった。それはまた、産業資本家に対して彼らの「公共心」に訴えるとともに、「道徳化」をも意図したものであった。戦後第1期「高度経済成長期」の労働組合運動、特に春闘においては、賃上げを中心としたこの「モラル・ミニマム」が追求された時期であった、とみることができる。

確かに、春闘によって「高度経済成長期」には、賃金の企業規模間格差や年齢間格差などが縮小したことは事実である。しかし、第2期「低成長期」に入ると、「モラル・ミニマム」にも限界があることが露呈してくる。それは、賃上げ率が広義の「社会的固定費目」総額の伸び率を下回るようになったことに端的に示されている。それによって、家計の「硬直化」が進み、生活構造がもろくなったのである。その原因は、労働組合運動が衰退していったことが最も大きい

のであるが、それと同じ比重で、「生活基盤」や社会保障・社会福祉の確保の仕方が、市場原理の導入により生活の直接的な「商品的社会化」に変わったことによるのである。

つまり、賃上げが大切ではあるが、それと並んで、今日の生活様式の特徴である生活の「社会化」が進んでいることを考慮するならば、今日の生活は、賃金をはじめとした労働条件とともに、住宅政策や教育政策、社会保障や社会福祉政策によって大きく影響を受けているのであり、そうした包括的な政策を必要とさせる。その意味では、ウェップ夫妻の時代の19世後半とは、生活様式に大きな変化がみられるのである。こうした包括的な政策は、国家レベルの政策を必要とし、ただ単に、企業や産業レベルの問題ではない。従って、ただ単に産業レベルの「共通規則」ではなく、国家レベルの「共通規則」である「ナショナル・ミニマム (national minimum)」が必要とされるのである。

それ以上に大切なことは、「モラル・ミニマム」が、基幹産業の労働者によって組織された比較的強力な労働組合の「共通規則」であるのに対し、組織されていない膨大な未組織労働者がそこには含まれていないということである。彼らの多くは、低所得者であり低賃金で不安定雇用に就いているのである。こうした低所得層の下支え・底上げとして「ナショナル・ミニマム」が必要なのである。これは、ウェップ夫妻の「ナショナル・ミニマム」論の論旨でもあり、その必要性は、今日の日本においても変わらない。

このようにみえてくると、第1期「高度経済成長期」には、生活の「社会化」が進み、本来「ナショナル・ミニマム」の問題としてとらえるべき時期であるにもかかわらず、それを春闘による賃上げを中心とした「モラル・ミニマム」の次元で解決しようとしたことに大きな問題点があったのである。春闘の効果が全くなかったというのではない。基幹産業の組織労働者が賃上げを実現すれば、未組織労働者の賃上げもそれ

特集・生活破壊の現局面

によって引っ張られていくといった「機関車」論は、確かに賃金格差を縮小したのであり、それを否定するわけではない。しかし、経済成長率が低迷する第2期「低成長期」に入ると、それが通用しなくなると、本来持っていた問題点が顕在化してくるのである。それは、すでに第1期にも「低所得層」の問題として潜在的には存在していたのである。それを探るためには、低所得層の生活構造の分析を必要とする。

(4) 低所得層の生活構造の崩壊

家計調査では、年間収入五分位階層別に収入と支出を観察することができる。五分位階層というのは、年間収入を低い世帯から高い世帯に順番に並べ、それを5等分しそれぞれの平均値でみたものである。5等分した最低収入階層を「第Ⅰ五分位階層」といい、次いで「第Ⅱ五分位階層」と順にならび最高収入階層が「第Ⅴ五分位階層」ということになる。ここで「低所得階層」という場合には、「第Ⅰ五分位階層」を意味している。

まず、この五分位階層別にみた家計支出構造を、第1期「高度経済成長期」のはじめと終わりの時期である1955年と1973年とで比較(図2)することからはじめる。このグラフをみると、「賃金依存度」が、1955年には、収入階層が高くなるに従い明白に高くなっているのが分かる。低所得層の「賃金依存度」はきわめて低かったのである。特に、「Ⅲ 税金・社会保障負担」は、「第Ⅰ五分位階層」の3.0%に対し「第Ⅴ五分位階層」は16.5%と、その差は13.5ポイントにもなる。ところが、1973年になると、「賃金依存度」はほぼ準準化しているのが分かる。「第Ⅰ五分位階層」と「第Ⅴ五分位階層」との差がほとんどみられなくなったのである。しかも、「第Ⅰ五分位階層」の「賃金依存度」は上昇しているのに対し、「第Ⅴ五分位階層」のそれは低下しているのである。

第1期にみられたこの現象は、何を意味しているのだろうか。税金にしても社会保障負担

にしても、あるいは「生活基盤」確保のための負担にしても、国民・労働者世帯の負担は、社会保障の原理である所得の再分配として考えるならば、高所得層が高く負担し低所得層が低く負担することによって、平等な社会が実現されるのである。ところが、この第1期の終わりには、すでに再分配機能が弱まり、高所得層の負担を軽くし、低所得層の負担を重くする傾向がみられたのである。つまり、高所得層では、確かに賃金の上昇率が広義の「社会的固定費目」総額の伸び率よりも上回っていたのであるが、低所得層ではそれが逆で、賃金の上昇率は広義の「社会的固定費目」総額の伸び率に追いつけなかったのである。こうした傾向は第2期の特徴であるが、低所得層においては、すでに第1期からみられたということである。それは、低所得者対策が遅れていた証拠である。つまり、低所得層への薄く広い課税や保険料の徴収あるいは公共料金の徴収が、すでに第1期から始まっていたことになる。

第2期「低成長期」に入ると、春闘は「崩壊」し、賃上げ率は全所得階層にわたって広義の「社会的固定費目」総額の伸びをはるかに下回るようになる。その結果、「賃金依存度」は、高所得層をも巻き込んで急上昇しつづけるのである。しかも、「生活基盤」や社会保障・社会福祉の確保の仕方も変わり、市場原理が強化されると、特に低所得層の「賃金依存度」を押し上げ、90年代の終わりには、「賃金依存度」は、所得の低い層ほど高くなるといった逆転現象がみられるようになるのである(図3)。

この現象の意味は、住宅、教育などの「生活基盤」や社会保障・社会福祉を確保するための家計負担割合が、高所得層よりも低所得層で重くなったことを意味し、所得の再分配機能は完全に麻痺したことを意味しているのである。

第2期は、国民・労働者階級の全所得階層にわたり、「賃金依存度」は45%水準まで上昇し、家計収入の半分近くが社会的に強制され従って

固定的性格の強い費目に支出せざるを得ない状況は、まさに生活の「硬直化」以外の何者でもない。特に、低所得層にとっては、「賃金依存度」が仮に同じであっても、その負担感の高いにもかかわらず、高所得層以上に高まっている「賃金依存度」では、生活上の事故、例えば、失業、半失業＝低賃金・不安定雇用、病気、障害、死亡、災害などに直面した場合に、それに対する抵抗力は極度に低下し生活崩壊の危険性は極度に高まっているのである。そしてまた、その程度の差こそあれ、かなりの高所得層でも、生活の「硬直化」の進展により、生活上の事故に対する抵抗力は落ちているものと推測される。場合によっては、かなりの高所得層でも、生活上の事故に直面すれば、急速に生活が崩壊する危険性が高まっていることを意味している。

「もろい」生活構造ということ自体、形容矛盾である。生活の「もろい」構造とは、生活構造の崩壊を意味し、守るべき「構造」そのものが無くなったことになる。広義の「社会的固定費目」を支出した後の残りで、家計のやりくりをせざるを得ないことになる。食費や被服費の節約、耐久消費財の買い替えの節約、家族旅行や外食の節約、こづかいの節約などなど、これまでの生活とは一変した生活の状況となる。そうした傾向は、かなりの所得階層まで巻き込み、特に低所得層では顕著に進んでいるのである。

生活構造の崩壊がその極限に達すると、最も節約しにくい社会的に強制され固定的費目の支出が不可能な状態にいたる。生命保険など私的保険掛金の支払い困難そして解約、授業料やPTA会費、給食費など教育費、保健医療費、水道料やガス代、電気代などの支払いが困難となり、住宅ローンや教育ローンなどの借金返済ができなくなり、国民健康保険や国民年金の保険料の滞納が進むと考えられる。そのような状態になれば、「貧困」そのものということになる。では、その「貧困」の諸相は現在どれだけ進んでいるのか、そのいくつかを観察する必要がある。

3. 社会制度から遠ざけられ排除されていく人々

第2期「低成長期」の生活様式の特徴は、「生活基盤」や社会保障・社会福祉諸制度の確保の仕方が、「応能負担原則」という商品取引と同じ原理（市場原理）にかわったことに端的に示されていた。それだけに、低所得層にまで薄く広く負担が求められることになった。それを、生活の「商品的社会化」と名づけたのである。それはまた、低所得層に対する社会保険の保険料の減免条件が曖昧だったり厳しくなったりしていることをも意味している。ここでは、こうした生活様式の変化が、様々な社会制度から低所得層を遠ざけ排除していく、その実相に迫りたい。

(1) 国民健康保険制度から遠ざかっていく人々

国保の被保険者は、農林漁業者、商店や小零細な町工場などの都市自営業者のほかに、小零細企業に勤める労働者やパート・アルバイト・臨時などの労働者層それに年金生活者からなっている。ただし、この間のリストラによる失業者や「低賃金・不安定雇用層」の増大により、労働者が大量に国保に流れ込むという事態が生じている。その結果、国保被保険者の構成は大きく変化し、第1位が労働者で30.2%に及んでいる。第2位が年金生活者で27.9%、第3位が所得のない者の25.1%、第4位が自営業層の10.5%、第5位が農民の2.8%となっている。

さて、国保法は87年の改定により、国保料（税）の滞納世帯に対する制裁措置として正規保険証の取り上げ、保険給付の一時差し止めが「できる」ようになった。それは、84年に国庫負担が45%から38.5%に引き下げられ、各自治体では大幅な保険料（税）の引き上げを実施した結果、滞納世帯が増大したことに対する措置であった。さらに、2000年4月から介護保険の導入とともに、国保法の改定が実施され、それまでの正規保険証の取り上げや保険給付の一時差し止めが「できる」から実質的に市町村に義務付けられることになった。また、介護保険の保険料を国保料

特集・生活破壊の現局面

(税)に上乗せして徴収することとなり、負担感は一層強まることになったのである。

さらにこの間、厚生労働省の誘導により、所得に応じた「応能割」部分を減らし、世帯当たりや世帯人員当たり一律の「応益割」部分を増やすことになる。その結果、今日、ほとどの市町村でも「応能割」と「応益割」との割合は五対五となっている。それは、低所得層の負担を重くし、逆に高所得層の負担を軽くすることになった。

以上のような国保法の改定による制度的な要因と、失業者の増大や「低賃金・不安定雇用層」の増大、そして自営業層の長期的な売上の激減などによる社会経済的要因がからまって、滞納世帯が急速に増加するとともに正規保険証の取り上げもまた増加することになる。

まず、滞納世帯の推移(表1)をみると、1998年には約322万世帯(16.5%)、99年には約349万世帯(17.1%)、2000年には約370万世帯(17.5%)、2001年には約390万世帯(17.8%)そして2002年にはついに400万世帯を突破し約412万世帯(18.0%)、2003年には約455万世帯(19.2%)に達している。

また、正規保険証の取り上げの推移(表2)をみると、99年には約40.7万世帯、2000年には約49.6万世帯、2001年には約80.5万世帯そして2002年にはついに100万世帯を突破し100.4万世帯、2003年には約120.4万世帯にまで膨れ上がっているのである。この120.4万世帯のうち、資格証明書の発行は約25.8万世帯、短期保険証の発行は約94.6万世帯に上っている。いずれも、社会保険庁の6月1日現在での調査によるものである。

資格証明書というのは、滞納期間が1年以上の場合に発行され、それを医療機関の窓口を持っていても、利用者負担が10割と実質的に保険が効かないのである。領収書を市町村の窓口を持っていけば、保険給付部分つまり7割が払い戻されることになっているが、1年半以上の滞

納がある場合には保険給付が一時差し止められているため、その払い戻しもできなくなる。また滞納期間が1年半未満であっても、滞納している保険料(税)にまわされる場合があるため、実質的に保険が効かないのである。また、滞納が1年未満であっても、1か月2か月3か月しか有効でない短期保険証が交付される場合がある。

低所得層にとっては、ただでさえ所得が少ないうえにその負担が重くなり、病気があっても医療機関から遠ざけられ、社会制度から排除されることになる。それは、命に関わる重大な問題を含んでいる。病気があるのに資格証明書が交付されれば、どういうことになるだろうか。「貧乏人は死ね」という声が聞こえてくる。

(2) 国民年金制度から遠ざかっていく人々

国民年金制度についてもほぼ同じことが言える。94年改定により、国民年金保険料は毎年500円プラス物価上昇分の引き上げが決められた。保険料は、ここ数年不況のため据え置かれているが、現在一人当たり一律月1万3,300円である。

社会保険庁の調査によると、国民年金の納付率—被保険者が保険料を納付すべき月数に対する当該年度に保険料を納付した月数の比率—の推移(表3)をみると、1995年の84.5%から98年には76.6%、2000年には73.0%、そして2002年には62.8%まで下がっている。実に37.2%もの未納率となる。この比率はほぼ保険料滞納者の割合とみることができる。

また、社会保険庁の調査による国民年金の保険料免除状況(表4)をみると、免除率は1998年の19.9%から99年には21.2%まで上昇する。その後、2000年の17.4%、2001年の17.3%そして2002年の11.15%と推移している。2000年に低下しているのは、この年の4月から学生納付特例制度が始まり、学生の申請免除者が抜けたためである。2001年には再び2万9,000人の増加となっている。さらにまた、2002年に大幅に低下しているが、これは免除規定が厳しくなったた

めである。

未納者に免除者を加えて計算すると、国民年金の保険料を支払っていないあるいは支払えない人々は、41.5%と推定される。これらの人々の多くが、将来、低年金生活者や無年金者になる可能性が高いのである。

では、この未納者の未納理由についてみると、社会保険庁の調査（2002年7月発表、「平成14年国民年金被保険者実態調査」）では、第1位が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.5%、第2に「国民年金をあてにしていない、または、あてにできない」の15.0%、第3位が「支払う保険料に比べて、受けとる年金額が少ないと感じるから」の4.5%と続いている。平成11年調査と比べると、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が2.1ポイント増加している。また、「国民年金をあてにしていない、または、あてにできない」も2.8ポイント増加している。若年層を中心に年金不信が根強いことも事実であるが、若年層も含め過半数以上が経済的理由によって保険料が未納となっている点に留意すべきである。

以上のように、戦後の社会保障制度の象徴的な「国民皆年金・皆保険」体制は、完全に崩壊したといえるのである。それはまた、生活の「社会化」という戦後の生活様式そのものをも解体させたことになる。

(3) 就学援助を受けている児童生徒の急増

「生活基盤」の一つに教育がある。自立した社会生活を営み、平和で豊かな社会を築いていく人格の形成のためには、教育は欠かすことができない。そのために小中学校は義務教育としているが、完全無償制ではない。授業料と教科書代は無料であるが、それ以外の学用品、通学費、学校給食費、修学旅行費などは自己負担となる。学校教育法第25条は、経済的理由によって就学困難と認められる子どもの保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならない、としている。これを就学援助制度という。その対象

は、保護者が生活保護を受けている子ども（要保護児童生徒）と、市町村の教育委員会が要保護者に「準ずる程度に困窮している」と認定した子ども（準要保護児童生徒）である。

この就学援助を受けている児童生徒が、急増しているのである。1998年度には83万人、99年度の90万人、2000年の98万人、2001年の105万人そして2002年には115万人にいたっている。この内、要保護は公立小中学生の1.05%にあたる約11万2千人、準要保護は9.73%で約103万9千人である。合計すると、10.78%、10人に1人の割合で就学援助を受けていることになる。98年でそれぞれ0.73%、6.37%計7.07%であるから、この間、3ポイントの増加となる。

都道府県別にみると、要保護はすべて3%未満であるが、準要保護に3~21%台とばらつきがある。準要保護で最も率が高いのが大阪府で21.44%、次いで東京都の21.09%、山口県の17.63%、高知県の13.61%、北海道の13.52%と続いている。大阪府と東京都では5人に1人が受けていることになる。

特に準要保護の全国平均の急増それ自体が、低所得層の増大を意味している。その具体的な姿としてのリストラによる失業者や低賃金・不安定雇用層、そして売上の減少が続いている自営業層の増加が、その背景にある。それ以上に重要なことは、この準要保護が都道府県別に大きくばらついていることである。3~21%台といったばらつきは、一部は失業率の地域間の違いによって説明できたとしても、それだけでは説明つかないのである。準要保護の認定については、市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認める者という規定がある。しかし、具体的規定は市町村によって大きく異なっているのである。そのことが、大きく作用しているものと推測される。その背景には、国の補助率が97年度の36.7%から2002年度には23.7%まで落ち込んでいることがある。それだけに、市町村の負担が8割近くと増大してきて

特集・生活破壊の現局面

いるのである。市町村の財政的余裕のあるなしが大きく作用するおそれがある。

全国平均で10人に1人が就学援助を受けていることがショッキングであるが、それ以上に、地域間格差があることにショックを受けるのである。そこに隠されている事実、即ち就学援助から漏れている子供たちの存在である。そのこ

とが、子供たちの教育に直接・間接に影響を与えているであろうということが容易に推測されるのである。貧困あるいは低所得家庭で育つ子供たちの増大とその教育への影響ということにもっと留意しなければならないのである。

(かねざわ せいいち・理事・佛教大学教授)

表1 国民健康保険の保険料(税)の滞納世帯の推移

単位:世帯

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
全世帯	19,519,293	20,337,706	21,153,483	21,943,183	22,834,063	23,732,335
滞納世帯数	3,219,262	3,485,976	3,701,714	3,896,282	4,116,576	4,546,714
滞納世帯の割合	16.49%	17.14%	17.50%	17.76%	18.03%	19.20%

注1:滞納世帯は各年6月1日現在の状況

注2:全世帯は各年3月31日現在の状況(2002年は速報値)

資料:厚生労働省

表2 資格証明書と短期保険証の交付世帯数の推移

単位:世帯

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
総数 (A)	406,958	496,031	804,963	1,003,518	1,204,156
資格証明書 (B)	80,676	96,849	111,191	225,454	258,332
短期保険証 (C)	326,282	399,182	693,772	777,964	945,824
A/全世帯	2.00%	2.34%	3.67%	4.39%	5.07%
B/全世帯	0.40%	0.46%	0.51%	0.99%	1.09%
C/全世帯	1.60%	1.89%	3.16%	3.41%	3.99%
A/滞納世帯	11.67%	13.40%	20.66%	24.38%	26.48%
B/滞納世帯	2.31%	2.62%	2.85%	5.48%	5.68%
C/滞納世帯	9.36%	10.78%	17.81%	18.90%	20.80%

注1:資格証明書、短期保険証の発行世帯数は各年6月1日現在の状況

資料:厚生労働省

表3 国民年金の検認率の推移

1995年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
84.5	76.6	74.5	73	70.9	62.8

注:各年度末現在

資料:厚生労働省

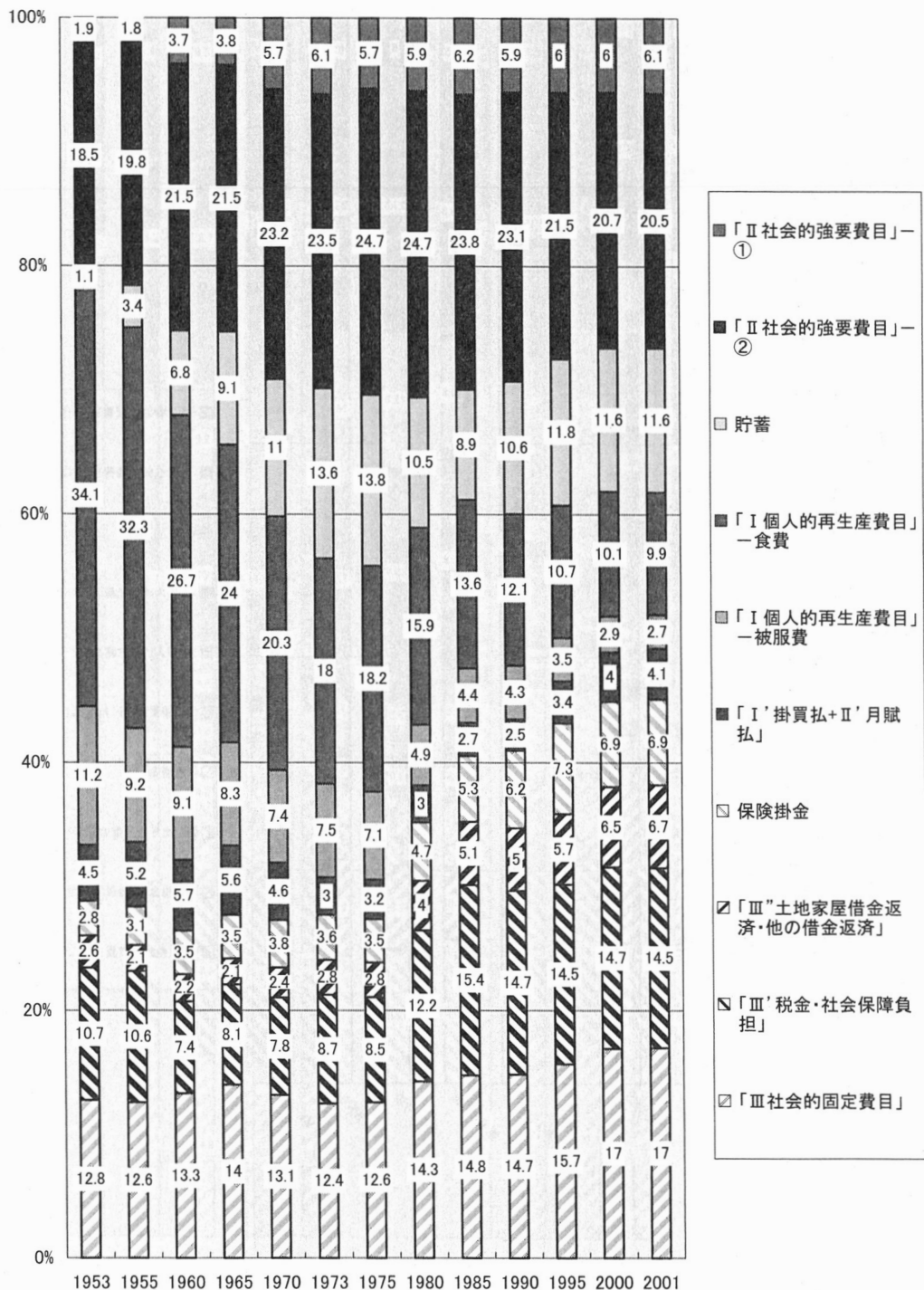
表4 国民年金の保険料免除状況の推移

年度末現在 単位:千人

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
総数	3,998	4,428	3,698	3,759	2,460
法定免除	900	932	957	990	1,030
申請免除	3,098	3,496	2,741	2,770	1,440
免除率	19.90%	21.20%	17.40%	17.30%	11.15%

資料:厚生労働省

図1 勤労者世帯1か月の家計支出構造の推移



特集・生活破壊の現局面

図2 年間収入五分位階級別、勤労者世帯1か月の家計支出構造—1955年と1973年の比較—

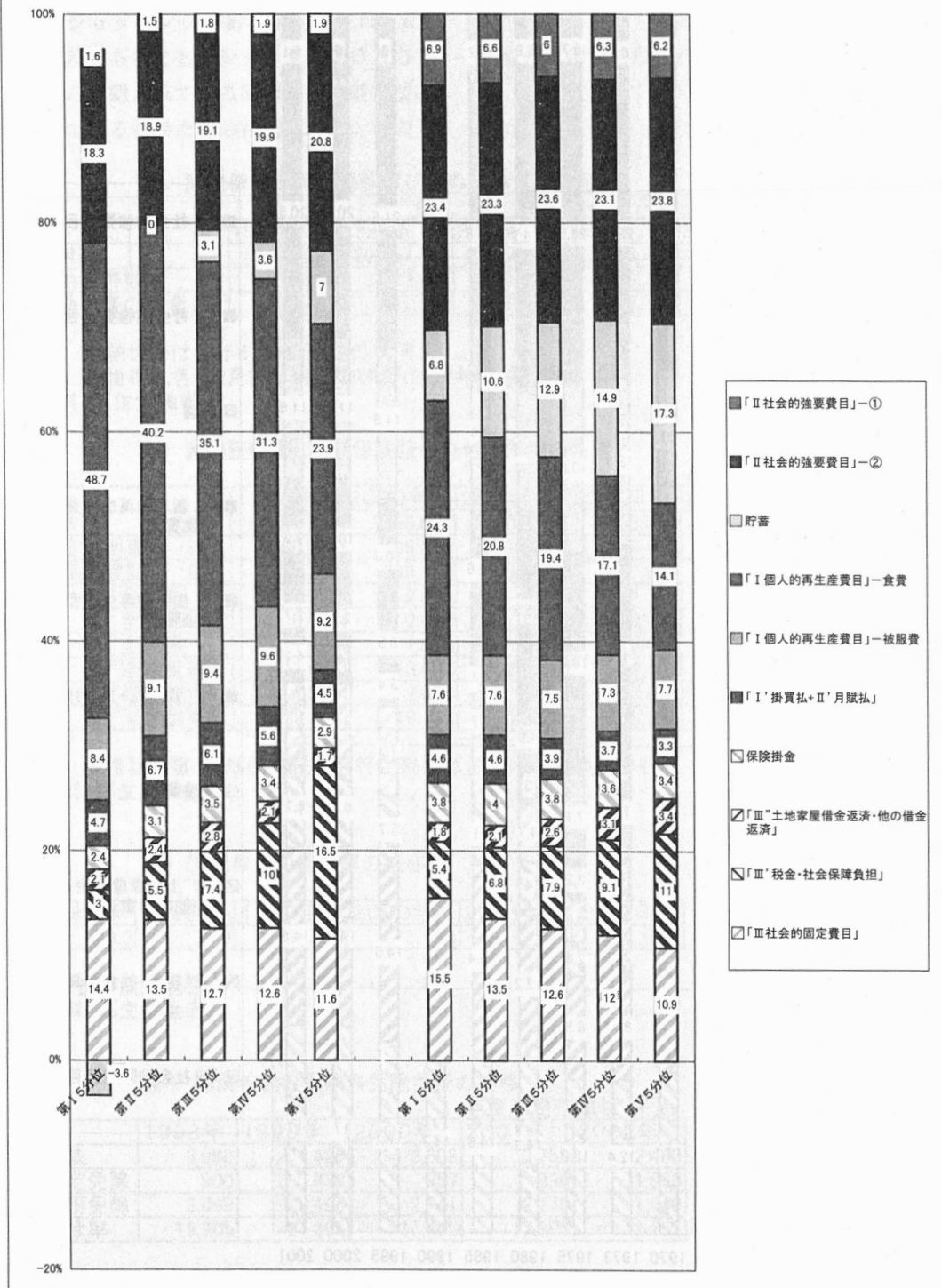
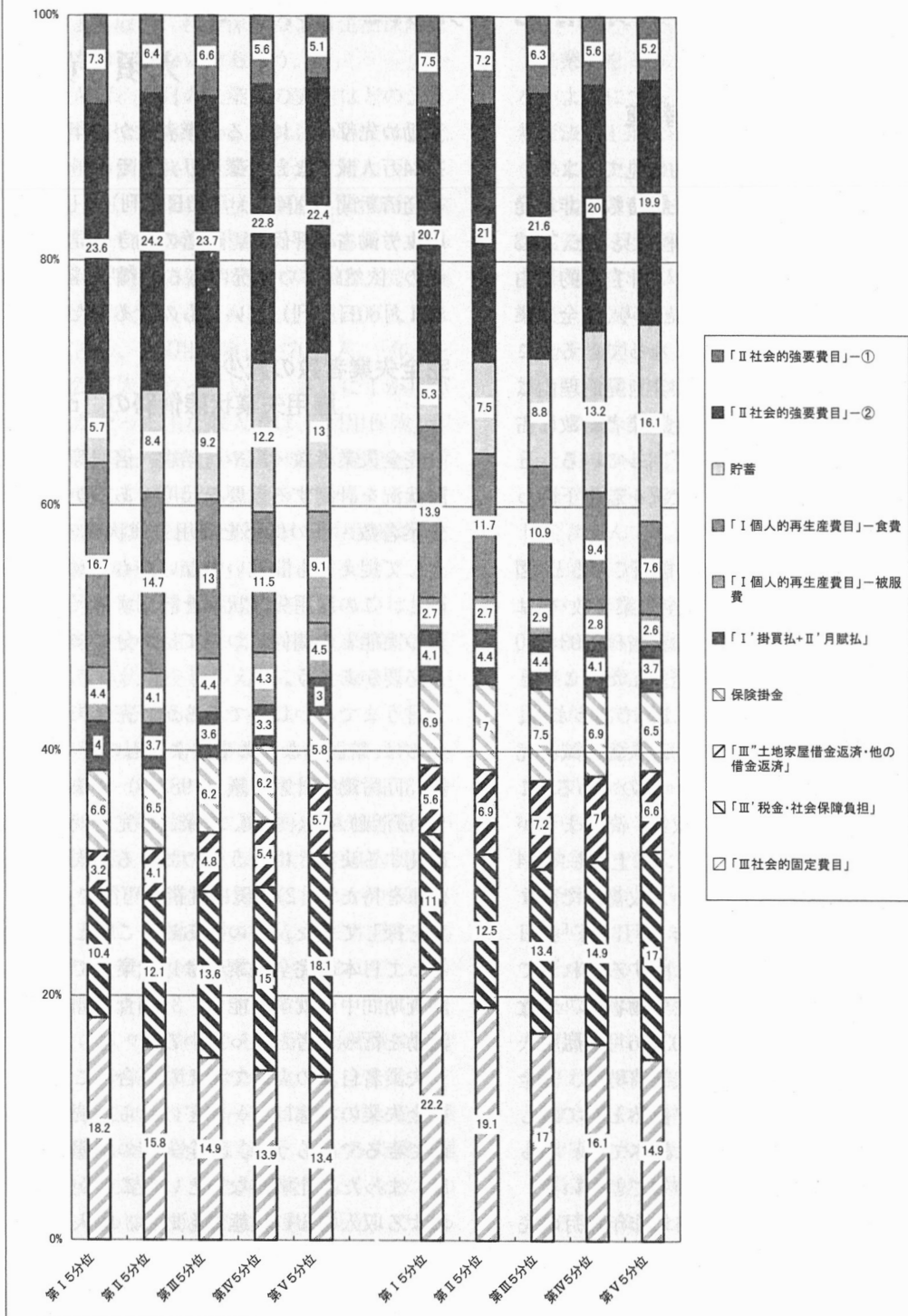


図3 年間収入五分位階級別、勤労者世帯1か月の家計支出構造—1990年と2001年との比較—



失業状況は「改善」されたか

—雇用失業情勢の現状を吟味する—

大須 眞治

最近の雇用情勢「改善」の報道

最近の雇用失業状況を統計的に見てみよう。
図-1により、年平均の完全失業者数、非自発的理由による完全失業者数の推移を見ると、2003年平均の完全失業者数は359万人、非自発的理由による完全失業者数は146万人となり、完全失業者総数に占める割合は41.7%になっている。これら完全失業者数、離職理由が非自発的理由による完全失業者数及びその完全失業者総数に占める割合とも、昨年水準を下回っている。とはいえこれは過去最悪の失業状況を若干下回ったに過ぎない。

月別の統計により直近の状況を見てみると(図-2)、2003年の6月以後、完全失業者数・率は前年に比べて低下している。総務省は2003年10月末に、9月の完全失業率を発表した。このときの完全失業率は前月と同じ5.1%であったが、対前年比では完全失業者数で20万人弱の減、完全失業率で0.3%の減となっていたのである。これについて「失業率の水準は依然、高留まりが続くが、3月に前月より0.2ポイント上昇して5.4%になって以降は『横ばい』か『改善』で徐々に持ち直して来ている」(2003年10月31日「朝日新聞」夕刊)とし、雇用情勢に関するこれまでの評価を変えている。同じ厚生労働省の「最近の雇用失業情勢について」が2003年6月の雇用失業情勢について「現下の雇用失業情勢は、完全失業率が高水準で推移するなど依然として厳しい」という評価をしていたのに比べても、明らかに失業状態改善の評価に変わってきている。さらに今年になって、1月30日に昨年12月の完全失業率が発表されたが、これについて日本経済新聞は、「失業率13年ぶりに改善」と報じ、

「『勤め先都合』による失業者数が前年同月に比べ24万人減るなど企業のリストラが一服」(「日本経済新聞」2004年1月30日夕刊)としている。厚生労働省の評価は、「改善の動きは見られるものの、依然厳しい状況にある」(「朝日新聞」2004年1月30日夕刊)というものであった。

完全失業者数の減少は

雇用失業状態情勢の「改善」か

完全失業者数・率や有効求人倍率等は雇用失業状況を計測する重要な尺度であるから、完全失業者数・率の低下を雇用失業状況の「改善」として捉えても間違いでないかもしれない。しかし、この雇用失業状況を計測する尺度と、失業の実態との関係については十分に検討してみよう必要がある。

言うまでもないことであるが、完全失業者というのは、統計的な決め事によるものである。ILO第13回労働統計家会議(1982年)で決議された「経済活動人口、就業、失業、不完全就業の統計に関する決議」にそうものである。失業者は1)仕事を持たず、2)「現に就業が可能で」、3)「仕事を探していた」ものである。こうした定義にそって日本の完全失業者は1)就業者でなく、2)調査期間中に就業可能で、3)調査期間中に求職活動を行った者となっている。

失業者自身の立場で考えた場合、このような完全失業の状態は、一体どのくらい続けることができるであろうか。完全失業の状態というのは、まったく仕事がないということから、仕事による収入のない状態でもある。収入のない状態の継続は、生活の維持を困難にすることとなるであろう。生活を維持するために何らかの取

入を得なければならないのである。就業によらない収入として考えられるのは、これまで貯めてきた預貯金財産の切り崩しをするか、あるいは財産による収入、社会保障による生活保障などによるものしかないであろう。

それならば、今日の失業者の実態はどのようなになっているであろうか。これについては、総務省が労働力調査終了世帯約2万世帯について調査を行った「就業希望状況調査」(2002年4・5月及び10・11月の2回調査)がある。そのうちの10・11月調査の結果を見てみると、完全失業者349万人のうち、「収入なし」が172万人とほぼ5割を占め、「雇用保険」が70万人、「年金・恩給」が28万人となっている。さらに1か月の家計をまかなった主な収入では、「雇用保険」が29.6%、「年金・恩給」が25.9%、「預貯金等財産の取り崩し」が14.8%になっている。1か月の家計をまかなった主な収入が「雇用保険」と「預貯金財産の取り崩し」を加えた少なくとも44.4%の世帯は、給付期間の終了あるいは預貯金や財産の食いつぶしによって、失業者でさえも居られない状況をむかえることとなることが予想される世帯であるといえよう。

雇用保険の給付期間が終了してしまったり、預貯金を食いつぶしてしまった場合には、十分に納得できる労働条件による再就職先が見つかるまで再就職を延期できない状況に迫込まれてしまう。生活を維持するために何らかの収入さえ得られれば、労働条件がどんなに劣悪でも再就職せざるをえない状況に迫込まれてしまうのである。

これらの人々がやむをえず行う再就職は統計上では、完全失業者ではなくなることとなる。完全失業者ではなくなるが、これによって失業状態が改善したわけではない。むしろ失業状態が深刻化した結果、完全失業者でなくなったのである。いわゆる労働力の「窮迫販売」であって、失業者にとっては困窮した、不安定な生活状態に陥ることを意味する。劣悪な労働条件の

下で働く労働者の出現ということになる。

労働者に安定した職業と生活を保障するのは政府の役割

失業者をこうしたぎりぎりの選択に直面させないようにすることが政府の役割である。雇用対策法第1条では「国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が量質両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的地位の向上を図るとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資することを目的とする」とし、労働力の需給調整について政府の責任を明らかにしている。それからして、そのようなぎりぎりの状況にある失業者に仕事を提供し、きちんとした仕事を得られるまで十分に待てる条件の整備は、政府が行わなければならない。

なぜならそのようなぎりぎりの状況にある失業者が多数存在していることは、失業者自身の問題だけではなく、現に就業している労働者にも大きな影響を与えるものであり、働くもの全体の問題と関わる問題であり、全社会的な問題だからである。現役の労働者もそうした劣悪な労働条件で働く労働者との競争にさらされ、労働条件の引き下げ競争に巻き込まれることになるからである。

そのために失業者が労働力の「窮迫販売」に陥らないようにするために、第1には失業者の生活保障について十分な社会的保障の体制が準備されること。第2に失業者が再就職するのに十分な数の仕事口を用意することは、政府の責任で実現されなければならないのである。

失業者が労働力の「窮迫販売」を避けることができる条件としては、失業者自身の預貯金や財産も考えられるとしても、失業者に多くの預貯金や財産を期待することはあまりに現実的で

特集・生活破壊の現局面

はない。ここでの施策としては、失業者に対する社会保障の充実が不可欠となる。失業者に対する社会的な生活保障が薄弱であればあるほど、失業者はそれだけ早く労働力の「窮迫販売」に追い込まれることとなるのである。もし、完全失業者数の減少がこのようなして起こっているとすれば、完全失業者数の減少は、雇用失業状態の改善ではなくむしろ悪化であるということになる。失業者が労働力の「窮迫販売」をしなくても十分に生活できる社会的な保障が整っていれば、それによって完全失業者に留まる期間が長くなることになるかもしれないが、労働者の経済的社会的地位を上げるにはむしろそのほうが望ましい事態ということができよう。

労働力の「窮迫販売」を避けるもう一つのポイントは、失業者に対してどれだけ多くの再就職口を保障するかということである。もちろんその再就職口は、労働者が安心して働き、安定した生活を保障するようなものでなければならない。そのような条件のもとに失業者が再就職していくとすれば、完全失業者数の減少は労働者の経済的社会的地位の向上と一致したものとなる。良質の雇用の創出が行われなければならないのである。

労働力の「窮迫販売」の実情

— 厚生労働省「求職者総合調査」 —

現実にもそのような施策が十分に施行されているかということについて検討してみよう。求職者が実際にどのような状態に置かれているか、厚生労働省の求職者総合実態調査によって見てみよう。調査は2001年12月公共職業安定所に新規求職申込をした求職者に対して実施し、2002年6月と2003年1月にその追跡調査を行っている。調査対象者は20,378人、有効回答13,337人、有効回答率65.4%である。

この調査により、求職者の2002年中の動きが明らかになる。まず、2001年12月に新規求職し

た時の状況を見ると（表－1）、離職理由別では、事業主の都合による離職と、自己都合による離職・転職が理由の大きな部分を占め、どちらもほぼ40%になり、男性は前者が多く、女性は後者が多くなっている。年齢別では、若年で自己都合による離職・転職の比率が大きく、高年齢化するほど事業主の都合による離職が多くなっている。39歳以下では、自己都合による離職・転職のほうが多く、40歳で逆転して事業主の都合による離職が多くなる。50歳代前半では過半数、50歳代後半で60%を超える。

これらの人がその後2回の調査の時点でどのように就業していくかという（表－2）、ほぼ半年後の2002年6月の時点で、就業した人は49.4%でほぼ半数が就業している。年齢別に見ると、年齢の若い方が就業者の比率が高く、年齢が高くなるに従って就業者の比率が低くなっている。40歳代後半では半数を割り、50歳代後半では3分の1、60歳代では4分の1に低下している。これが1年後の2003年1月の調査では、61.8%の人が就業している。この時点では、50歳代前半の年齢まで60%以上の人が就業するようになっている。しかし、50歳代後半の年齢になると過半数がまだ就業していない状態で、60歳前半では3分の2が就業しないままの状態である。40歳代後半、50歳代前半の年齢層は、2002年の6月以後第2回目の調査までの間に就業者数をかなり増やしているが、それでも就業した人は、3分の2に過ぎず、3分の1人は最初の求職後1年経った後でも未就業で残されたままになっている。

このような結果、就業した人はどのような状態になっているであろうかを見てみよう。まず、就職者を早期就職者と後期就職者とに分ける。2001年12月に新規求職した時点から、2002年6月の第1回目調査までに就業したものが早期就職者、第1回目調査から第2回目調査（2002年12月）までに就職したものが後期就職者とし、雇用保険の受給資格の決定との関連で分類し、雇

用保険を受けていない者を一般求職者とし、2001年12月に雇用保険の受給資格決定を受けた者の内29歳以下を若年受給資格者、30～44歳の者を壮年受給資格者、45～64歳の者を中高年受給資格者としている。求職申込み時の希望賃金以上の収入で就業している人がどのくらいいるか、その割合を示したのが、(表-3)である。

希望以上の収入で就業している人は、第2回調査時就業者を100として、早期就職者で57.8%、後期就職者で34.4%である。いずれにおいても後期就職者で比率が低くなっている。希望賃金額以上の収入を得ている人が過半数になっている賃金階級はどこに当たるかを見ている。50万円以上という特別高い層を別にして見ると、一般求職者、受給資格者の総計では、早期就職者で19万円まで、後期就職者では9万円までとなっている。さらに就職時期別・雇用保険類型別に見ると、早期就職者で一般求職者が24万円、若年受給資格者が29万円、壮年受給資格者が29万円、中高年受給資格者が14万円となっている。後期就職者の場合は、一般求職者で9万円、若年受給資格者で14万円、壮年受給資格者で14万円、中高年受給資格者で9万円となっていて、後期就職者は早期就職者もずっと低い水準になっている。希望賃金額を低くして、できるだけ早期に再就職することが条件を満たしやすい状況になっている。ここに労働力の「窮迫販売」の実態がある。多くの場合、再就職して収入額の低下は避けられなくなっており、再就職までの期間が長くなれば一層の労働条件の低下は避けられない状況になっている。

その結果、再就職した仕事への満足度を見ると(図-3)、「満足」(「大いに満足」と「やや満足」を合計したもの)は早期就職者で25.0%、後期就職者で19.5%でしかない。雇用保険の受給を受けていない人(一般求職者)、中高年では特に満足度は低くなっている。現状は大多数が満足できるような再就職になっていないことは明らかであろう。不満足な再就職が大多数を占

める限り、再就職による完全失業者数の減少は失業問題の改善にはなっていない。収入額を切り下げても再就職する、満足でなくても再就職するというのが現状。少なくとも2002年中での求職者の再就職が労働力の「窮迫販売」の性格を強く持っているといえよう。雇用保険のない人、中高年でその傾向は強くなっている。

今日の失業者の実情は、失業者を「窮迫販売」から逃れさせるような施策とはほとんど無縁なところに置かれているといえよう。

労働力需給関係をめぐる全体的な状況

完全失業者数・率の低下が失業者の納得いく労働条件による再就職によっているものであるとすれば、それは間違いなく失業状態の改善である。事態がもしそのように推移しているとすれば、失業状態の改善は雇用量の絶対的な増加と並行しているはずである。雇用の絶対量が増大し、失業者を吸収する事態が発生していて、はじめて改善は可能になるのである。つまり何らかの形で新しい追加的な雇用創出が行われていることが失業状況の改善にとって必要な条件となるのである。

それならば現在、雇用の絶対量の動向はどのようなになっているであろうかについて検討してみよう。

表-4によって、今日、失業者が満足できる再就職の条件があるかどうかを探ってみることにしよう。雇用に関連する資料として、労働力人口、就業者数、正規労働者数、賃金、家計収入をみることにする。

まず就業者数であるが、その最近の動きを見ると、1997年の6,557万人をピークに2003年の6,316万人まで8年連続して減少している。その減少数は241万人、減少率は3.7%である。さらに、これに完全失業者数を足した、労働力人口で見ても1998年の6,793万人から2003年の6,666万人まで連続5年間減少し、その減少数は127万人、減少率1.9%となっている。完全失業者数の

特集・生活破壊の現局面

増加を含んでも就業者数は絶対的に減少しているのである。さらに正規労働者の数も1997年の3,812万人から2002年の3,471万人まで連続して減少し、その数は341万人、8.9%となっている。これで見ると、求職者が満足して再就職できる席の数は、決して十分な量だけ用意されているとは言えない。特に正規労働者の席は極端に不足していることは間違いのない事実となっている。

さらに賃金も2000年以後2003年まで、よりおおまかな見方では1997年から2003年まで減少が続いている。1998年の371,670円から341,820円まで29,850円、約8%の減少である。勤労者世帯の収入も1997年から連続して減少し、1997年の595,214円から2003年の524,542円への70,672円、11.9%の減少となっている。再就職の席の数が減っているだけでなく、再就職の席がますます貧相なものになってきているのである。このように労働者の雇用と所得をめぐる雇用・所得を示すすべての物差しが悪化の方向を示しているものであり、そうした状況の下では、失業者が安心して再就職できる条件は、全体的な状況としてはないと言える。

失業者の実態から考えられる失業対策 —創出される雇用の質の問題—

厚生労働省は、2003年12月に「労働力需給のミスマッチの状況に関する調査」を行っている。これは全国12所の公共職業安定所で、求職者へのアンケート調査、求人者への聞き取り調査を実施し、さらに2003年11月に受理した派遣・請負と思われる求人の割合等を調査したものである。この結果、新規求人数59,367のうち請負求人16,664、派遣求人3,459という事実が明らかになっている。「労働者派遣業からの求人が調査を行った公共職業安定所の全求人5.8%、同じく業務請負からの求人は全求人28.1%となっており、両者を合わせると求人の33.9%を占めている。一方で、これらの充足率は、労働者派遣

業で4.0%、業務請負では3.1%となっており、調査を行った公共職業安定所全体の充足率8.5%と比較して低い水準となっている」としている。

公共職業安定所が紹介している仕事のうち約3分の1が派遣及び業務請負からなっているというのは驚くべき事実である。特に請負求人が3割弱を占めていることは公共職業安定所の職業紹介により安定した雇用を得て、人間らしい生活を行おうとする求職者の期待を大きく損なうものと言える。しかし、本調査で問題にしたのは、公共職業安定所の紹介する仕事の中に派遣や業務請負の仕事が大量に混じっていたことではなく、派遣、業務請負の仕事の充足率が低かったことだったのである。

派遣や業務請負の仕事の充足率が低いのは、それらの仕事はもともと雇用が不安定で労働条件も悪く、低賃金で労働者としての権利さえ認めないようなものになっていることを誰でもが知っているからである。坂口力厚生労働相自身も「請負業は法律に基づかないので、野放しになっているきらいがある」（2003年5月29日、参議院厚生労働委員会）と発言している位にそれらの仕事は、働く側から見れば、問題のある「雇用」である。求人としては「粗悪な求人」といえるようなものなのである。であるから公共職業安定所としては、そのような求人を排して、「良好な求人」だけを求職者に提供することに徹すべきなのである。ところが実際に「ミスマッチ解消のための緊急対応策」として出されたのは、「増加する派遣・請負求人について、就業場所等の就業条件を明確化」「就業条件が明確な派遣・請負求人等について、事業所説明会等の積極的な実施など求人充足のための取組を強化」これらによって「求人が迅速かつ的確に充足するよう支援」するということであった。

厚生労働省の姿勢は、求人であればそれが「粗悪なもの」であってなんでも求職者に押しつけ、失業者の数を無理やり減らそうとするものである。深刻な失業の下では、例えば劣悪な仕事

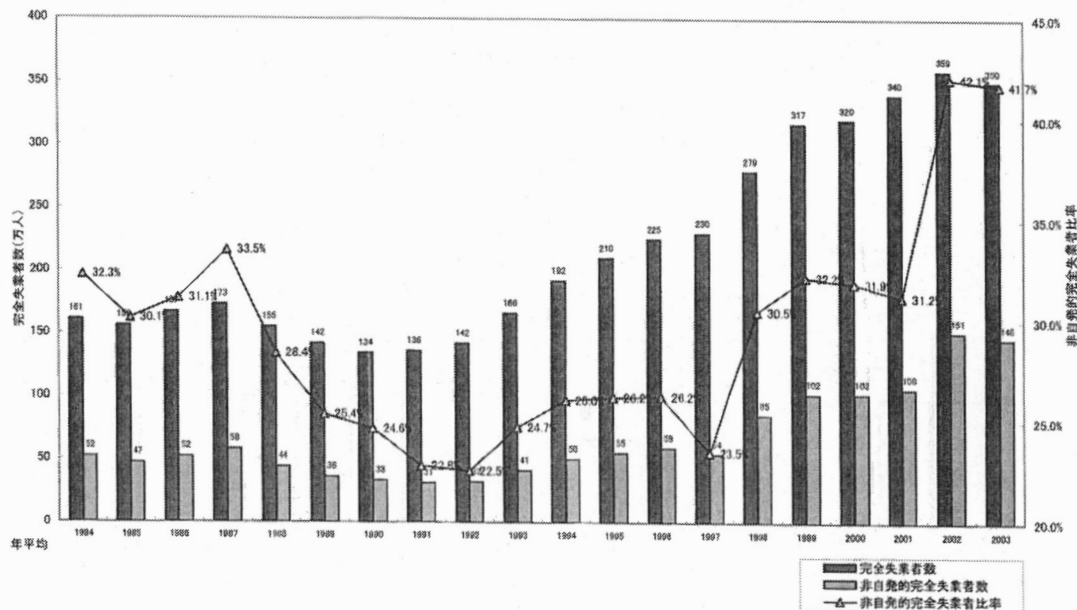
でも無いよりはまし、という考えがあるかもしれないが、しかし、それによって失業問題は一つも良くなることはないであろう。失業者個人にとってなら解決にならないことはいうまでもないが、社会的に見てもそれは失業問題を先延ばしにし、問題をより一層深刻なものにするだけである。雇用が不安定な仕事への再就職は、再就職者が再び失業者になる可能性が大きいばかりか、賃金の低さから収入の追加を求めて、より多くの労働者を労働市場に登場させてくる可能性が大きいからである。そういうことによって労働市場は再びより深刻な労働力の供給過剰に陥ることとなるであろう。一時的に完全失業者数を減らすだけの失業対策ではなく、すべての勤労者が安心して働き、生活できる状態を作り出すような失業対策が今、必要とされているのである。そのために本格的な雇用創出がどう

しても必要となるのである。

今日の失業問題に対して、雇用創出が必要であることでは、意見に違いはない。政府も「200万人の雇用創出」を掲げていることからして、それは間違いのない事実であろう。問題になるのは雇用創出の中身の問題である。それは純増としての雇用創出が行われるかどうかにかかわっている。そのためにどうしても必要なことは、優良な雇用を大量に創出することである。公的な責任による雇用創出が必要となるのである。この雇用創出と失業者の社会的な生活保障の確立を二つの柱にして、労働力需給調整を行うという政府の責務ははたされることになるであろう。

(おおす しんじ・労働総研事務局長・
中央大学教授)

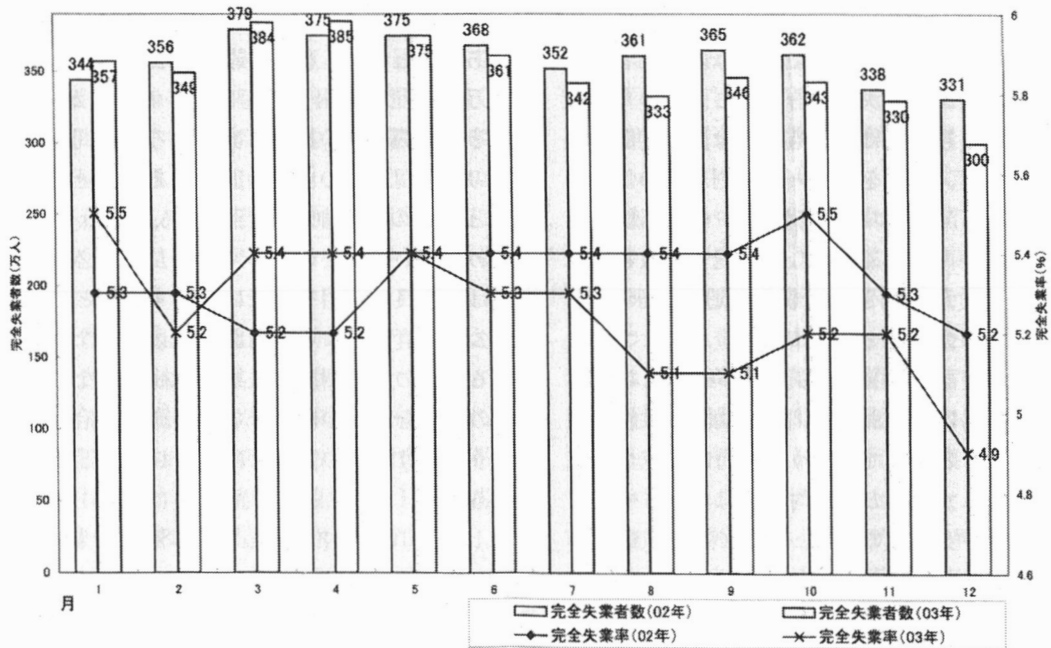
図-1 完全失業者及び非自発的完全失業者数・率の推移



資料：総務省「労働力調査」

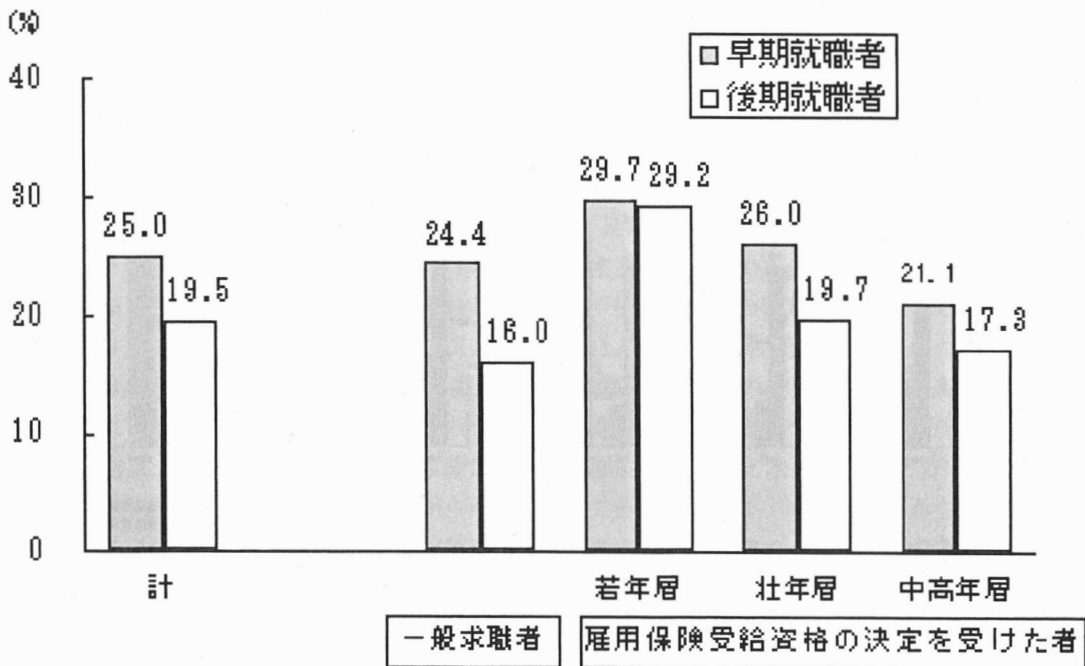
特集・生活破壊の現局面

図-2 月別完全失業者数・率の変化



資料：総務省「労働力調査」

図-3 現在の仕事に対して「満足」の割合（第2回調査時現在就業者＝100）



資料：厚生労働省「2002年求職者総合実態調査（2003年1月調査分）」

表-1-イ 求職時の離職理由別状況 (2001年12月)

	単位: %		
	計	男	女
事業主の都合等で会社を離職した	40.4	45.6	34.5
自己都合により会社等を離職、転職を希望していた	40.0	37.1	43.4
会社等に在職しながら転職を希望していた	8.4	7.3	9.6
新たに働きたかったから	6.3	4.1	8.7
自営業を辞めたから	1.9	2.8	0.7
その他	3.0	2.9	3.2
	100.0	99.8	100.1

表-1-ロ 年齢別求職時の離職理由別状況

	事業主の都合等で会社を離職していた	自己都合により会社等を離職し、転職を希望していた
計	40.4	40.0
24歳以下	20.3	52.4
25-29	23.2	57.2
30-34	33.0	47.2
35-39	37.8	40.8
40-44	42.1	35.5
45-49	48.3	34.0
50-54	53.3	29.7
55-59	60.3	36.0
60-64	74.1	13.9
65歳以上	63.9	20.3

注) 2001年12月に公共職業安定所に新規に求職した者の実態調査

資料: 厚生労働省「2002年度求職者総合実態調査」

表2 就業している人の推移

	第1回調査時就業 a	継続就業 b	第1回以後転職 c	第1回以後就業離職 d	第1回以後就業 e	第2回調査時就業 b+e
計	49.4	35.9	8.6	10.4	25.9	61.8
24歳以下	61.7	46.5	10.0	12.4	24.2	70.7
25-29	56.8	40.6	10.4	11.6	25.8	65.6
30-34	52.9	38.4	8.7	10.9	27.1	66.5
35-39	55.0	39.9	8.8	12.5	26.0	65.9
40-44	53.4	38.7	11.4	9.2	32.9	71.6
45-49	48.1	34.8	8.5	9.4	30.3	65.0
50-54	43.4	31.3	8.4	9.7	30.6	61.9
55-59	35.1	26.0	6.1	8.0	23.9	49.8
60-64	26.2	18.1	3.7	7.2	17.7	35.8
65歳以上	30.3	19.7	3.5	7.4	12.0	31.8

注) 第1回調査は2002年6月、第2回調査は2003年1月。

資料: 厚生労働省前掲調査

特集・生活破壊の現局面

表3 求職申込み時の希望賃金以上の収入で就業している者の割合

(単位: %)

求職申込み時の 希望賃金階級 (万円)	計		一般求職者		若年受給資格者		壮年受給資格者		中高年受給資格者	
	早期 就職者	後期 就職者	早期 就職者	後期 就職者	早期 就職者	後期 就職者	早期 就職者	後期 就職者	早期 就職者	後期 就職者
計	57.8	34.4	58.5	38.6	66.7	39.5	54.0	33.8	46.0	28.2
5～9万円	87.2	74.7	85.5	69.6	100.0	*	90.8	86.7	93.6	79.4
10～14万円	74.6	44.5	74.8	44.7	85.0	53.6	63.2	60.9	65.6	31.9
15～19万円	57.6	36.8	57.8	37.0	65.6	49.0	52.6	36.6	33.5	23.5
20～24万円	49.8	32.9	50.3	35.9	54.4	37.5	54.2	30.6	35.7	27.5
25～29万円	45.1	23.3	41.4	20.6	52.2	6.3	53.2	29.7	47.2	27.6
30～34万円	36.4	20.6	26.9	23.4	*	*	45.9	25.0	47.1	18.9
35～39万円	24.6	9.6	28.1	*	*	*	30.0	5.1	18.2	13.1
40～44万円	48.2	14.0	42.0	*	*	-	62.3	12.3	35.2	16.7
45～49万円	23.4	*	*	*	-	-	*	*	*	*
50万円以上	42.4	19.8	*	*	-	-	53.6	38.3	48.9	6.6

(注) 希望賃金以上の収入で就業している者とは、

求職申込み時(平成13年12月)の希望賃金と平成14年12月分の収入について、「5万円未満」、「5～9万円」、「10～14万円」、「15～19万円」、「20～24万円」、「25～29万円」、「30～34万円」、「35～39万円」、「40～44万円」、「45～49万円」、「50万円以上」の階級で比較を行い、希望賃金階級と平成14年12月の収入階級が同じ場合、または、希望賃金階級より平成14年12月の収入が高い階級で就業している者をいう。

資料：厚生労働省前掲調査

表4 雇用関連の最近の動向

年	労働力人口 万人	就業者数 万人	正規労働者数 万人	賃金 円	実収入 円
96	6,711	6,486	3,800	365,810	579,461
97	6,787	6,557	3,812	371,670	595,214
98	6,793	6,514	3,794	366,481	588,916
99	6,779	6,462	3,688	353,679	574,676
2000	6,766	6,446	3,630	355,474	560,954
1	6,752	6,412	3,640	351,335	551,160
2	6,689	6,330	3,471	343,120	538,277
3	6,666	6,316	—	341,820	524,542

注) 賃金は調査産業計(事業者規模5人以上)平均月間現金給与額

注) 実収入は全国勤労者世帯(2人以上世帯)年平均1か月間の実収入

資料: 労働力人口、就業者数は総務省「労働力調査」

正規の労働者数は2001年まで総務省「労働力調査特別調査」(2月)

2002年は総務省「労働調査詳細集計」(「労働調査詳細集計」と「労働力調査特別調査」とは調査の方法が異なり正確には接続しない。)

賃金は厚生労働省「毎月勤労統計」

実収入は総務省「家計調査」

年金改悪政府案の基本構造

公文 昭夫

歴史はくりかえす

消費税増税と社会保障

こうなると、もはや「バナナのたたき売り」である。それも腐ったバナナを高く売りつけようという商法だからたまったものじゃない。

一年まえの02年12月5日に厚生労働省が今国会に提案する年金「改革」案を発表した。そのときは、保険料を「20%」まで引上げて（現行厚生年金の料率13.58%）固定する。その結果、年金額は、いまのモデル年金、夫婦で月23万8000円（男子労働者の平均賃金の59.4%）を12%減らして52%にする、というものであった。国民年金の最終保険料も、いまの一人月1万3300円を1万8100円まで値上げするという計画だった。そうしないと、日本の年金の「持続」を可能ならしめることはできないという主張だったのである。

ところが1年後の03年12月17日には、自民・公明の与党年金改革協議会が、何ひとつ具体的な根拠も示さないまま、保険料率の固定上限を18.35%に修正し、年金額は年50.1%（15%削減）まで引下げることを選定した。ほとんどこれで決まりか、と思ったとたん、年あけの1月30日の与党年金改革協議会は、18.35%からの0.05%値切って18.30%にすると修正したのである。いっぽう年金額のほうは、15%削減の50.1%のまま。それも厚生労働省の試算では、これから少子高齢化が進み、経済情勢が悪くなれば50%を割りこみ、47.9%（削減率19%）にまで引下げることになると言っている。映画「男はつらいよ」の主人公、フーテンの寅さんなら、「安くしとくよ、持ってけドロボー」と良心的？なセリフを吐くところだが、自・公商店の年金経営は、最低のモラルも科学的根拠もかなぐり捨て

て、もっぱら通常国会直後の7月参院選で「どこまでやれば票が増えるか、減るか」を年金「改定最終案づくり」の基準にしているのである。さらに、一週間あとの2月4日には、この数字がまた変わった。年金額引下げの基準50.1%が50.2%に修正され、年金分割や、障害年金改善などが付け加えられた。それを要約したのが表1の改悪一覧だ。水戸黄門じゃないが「純（小泉）さん、神（神崎）さん、もういいんじゃない」というところか。いずれにしてもこんなふざけた「票取りゲーム」で、労働者、国民の老後、障害、遺族の年金が左右されてよいのか。まずは顔を洗って出直すべきである。

こんどの年金「改定」で、もうひとつ、絶対にゆるせない問題がある。それが年金「改革」を口実とした消費税法の改悪、消費税増税、その間のつなぎといわぬばかりの直接税増税の実施、計画である。年金制度のなかの保険料負担を軽くし、年金額を上げる、おくらしている女性の年金を改善する。その改革のためにどうしても財源が不足するから「増税」というならまだ話合いの余地はある。ところが、保険料は値上げ、年金額を削る「ため」に増税するでは、まったく話のつじつまが合わないではないか。したがって、普通の常識で判断するなら、これはまちがいに別な「理由」があるんだ、と誰でも思う。よく言われる89年からの15年間で、消費税収入136兆円。それが大企業のための法人税減税131兆円で消えている。なにがねらいだったかはこの一事をみても明白である。

「福祉のために増税、消費税」というだましのテクニックは、歴史的に証明されている。

今国会での04年年金改悪への直航便始発ターミナルが、中曽根「行政改革大綱」にもとづく1985年・年金大改悪にあることはよく知られて

特集・生活破壊の現局面

いる。このとき日本の年金は、将来へむけて年金保険料の3倍化、年金額の3分の1カット(20年間かけて35%削減。04年がちょうど20年目にあたる)、労働者の年金支給開始年齢を65歳にする。その結果、国の負担は半分に節約できる、という基本的な「改革」方向が決められた。その後はほぼ、この路線で改革、後退が進んでいる。

85年年金改悪の年、中曽根首相の「税制抜本改正」が公表され(1月)、大型間接税(消費税)導入が示唆されている。前年の84年には健保、国保の改悪が強行された。

第2次改悪となる89年年金改悪時には、周知のように「消費税法施行・税率3%」が実施されている。89年年金改悪をまえに、88年12月24日に竹下内閣のもとで「消費税は福祉税」といながら「消費税法案」が成立している。

94年の年金改悪で、労働者の年金支給開始年齢ひきのばし(65歳へ)の具体的スケジュールを決めたが、この年の2月3日、異例の深夜記者会見で細川首相(自民党単独政権から連立政権へ移行)が「国民福祉税」創設を公表している。これが消費税増税引上げのひきがねとなり、95年村山内閣の手で、5%への税制改革関連法案が成立した。

2000年年金改悪の年には、政府税調が中期答申で「消費税は基幹税の一つ」と断言し、税率引上げの方向を示唆。日本経団連もこれに全面参加(03年、日本経団連は奥田ビジョンで「消費税を04年から1%ずつ引上げ16%にする」と宣言)、03年12月17日には、自・公連立与党が「年金など社会保障財源を確保するために07年度を目途に消費税を含め抜本的税制改革を実施する」という「税制改正大綱」を決定した。同じ日に前述した04年年金改悪の自・公与党合意が公表され、その前日の12月16日には、日本経団連の「春闘方針」、「経営労働政策委員会報告」が公表され、賃下げといっそうのリストラが必要という提言とあわせて、社会保障「改革」に

とって消費税増税は避けられない、と宣言している。要するに国際競争力強化のためのコスト削減、年金、医療など企業主の保険料負担の軽減なくして、「雇用安定」?は無い、というわけだ。「福祉のための増税、雇用確保のための増税」という「おどし」と「だまし」のテクニック、世論操作の手法は、まさに手垢のついた「くり返しの歴史」である

年金財政が、一面窮屈になってきている根本的な要素は、倒産、廃業、リストラで事業所が減り、保険料を払う労働者、被保険者が減少しているからだ。この結果、一人あたりの年金額も確実に減ってきている(表2参照)。この間収入は減っていても、大企業奉仕のための黒字の累積、積立金だけは着実に増えている(表3参照)。年金財政をこわしているのは、政府と大企業なのである。そのつけを国民の負担増(消費税増税)に転嫁するなど言語道断である。

急速に高まり、ひろがる改悪反対の声

そうした前提と布石にもとづいて、04年年金「改定」の最終案が2月10日に決まり、国会に上程された。段取りとしては、予算委員会でのマクロの質疑を経て、4月頃から社会労働委員会で細部の論戦がはじまることになる。全労連が提唱している4月15日の年金改悪反対ストライキ、全国総行動を主軸に、04年春闘の最大のヤマ場を迎える。全労連、中央社会保障推進協議会などは、すでに一昨年末から中央、地方でさまざまな行動を積みかさねて、ヤマ場をめざした運動の高揚を組み立ててきている。私個人も相当数の学習決起集会に参加してきたが、かつてない関心の高さとひろがりを感じさせられる。どの学習会も共通して主催者の予想を上まわる参加者があり、それも従来の組織内の参加者だけでなく、いわゆる一般市民の参加が目立つという特徴をもっている。小零細の労働者が組合員になっている労働組合では、経営者、事業主も含めた学習会になっている。年金改悪は必然

的に高齢者の受診抑制という医療制度の後退に連動するという観点から保険医協会など個人開業医の団体主催の年金学習会、民商など中小業者の学習会は、消費税増税反対と年金改悪反対をセットにしたテーマで行動を起こしている。73年春闘の壮大な「年金改善要求（事実上、社会保障改善要求）ストライキ」の前段の高まりに近づいていると思う。千葉県佐倉市などでは、年金者組合、社会保障推進協議会主催の年金学習会を佐倉市が「後援」するということも出てきている。高齢化の進む市町村にとっては、こんどの改悪が、確実に地域経済に大きなマイナス効果をおしつける結果となることを見抜いているのだ。「連合」は、03年12月18日にひらかれた第1回中央闘争委員会で「04年春季生活闘争方針」を決めている。そこでは、かつてない決意をこめて「年金改悪を断乎阻止するための取り組みを行う」としている。それは、その後の度重なる笹森議長の談話でも強調されている。全労連傘下の労働組合も、全労連、連合に呼応するかたちで取り組みを強めてきている。年金改悪反対は、文字どおり、自・公連立政権、そのスポンサーである大企業「対」大多数の国民との対決という図式となってきた。

最終政府案の内容と問題点

そうしたなかで、2月10日、ついに年金改悪の最終政府案がベールを脱いだ。保険料値上げによる負担増、年金額引下げの給付抑制という基本は、かねて私たちが指摘したとおりの「往復ビンタ」となった。その要点を一覧表にしたのが表1である。同時に、「資料・平成16年年金制度改正案の概要」(厚生労働省がマスコミへの説明用として作成したもの)も参照してもらいながら解説を加えてみたい。

まず今次「改正」案の最大のポイントは、保険料値上げと年金額引下げである。保険料は、厚生年金の場合（公務員などの共済年金も厚生年金にあわせて「改正」される。以下同じ）で、

13.58%（賃金、ボーナスに掛けて徴収・労使折半）が2017年までに18.30%となる。率にして35%、1.35倍の引上げである。このため保険料は毎年0.354%ずつ自動的に値上げされていく。年収500万円の平均的収入の労働者の場合で、毎年1万円ずつ負担が増える。文字どおり実質賃下げの連続だ。それ以降は値上げしない（固定方式といている）と言うが、いうまでもなく「うち止め」の保証などない。農漁民・自営業者の保険料は、いまの一人月1万3300円が同じく13年間かけて1万6900円まで値上げされる。毎年280円の値上げと説明しているが、これは月あたりの上乗せ分だから、年間の負担増でいうと3360円ずつ上がっていくことになる。今の1万3300円の保険料でさえ、高く払えない、信用できないから払わない、という人が、おおよその推計でも1100万人いるのである（03年3月末で免除者数435万人、未納者推計630万人、未加入者63万人・平成14年度社会保険事業の概況－社会保険庁より。免除者数は02年末で524万人いたが、行政指導を通じての切り捨て、基準のとり方を変えるなどで減少した）。空洞化解消の常識的対策としては、保険料を値下げするか、大多数の労働組合や団体、野党、学者、専門家たちが一致して提言している最低保障年金制度（税方式）への改革をおこなうべきなのに、まるで逆の「改正」をやろうというのである。

負担を増加させるだけでなく、年金額は、モデル年金と称する夫婦の年金額(月23万8000円。単身(夫)の分は月17.1万円)を2022年度までに15%削減する。

政府の説明によると、夫婦のモデル年金23.8万円は、いま現役労働者（男性、ボーナスこみ年収）の収入比で59.4%で、これを2022年までに50.2%まで引下げるといものである。夫分の単身の年金額17.1万円は、59.4%どころか、約43%にすぎない。これが15%削減されるとなると、今のお金の値うちとしてみたら14.6万円まで落ちこむ勘定になる。15%の削減は、老齢基

特集・生活破壊の現局面

礎年金の40年満額支給額6.6万円、現実の平均年金支給額月5.1万円にも同様におそいかかる。今でさえ、憲法25条の基本理念にもとづいてつくられている生活保護基準(生活扶助+住宅扶助)の半分以下という違憲の年金水準をさらに引下げようというのである。「これこそ抜本改革」(坂口厚労相)のセリフは、まさに「抜本改悪」という意味で当を得ている。

全国民的課題として忘れてならないのは、老齢年金の引下げは、そのまま障害年金、遺族年金の引下げに連動するということだ。障害、遺族の年金額は、老齢年金額にもとづいて計算される仕組みになっているからである。

そこへもってきて、日本経団連報告(経営労働委報告・03年12月16日)は、デフレ下における賃金決定の考え方として「付加価値が下がれば人件費も減らさざるを得ない」「雇用確保のためには賃金を減らす」と脅迫的「賃下げ」宣言をおこなっている。

「賃下げ」、「保険料値上げ」で労働者はダブル・パンチの収入減がおしつけられるわけだが、被害はそれだけにとどまらない。年金の生涯総支出額にも大きな影響が出てくるのである。厚生年金(共済年金)の年金額(報酬比例部分)の計算は、加入期間中の賃金額と加入期間(リストラで一時的、半永久的に厚生年金からはなれると、それだけ期間が減る。すなわち年金額が減る)によって決まることになっている。賃下げ、雇用不安はイコール年金額引下げなのである。まさに、今次改悪は、労働者にとってトリプル・パンチなのだ。

さらに年金を支給される年齢になったら、今年年金「改正」案の第2のポイントである、マクロ経済スライドで、減らされた年金額が、さらに毎年自動的に減らされることになる、という落とし穴がまちうけている。資料で説明されているように、これはスライドの指標を物価だけでなく、少子化、高齢化、被保険者数の減少を組みあわせて年金を上げない、減らしていく

という新しいスライド制をつくるというものだ。いったん法「改正」が決まったら、今後は国会の議論なしに自動的に改悪が進行することになる。国民の意思決定をおこなう唯一、最高の場が無視される。まさにファシズム的年金改悪というしかない。

「改正」案の第3のポイントは、94年国会での全与野党一致の付帯決議、2000年国会での付則で決められた「基礎年金の国庫負担率割合3分の1を2分の1に増額する」という「公約」が、こんどもまた破られた、ということである。資料では、「改正」のトップに「2分の1への引上げ」とうたっているが、その中身は事実上5年間の先送りである(「平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する」)。しかも、初年度の04年度には、2分の1への増額に要する費用2兆7000億円のうち272億円しか支出しない、としている。それも公明党の主張する定率減税廃止や老年者、年金者控除など年金生活者への増税分でまかなうというのだから「厚顔」きわまりというしかない。しかも「2分の1」増額の完了は「政府の経済財政運営の方針との整合性、社会保障制度全般の改革の動向、その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する制度の抜本的改革をおこなったうえで平成21年度までに引上げる」という大前提がついている。要するに、大企業がリストラ、賃下げで国際競争力強化に成功し、政府が消費税増税をやってくれたら「5年後に2分の1」にできるかも知れないということだ。ここまできたら完全に脅しであり、ペテンである。もともと94年国会の付帯決議のとき、「次期財政再計算期(99年改正…筆者注)」までに検討することについて、厚生省(当時)は、その財政効果として「実現すれば、厚生年金で1%の保険料率引下げ、国民年金で月3000円の保険料引下げが可能」と答弁していた。つまり、保険料引上げの抑制効果が主たる目的だったわけだ。それがいつの間にか、消費税増税のための2分の1増額にすりかわった。

無節操というか、もともとはそれが本音だったのか、いずれにしても許されない国民への背信である。無条件で「2分の1」に増額することを決めさせなければならない。

その他の「改正」の諸ポイントでは、パート女性労働者の厚生年金適用拡大があるが、これはパート女性自身および事業主の反対がつよく見送りとなった。制度上の問題以前に7月の参院選挙をにらんだ政治的判断による。もっとも、今次「改正」のすべてが、国民のための社会保障(年金)充実という視点ではなく、参院選の「星取りゲーム」にもとづく「改革」であると言えよう。このため、国庫負担削減、支出の節約にとって、たいした障碍にはならない、離婚女性への年金分割(要するにパイは変わらず、当事者間の配分で済む)とか、国民年金保険料の免除区分を二段階(全額、半額)から四段階に増やす(その裏側で行政指導による差押えという強硬手段に訴えての徴収強化策の進行にボールをかけている)、無年金障害者の福祉的措置による救済(当然急いでやるべきなのに「検討する」というあいまいな表現となっている)などを盛りこんでいる。基本的にこれらは、大部分が「選挙対策」として利用する意図とみておいてよい。民間企業に働く労働者にとって、60歳から64歳までの在職老齢年金の「二割カット」の廃止は前進面だが、これとて支給年齢が引上げられていく現実がある以上、たいした救いにはならない。

年金積立金の運用のあり方を見直す、といっているが、大型ゼネコンへの無原則的融資制度や大企業奉仕の手数料確保など本質はまったく変わらない。「100年の安心」が聞いて呆れる。目に見える唯一の変化は年金福祉事業団から年金資金運用基金、そしてこんどはどんな名前になるかわからないが積立金運用のための「独立行政法人」が生まれるということだけだ。赤字を出したり、株で損をしたりしてイメージが悪くなったらネーミングを変えて、その責任の所在まで消し去ろうという魂胆が見えすいている。

なんとしても、04年の年金改悪は廃案にするしかない。その運動の主役が、厚生年金、共済年金など国民年金の第二号被保険者であることはいうまでもないことだ。国民年金加入者数でも最大のパイ(厚生年金加入者約3200万人、共済年金加入者約520万人、合わせて3720万人。その被扶養者である妻たち、第三号被保険者1100万人の集団。国民年金加入者約7000万人の70%を占める)である労働者および家族の要求と力の結集がキャスティング・ボートをにぎっている。その場合、中心的役割をはたさねばならないのはいうまでもなく労働組合である。待ったなしの情勢をむかえている年金改悪にたいして、日本の労働組合が全労働者の「今」と「将来」の生活を守るという一点で協力、共同することこそさし迫った課題であり、歴史的に確認されてきた労働組合の使命だと思う。

(くもん てるお・会員・年金実務センター代表)

特 集・生活破壊の現局面

表1 年金改悪の主要点一覧（04年2月10日、政府案より）

		現 在	改 悪 案
保 険 料	厚生年金	賃金・ボーナス×13.58%	2017年までに18.30%にする (毎年0.354%値上げ)
	国民年金	1人月1万3300円	2017年までに月1万6900円 (毎年280円値上げ、 年間で3360円値上げ)
年金額・給付水準		厚生年金夫婦のモデル年金 月23万8000円 (現役世代の平均収入の59.4%)	・2022年度までに50.2%まで引き下げ ・少子化進行、経済悪化なら47%台まで引き下げ
スライド (マクロ経済スライド)		自動物価スライド	物価が上がっても、少子化進行被保険者数などで、年金を引き上げない措置を導入する
夫婦間の厚生年金分割		いまは無い	離婚時に限定して厚生年金を2分の1分割
パートの厚生年金 適用拡大		労働時間、日数が正社員の4分の3以上なら厚生年金加入	先送り。5年後を目途に検討
国民年金保険料の 徴収対策		現在の保険料免除は全額と半額の二段階	二段階を4段階に細分化。20歳代の低所得者などに納付猶予制度をつくる
障害年金の併給		無年金障害者の救済措置無し	必要な財源の在り方とともに福祉的措置で検討
在職老齢年金		・60歳代前半は、一律2割の年金カット ・70歳以上適用していない	・2割カットを廃止 ・70歳代、賃金に応じて年金額カット。 保険料取らない
基礎年金の国庫負担割合		3分の1	2009年度までに2分の1、事実上先送り

表2 厚生年金の加入状況と年金額の推移

	事業所数(万)	被保険者数(万人)			一人当たり、老齢年金額 (月・円)
		総数	男性	女性	
平成10年度(1998年)	169	3,296	2,213	1,083	175,646
11 (1999)	168	3,248	2,180	1,068	177,046
12 (2000)	167	3,219	2,158	1,061	176,953
13 (2001)	165	3,158	2,116	1,042	174,839
14 (2002)	163	3,214	2,148	1,066	173,565

資料 「平成14年度社会保険事業の概況」(社会保険庁・平成16年2月)より年金実務センター作成

表3 厚生年金と国民年金の実質的な収支状況

(単位 億円)

	国民年金			厚生年金			厚生年金積立金の推移
	収入	支出	収支差引残	収入	支出	収支差引残	
平成10年度(1998年)	36,393	31,456	4,936	290,696	239,810	50,886	130.8兆円
11 (1999)	36,529	31,531	4,998	291,035	251,493	39,542	134.8
12 (2000)	36,187	32,596	3,591	283,137	262,320	20,817	136.9
13 (2001)	36,143	34,861	1,282	278,198	273,068	5,130	137.4
14 (2002)	35,453	35,834	△382	290,775	287,686	3,089	137.7

資料 表2に同じ

(注) 2003年度の厚生年金積立金は139兆4540億円、国民年金9兆9588億円。
合計で149兆4128億円(社会保険庁)

平成16年年金制度改正案の概要(04年2月10日公表)

【平成12年改正で残された課題】

- 基礎年金の国庫負担率の2分の1への引き上げ
- 厚生年金、国民年金の保険料引き上げの凍結解除
- 女性と年金に関わる課題

【平成12年改正以降の社会経済の変化】

- 少子高齢化の一層の進行(平成14年新人口推計)
 - ・現行の給付水準を維持した場合、厚生年金保険料は22.8%(国庫負担率1/2、1/3の場合は28.0%)、国民年金は20,000円(国庫負担1/2、1/3の場合は28,900円、いずれも平成16年度価格)【厚生労働省案(平成15年11月)】での試算結果】

○個人の生き方、働き方の多様化に柔軟に対応できることが更に要請

1 社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保

【基礎年金国庫負担割合の2分の1への引き上げ】

○平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。

- ・16年度以降：年金調税の見直しによる増収分を充当(平成16年度1,600億円程度、平成16年度272億円)
- ・17年度及び18年度：我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担割合を適切な水準へ引き上げ
- ・19年度を目標：政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、21年度までに完全に引き上げ

【財政検証の実施】

○少なくとも5年ごとに、概ね100年程度の期間にわたる年金財政の検証を行う。

【保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整】

○保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み(保険料水準固定方式)とする。

- (厚生年金) 平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ
- 平成29(2017)年度以降18.30%とする
- (国民年金) 平成17(2005)年4月から毎年月額280円引き上げ
- 平成29(2017)年度以降16,900円とする。(いずれも平成16年度価格)

○社会全体の保険料負担能力の伸びを反映させることで、給付水準を調整(マクロ経済スライド)する。(ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持)

(新規確定者) 1人あたり賃金伸び率・スライド調整率

(既 定 者) 物価上昇率・スライド調整率

※スライド調整率 公的年金受給者数の減少率+平均寿命の伸びを勘案した一定率(0.3%)
—2025年度までは平均0.9%程度

○給付水準の調整を行っても高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして、厚生年金の標準的な年金世帯の給付水準は、現役世代の平均収入の50%を上回る。

厚生年金の最終保険料率は18.30%に固定し、給付水準を自動調整

—基準ケースで、平成35(2023)年以降厚生年金のモデル年金(夫婦の基礎年金を含む)の所得代替率50.2%

○国民年金保険料の徴収対策の強化

(所得水準に応じた多段階免除制度の導入、若年の就業困難者に対する納付猶予制度の導入等)

○年金制度の理解を深めるための取り組み

(年金個人情報の定期的な通知(ポインント制))

○第3号被保険者の特例届出の実施

(過去の未届出期間の救済)

2 生き方、働き方の多様化に対応した制度の構築

○在職高齢者年金制度の見直し

- ・60歳以前半の被用者の在職高齢者年金制度の見直し(一律2割の支給停止措置の廃止)
- ・70歳以上の被用者の高齢厚生年金の給付調整の実施(保険料負担は求めない)
- ・65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度の導入

○短時間労働者への厚生年金の適用

- ・厚生年金が企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法施行後5年を目途に、総合的に検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

○次世代育成支援の拡充

- ・育児休業をとった時の保険料免除措置の拡充(1歳未満—3歳未満)
- ・勤務時間短縮等により標準報酬が低下したときの年金額計算上の配慮措置(従前の標準報酬額を適用)

○女性と年金

(第3号被保険者期間の厚生年金の分割)

- ・被扶養配偶者のいる被保険者が負担した保険料は共同して負担したものであることを基本的認識とする。
- ・離婚した場合や分割を適用することが必要な事情がある場合、第3号被保険者期間(施行後の期間)の厚生年金の2分の1を分割できるものとする。

(離婚時の厚生年金の分割)

- ・配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、離婚時に厚生年金を分割できるものとする。(年金額の基礎となる標準報酬額につき、当事者双方の婚姻期間中の合計の半分を上限)

(遺族年金制度の見直し)

- ・自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として給付
- ・子のいない30歳未満の遺族配偶者への給付の有期化(5年)、中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時40歳以上とする。

○障害年金の改善

- ・障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を可能とする(障害を有しながら就労したことを年金制度上評価)

○企業年金の安定化と充実

(厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除・解散時の特例、確定拠出年金の中途引き出しの要件緩和、企業年金のポートフォリオリテイの向上)

○年金積立金の運用の在り方の見直し

(国内債券を中心とし国内外の株式を一定程度組み入れた分散投資による運用、専門性の徹底や責任の明確化を基本として、年金積立金の管理運用のための独立行政法人の創設、運用の資産構成割合は当該独立行政法人で決定)

予感の季節

—アメリカ労働運動に思うこと—

竹内 真一

まえおき

アメリカは、いま、労働組合運動回生の実験場になっています。その動きは立ちあがろうとする巨人をおもわせ、草の根で進む組織化は熱い眼差しをうけています。それはマルクス『過去・現在・未来』の一節を思いださせます。「(ハ)その未来」の一部を引用しておきましょう。

「…労働組合は、非組合員を組合に参加させることを怠ることはできない。労働組合は…農業労働者のような、賃金のもっとも低い業種の労働者の利益を細心にはかななければならない。労働組合の努力は狭い、利己的なものではけつてなくふみにじられた幾百万の大衆の解放を目標とするものだというのを、一般の世人に納得させなければならない」。

エンゲルスの晩年には、幼弱とはいえ、その「未来」が顔をのぞかせていました。ドックとガスの労働者のたたかいについて、エンゲルスはこうしています。

「彼らの一般的なスローガンは、すべての労働組合を一つの兄弟組織に結集して資本と直接に闘争せよ、だ」。加入制限規則をもつ組合とちがって「…新労働組合は結集体です。今次のガス・ストライキでは、船員と（汽船の）火夫、はしけ船頭、石炭運搬夫などがすべて結束している。機械工たちは、もちろん、またも参加していない」¹⁾。

今日のアメリカの労働組合では「多様性の包括」が課題になり、女性、非白人の人びと、移民労働者が、「サービス産業」の新しい組合運動を推進する主人公として登場しています。見るに足る独立した労働者党がないだけに、アメリ

カ労働運動の自然成長性の、その多様な模索と挑戦の波頭がどこまでとどくのか、世紀の実験といえるでしょう。

1. アメリカ労働組合の転換

1995年のAFL-CIO大会でスウィニー執行部が成立し、それがアメリカ組合運動の転換点になりました。スウィニー会長の選出は、直接には全国センターと産別組合の主要幹部のかけひきのなかで実現しました。しかし、大会代議員の期待と熱意が新執行部の成立に託されていたことも、まちがいないでしょう。推進役のひとり、こういつています。

「企業社会アメリカが働く人びとの生活と生計への支配を強めることを可能にするような経済状況は依然としてつづいていたが、指導部を変えようとする情熱は、労働者の生活条件は改善できるはずであり、組織人員の低下は逆転できるはずだという確信に裏付けられていた」²⁾。

それから8年、湧きあがった熱気と興奮は一連の実践の弧をえがき、つぎなる高揚にそなえるところにきているようです。

アメリカ労働組合運動の新局面を紹介するうえで、戸塚秀夫氏の仕事は貴重なものとおもいます。ケント・ウォン編『アメリカ労働運動のニューボイス』(2003)の「解題——アメリカの新しい労働運動について」で、戸塚さんはつぎの2点に注目していきます。

- ①「従来の組合運動で排除された人びと、あるいは軽蔑されてきた人びとが運動の主体に登場し始めている」
- ②「…新しい労働運動では、従来の組合運動で主要な武器とされてきた団体交渉からス

トライキに至る一連の行動だけでなく、不道德企業を社会的に包囲する『コーポレート・キャンペーン』から非暴力の市民的不服従デモにいたる、かつて諸社会運動が開発した様々な直接行動の戦術が愛用されている」(241頁)。

これは、社会運動ユニオニズムを念頭においての指摘でしょう。この流れの特徴は大衆的支持を主眼とし、キャンペーン(宣伝・運動)を中心的機能としていますが、目的、政策、行動、組織で今後どのようなコースをとるかは、関心をよぶテーマでしょう。

新動向がアメリカの労働組合運動にどう影響するかは、9・11同時テロ事件、アフガン・イラク戦争、カルフォルニア州知事選挙の結果の追跡を必要とするでしょう。というのも、AFL-CIOから脱退した旧AFL傘下の産別もあるように、より順応的、妥協的な道をすすむ流れもあるからです。労働者政党の結成の重なる挫折や「組合都市」(地域レベルでの全国組織の復活)の困難がしめすように、労働組合だけで政治課題をどこまで担えるかなど、変革のプログラム

を達成するためには、前途に多くの課題がひかえています。広大な国土と階級構成の独特の複雑さを考えるとき、それは模索を重ねての創造的解決の道をたどるでしょう。

アメリカ労働運動の新動向のいくつかを紹介するまえに、最近のアメリカ労働組合の組織状況をみておきましょう(表1)。

- i) 2001年の組合員数は1630万人、組織率は13.5%です。
- ii) 組織率の減少は、1995年以降もつづきました。でも、減少は以前より小さく、ある時はくいとめられています。組合員数も確かにへっていますが、97年からは増減のせめぎあいが目を引きまします。
- iii) このような希望の光もさす組合の現勢は、公共部門の奮闘に支えられています。公共部門の組織率は95年以降下げどまりをみせ(01年度37.4%)、組合員数はふえています。90年代後半は約18万の増加です。他方民間部門の組合員数は減少をつづけ、01年度の組織率は9.0%と一桁になりました。
- iv) 1998～9年度のNLRBによる組合認証選挙

表1 労働組合加入者一部門別：1983-2001年

(17,717.4は1771万7400人を表す。表No.630の脚注を参照)

部 門	1983	1985	1990	1995	1997	1998	1999	2000	2001
計(1,000人)									
賃金俸給労働者									
組合員	17,717.4	16,996.1	16,739.8	16,359.6	16,109.9	16,211.4	16,476.7	16,258.2	16,288.8
組合のある職場の従業員	20,532.1	19,358.1	19,057.8	18,346.3	17,923.0	17,918.3	18,182.3	17,944.1	17,878.1
公的部門									
組合員	5,737.2	5,743.1	6,485.0	6,927.4	6,746.7	6,905.3	7,058.1	7,110.5	7,147.5
組合のある職場の従業員	7,112.2	6,920.6	7,691.4	7,986.6	7,668.0	7,814.7	7,966.3	7,975.6	7,975.4
民間部門									
組合員	11,980.2	11,253.0	10,254.8	9,432.1	9,363.3	9,306.1	9,418.6	9,147.7	9,141.3
組合のある職場の従業員	13,419.9	12,437.5	11,366.4	10,359.8	10,255.0	10,103.6	10,216.0	9,968.5	9,902.7
割合(%)									
賃金俸給労働者									
組合員	20.1	18.0	16.1	14.9	14.1	13.9	13.9	13.5	13.5
組合のある職場の従業員	23.3	20.5	18.3	16.7	15.6	15.4	15.3	14.9	14.8
公的部門									
組合員	36.7	35.7	36.5	37.7	37.2	37.5	37.3	37.5	37.4
組合のある職場の従業員	45.5	43.1	43.3	43.5	42.3	42.6	42.1	42.0	41.7
民間部門									
組合員	16.5	14.3	11.9	10.3	9.7	9.5	9.4	9.0	9.0
組合のある職場の従業員	18.5	15.9	13.2	11.3	10.6	10.3	10.2	9.8	9.7

資料：The Bureau National Affairs, Inc., Washington, DC, *Union Membership and Data Book*；毎月人口調査(2002年版)より編集(copyright, BNA PLUS)；Barry Hirsch(トリニティ大学、テキサス州サンアントニオ)およびDavid Macpherson(フロリダ州立大学)の共著。
資料出所「現代アメリカデータ総覧2002」(東洋書林)

予感の季節—アメリカ労働運動に思うこと

は3200件前後、その成功率は50%を少し上まわる程度ですが、両方ともわずかに上むきです。組合のある職場の従業員数は、公共・民間ともに、組合員数を80万人上まわります。

活動家のあいだには、幾年にもわたる献身的な努力にもかかわらず、組織率の減はとまらず、とくに民間部門では1930年代の組合運動の大高揚以前にもどったことに悲観や挫折感もないとはいえませんが、90年代の一時契約労働者の大はばな増加にもかかわらず、1953年の組織率32.5%をピークに下がりつづけた組織率の減少には、歯止めがかかったかにみえます。あるアメリカ研究者は「2000年の時点で、労働調査機関やメディアは、アメリカの労働組合の未来は『明るい』としている³⁾」という診断を披露しています。

このような組合実勢の推移を、どう考えたらよいのでしょうか。団結力の後退をもたらす困難を、とりあえず二つあげておきましょう。

そのひとつは、アメリカの労使関係の特徴です。アメリカの、とくに民間の経営者のあいだには頑迷なまでの市場主義信仰が根づき、労働組合にたいする悪意と敵意は公然としたものです。全米鉄鋼労働組合の元会長L・R・ウィリアムズは、ヨーロッパにくらべてアメリカの歴史的遅れを、こうのべています。

「第二次世界大戦後のヨーロッパでは、識見のある指導者たちが、ナチズムにたいする防波堤として、労働運動が即刻再建されなければならないと主張するだけでなく、経済計画決定のさいに権力のテーブルに座席を労働側に保障することがその目的のなかにあった…」⁴⁾。

レーガンの組合叩きがしめすように、グローバル化（世界化）のなかで経営者の組合にたいする敵意は、いつそう露骨になっています。最近でも、組合代表権選挙に賛成投票した労働者の20人に1人は職を失い、それをふくめて労働訴訟が急増しています。

もう一つは、世界化の影響です。産業別の国

際競争力の強さのちがいが、労使の対立、双方の力関係に影響することは自明のことでしょう。「大競争」にたいする製造業の弱さ、対人サービス業種の「免疫」性は、統計指標にはつきりとあらわれています。

表2は輸入品比率でみた国際競争にたいする産業別の強度をしめしています。輸入品比率のたかい産業では、事業所の閉鎖や移転に直面した労働組合のたたかいは困難なものです。

しかし、競争力の脆弱さが産業空洞化と雇用の悪化を一方的にもたらすものではないということに注意しておきましょう。ある研究によると、競争力におとる製造業では組合の組織化キャンペーンのうち62%は経営側から事業所閉鎖のおどしをかけられ、またキャンペーンの成功率は23%にとどまりました。その結果、自動車、鉄鋼、機械の組合員数は1975～99年には42.5%

表2 部門毎のアメリカ経済と国際化にたいする弱さ

雇用部門	部門従業員数(万人)	%
(1)非常に弱い部門 (輸入品が国内生産の50%以上)		
製造業	1840	
鉱業	50	
小計	1890	15.8
(2)多少弱い部門 (同15～20%)		
運輸業	440	
農業	330	
小計	770	6.4
(3)非常に強い部門 (同5%未満)		
小売業	2310	
政府(連邦、州、地方)	2060	
健康サービス	1010	
事業サービス	970	
金融、保険、不動産	750	
卸売業	710	
法律、教育、社会サービス	650	
ホテル	190	
娯楽、レクリエーションサービス	180	
通信	160	
対人サービス	130	
自動車修理	120	
公共事業	90	
小計	9330	77.8
(1)(2)(3)の計	11990	100.0
全雇用人口	13520	

資料出所「合衆国統計摘要2001」

(注)の5)の表5.1。(同p.142)を一部組みかえて作成。

という大幅な減になっています。他方、事業所閉鎖のおそれの低いのは建設業ですが、そのトップ諸企業の組合員数の減はおなじ期間に47.7%、むしろ製造業を上まわっています。金属機械の労働組合の「善戦」ぶりは、労働者と労働組合のたたかひの重要性をしめています⁵⁾。

しかし、そうはいっても民間製造業で組合が守勢にたち、広大なサービス業、とくに公共部門で組織化の困難が少ないことはあきらかです。表2の(3)の上位に並ぶ連邦・州・地方の公務や公立部門をふくむ健康サービス関係組合の動きが、注目されるわけです。

もちろん、好条件を現実にかえるのは、労働組合の主体的力量のいかにです。わが国では、スウィニー執行部の施策のうちオルグの増員や組織拡大キャンペーンに光があてられるきらいがありますが、その組織改革の構想や実践は、旧AFLの残りものである分権性を克服し、AFL-CIOを産業別組合の勢ぞろいから民主集中的な全国センターへの脱皮をめざしています。その範囲も産業・地域レベルの組織改革からオルグ論、そして労働者の見方の変革におよんでいます。組織改革の面では、有能で献身的なスタッフの採用と彼らによる組織戦略の立案、部局の再編、AFL-CIOと労働者の州連合体との新しい同盟、企業組織と産業区分の変化に対応し、組織拡大に取りくむ産業委員会の設立などが注目されます。女性局・組織局の新設や組合資産の30%を組織化にあてるという方針も、これらの改革と結びついています。

ここでは組織化の問題にしばって、その推進体となる産業別組合レベルの動きをみておきましょう。AFL-CIO傘下で先頭に立っているのは、全米サービス従業員組合(SEIU)、全米通信労働組合(CWA)、アメリカ州郡自治体従業員組合(AFSCME)などです。この3組合の組織化キャンペーンに共通するのは、組織上の危機感がバネになっていることです。

SEIUは80年代をとおして、重要地域でのビ

ルの管理運営、とくに清掃サービスに従事するジャンニター(janitors)の組合脱落に直面しました。ビルサービス・保健医療労働者の組織率は一時68%から35%におちています。またアメリカ電信電話会社の解体によって、CWAの組合員数は約12万人から4万人におち、とくに電話部門の減は組織存亡の危機を痛感させました。1980年代に急成長したAFSCMEにとって、94年の下院選挙での共和党の勝利が、組織維持の脅威になりました。

危機感をバネに3組合では、組織化に組合資産(人と金)を移しました。とくにSEIUでは、本部補助におうじてローカルの組織化支出を全予算の10%、15%、20%としましたが、最近組織全体の充当資産は予算総額の50%を優にこえるといわれています。

ILO・労働研究国際機構の論集『21世紀の組織労働者』では、以上のようにSEIUやCWAの展開した組織化キャンペーンのモデル(原則)を、つぎのようにまとめています⁶⁾。日本とちがって、産業や地域の組合が企業と職場にむかって組織化キャンペーンを展開することを前提に、その原則を考えてください。

1. 組織活動は使用者に立ちむかうことから労働者に権限(主体)を移すこと
 2. 職場の「内から外に発言されるもの」を組織すること
 3. 組合員オルガナイザーの信任
 4. 職業別組織化(組織拡大にあたって職業別のつながりを重視すること——引用者)
 5. 労働基準から外れた労働者を組織すること
- アメリカの労働者階級は巨大であり、「パーナムの森は動きだした」とはいえないまでも、労働組合運動のなかで組織拡大が胎動を強め、とくに女性やマイノリティの活動家の動きが注目されます。21世紀の半ばには女性の職場進出がさらに進み、中南米からの移入で2人に1人がカラーズ(非白人)になると予想されています。つまり、組合運動の実践主体が女性やカラーズ

予感の季節—アメリカ労働運動に思うこと

になるわけです。だから、これらの人びとが参加する公民権運動やその他の社会運動の共同が意味をもってきます。もちろん、組合運動と社会運動では活動領域がかさなってもその役割はちがうし、また社会運動を資金援助する財団の多くはかならずしも組合の拡大と強化に好意的でないことを考えると、両者の共同の展望は樂觀できませんが、最近のサービス労働者の組織化は社会運動や宗教界の一部の貢献ぬきに成功していないことも事実です。二つの運動の今後には、論議と説明を必要とする課題が残されていることを指摘して、ここでは二つの事例の紹介をとおして、最近のアメリカ労働組合運動の動きに注目したいとおもいます。

2. 労働運動と社会運動

「ブルジョア文明の典範」(レーニン)とよばれるアメリカ。その現代史から、民衆運動の高揚に包まれた時期を、二つあげることができます。

ひとつは1930年代に、ルーズベルト大統領のニューディール改革と重なって噴出し、それを推進したアメリカ労働運動、とくにCIOに代表される産業別労働組合の躍進の時期です。もうひとつは60年代の公民権運動や青年学生の異議申立て運動です。労働組合と社会運動とでは、階級的性格、運動の目的、担い手、進め方がときにはまったくといっていいほどちがいます。とくに60年代には、この二つの運動は保守とラディカルとして対立しました。しかし、70～80年代のアメリカの保守的支配層の激しい、全線的な攻勢をうけて、民衆的規模で共同をとおして、それとたたかう運動の相乗的效果をたかめようとするところみが、双方の運動にひろがったとしてもふしぎではありません。

前述の戸塚氏の指摘の②は、とくにその動きを反映しています。SEIUではじまり、スウィニーによってAFL-CIOにもちこまれた「献身的で革新的なスタッフ」(左派やラディカルをふくむ)の採用は、そのひとつの契機になりました。

た。資本攻勢にたいする労働者の反撃がはじまったのは、1990年のことです。商業用ビルの運営・管理者による組合つぶし、立場のよわい移民労働者の雇用、賃金・手当の切り下げ、労働負担の増加などとたたかうSEIUのJ for J(「ジャーニターに正義を」)は、労働者の反撃のなかでも傑出したものでした。たたかいの情景を、ある組合運動史はこう描写しています。

「SEIUに指導されて、組織化とともに契約をかちとろうとするJ for Jキャンペーンは、伝統的なNLRB(全国労働関係局)代表手続きにたよるのではなく、逆にコミュニティ行進、ビル内のテナントの営業の中断、市民的不服従、街頭劇場、道路封鎖やビルの所有者とテナントに直接にくわえられたその他のタイプの圧力にむかった」⁷⁾。

そこには、公民権運動や青年学生の異議申立て運動のいくつかの特徴の組合運動へのもちこみを見ることができます。

労働組合のパートナー組織や組合も参加する社会運動団体のホームページの大衆的アピールをみると、闘争戦術だけでなく、運動の目的や理念の周知にあたっても、特徴的な傾向がみられます。

たとえば、「労働組合女性連合」(CLUW、AFL-CIOの「構成グループ」)のホームページには、「訪問歓迎」という見出しで、「労働組合女性連合は組織された女性のためのアメリカのただ一つの全国組織である」と自己紹介したあと、「私たちの価値は素朴なものである」として「連帯、参画、尊厳と正義」をあげています。そして続く頁にある最も重要なプログラムをみると、「避妊のための公正計画/HIV・AIDSの自覚化プロジェクト/ウォルマート・キャンペーン——ウォルマートの労働者は組合を必要としている/ラベルの裏側で——苦汗工場にノーと言え/賃金の構成/立法行動」という柱が並んでいます。

ウォルマートはアメリカ最大の小売業です。

それを包囲する闘いの重要な環として、ウォルマートの製品を下請けするスウェット・ショップ(苦汗工場)の組織化がよびかけられています。

このホームページの特徴は、要求の経済主義的提起におわらず、具体的要求が憲章的大義(「連帯、参画、尊厳と正義」という「私たちの価値」)と結合され、相乗的效果をうむように組み立てられていることです。

1930年代の産業別組合運動の時期には労働組合はキャンペーンの目的として公正、正義、人民の諸権利などの社会的正義をかかげました。その意味では、憲章の大義と具体的要求の統合は、組合運動の伝統の復活といってよいでしょう。

同時に、それは60年代運動の直接の反映とは、単純にはいえません。そこには「瓦解した闘争」参加者の反省をくぐった世代的体験の転生が反映しています。

60年代の運動は68年のピークのあと、分裂と解体にむかいます。西ヨーロッパでは「カルチェラタンからルノーへ」というように、活動家はフランスのルノー工場のたたかいをひとつの契機に労働運動との結びつきをつよめました。しかし、反AFL-CIOの姿勢が強かったアメリカの青年学生運動の参加者は運動の瓦解のあと、たいていは家庭にかえり、過激派は「武装闘争」で自滅し、あるいは「ネオコン」に転向しました。1990年前後に公刊された「60年代アメリカ」研究のひとつは、活動家のもうひとつのその後をつぎのようにのべています。

「革命的な観念は影が薄くなり、現実的な改革の追求がそれにとってかわった。…活動家の大部分は、欠乏に支配された生活を送る民衆に接近する橋を自らの手で焼き払ってしまったことこそニューレフトのおかした致命的な誤りだと確信していた」⁸⁾。

その表現が「諸制度の中をすすむ長期デモ」(制度改革と陣地戦の意味)です。多くの活動家は環境・女性・反核運動に参加し、また工場、農村、労働組合、地方政治などを舞台にじっく

り組織活動を持続し、できるところでは議会にたいするロビー活動を行い、また選挙に立候補し、当選したものもかなりの数にのぼったといわれます。1970～80年代の、カーター政権をのぞけば20年以上の保守党政権の時代に「新ポピュリズム」「経済民主主義」「自由な空間」などをキャッチフレーズに、何万もの草の根のコミュニティ組織が出現しました。

クリントン政権期には、社会問題の解決によって労働組合や教会やその他の地域組織が支える「強力なコミュニティの必要」という認識がひろがりました。

公民権運動を継承し、地域を舞台とした新しい社会運動の発展が、転生した活動家の組合専従を接点に労働組合運動と社会運動の接近あるいは共同をもたらしたようにみえます。

3. 国際的な労働基準の確立

ここでも、ホームページの紹介からはじめましょう。

「世界の正義」(Global Justice。多国籍企業の横暴、最近ではFTAA[米州自由貿易圏]反対のキャンペーンを組織している団体)のホームページにも、印象的な大衆アピールをみつけました。そこでも労働者の権利、環境、民主主義という憲章の大義とかなり具体的な課題・行動の提起が組みあわされていました。

ホームページでは「FTAAと闘う」という見出しで、具体的な課題と行動の提起がはじまります。FTAAというのは、アメリカ・カナダ・メキシコのあいだで結ばれたNAFTA(北米自由貿易協定)を南北アメリカに拡大するためのものです。

そのFTAAとたたかうために、ホームページは「今、行動せよ! 君たちの代表にFTAAにノーと投票するよういってくれ」とよびかけています。「FTAAは、NAFTAが労働者の権利、環境、そして民主主義に加えた害悪を34か国に拡大し、約8億の人びとに影響を与えるであろう

予感の季節—アメリカ労働運動に思うこと

う。FTAAはまた、教育、保健、そして安全な飲物といった公共サービスを規制緩和しようする圧力を増大させ、その高価格との質の一層の低さをもたらすだろう」といっています。

よびかけを理解するために、まず条約のなかに労働者の権利の強制条項を欠如していたNAFTA締結の結果をみておきましょう。

協定締結後、組合の組織キャンペーン、とくに製造業のそれにたいして、使用者の半分以上は工場の全部あるいは一部を閉鎖するとおどしました。「協定はアメリカの労働者から推計76万6000の働き口をうばうことになるだろう」と、あるエコノミストはいっています。しかも主な工場移転先のメキシコでは、政府の政策に追従する「官許」の労働組合が力をもち、劣悪な労働条件が支配的でした。その結果、アメリカの労働者の団交力と組織力はよわまり、賃金や手当が引き下げられました。

「官許」の組合幹部ではなく、メキシコ労働者の草の根運動との提携の必要を、NAFTAはアメリカの労働組合に自覚させました。その後UAW、UE（全米電機ラジオ機械工組合）、チームスター、UNITE（全米縫製繊維労働組合）のオルグや法律専門家がメキシコにはいり、独立した労働組合の促進に努力しました。1998年のメキシコ訪問のさい、スウィニー会長は「官許」の組合に背をむけ、現場の労働者の代表者と会合しました。

世界的に有名になるシアトルのたたかいは、その翌年に組織されるのです。

「1999年の感謝祭には、WTOのことを聞いた人さえ少数で、ましてWTOがなにをしたかを知っている人はもっと少なかった。シアトルのWTO会議、あるいはその会議に反対する抗議は、公衆の自覚を劇的に増大させた。…環境保全主義、教会グループと労働者の連合は、ほんの数年前に考えられなかったあのような運動をつくりだした」⁹⁾。

その結果、WTO閣僚会議は流れ、大臣や高

級官僚はホテルに閉じこめられました。約5万人のデモ隊が街頭行進し、600人の市民不服従デモの参加者が逮捕されました。ひとつかみのアナークストは、商店の窓ガラスをこわしました。

事件は電波によって国際的にクローズアップされ、WTOなるものはいったい一国の労働者や国民の生活にどのような意味をもっているのかという問いかけが、鮮烈にクローズアップされました。現地のアメリカでさえ状況はこうでしたから、日本ではなおさら事件は不意打ちでおそってきたといつてよいでしょう。「労働組合と新左翼の共演」という新事態は少なからぬ活動家のあいだに、とまどいやおどろきをひきおこしたことが記憶にのこっています。

WTO（世界貿易機関）は、GATT（関税貿易一般協定）にかわって、1995年創設されました。WTOは、国家間の経済的紛争の解決が本来代表権をもたない団体によってまったく秘密のうちに決定され、事後も公表しないというやり方で、アメリカをはじめとする大国と多国籍企業に有利に財貨とサービスにかかわる資本統制の全面的な解消をめざしました。

ネオリベラル的な世界化にたいして、自由貿易協定の締結にあたって国際労働基準を重視する動きが、90年代のはじめから労働者と労働組合のあいだにひろがりました。WTOに的をのぼったシアトルのたたかいは、AFL-CIOではNAFTAにたいする政策を反省し、そして労働組合の姿勢も保護主義から「世界正義の実現」をもとめる国際労働基準の導入に大きくかわりました。

つまり、WTOは自由貿易と同様に公正貿易に、利潤の保護と同様によりよい世界の推進に関心をはらわなければならない、基本的な労働者の権利を尊重するという強請条件が承認されるなら、商品とサービスの自由な国際移動に反対しないということ、それが労働組合の基本的姿勢だということです。それは「アメリカの製品を買い」と日本製の乗用車を公共の場で焼い

た姿勢からの大きな転換であり、アメリカの労働者と労働組合の国際理解の発展をしめすものです。

シアトルにおける環境団体との「共演」も、そのなかで実現しました。

シアトルのデモンストレーションでは、「チームスターと亀、とうとういっしょになった」というプラカードが人目をひきました。亀の衣装をまとった若い参加者は、WTO 裁定にたいする労働組合と共同した抗議を、そう書きました。

危険にさらされた海亀を罠にかける（そして溺死させる）ような可能性をへらすために、合衆国政府が漁網は改善されなければならないという規程を可決したあとのことです。関税障壁だけでなく非関税障壁をふくむ自由貿易を制限する政府の政策の裁定権を根拠に、WTOは「これは『貿易にたいする非関税障壁』である」としました。その結果、合衆国は前期規程（と海亀）を廃棄せざるをえませんでした。それがシアトルでの「共演」の糸口になっています。

環境運動との共同行動は今後どうなるかは別にして、労働運動と社会運動との提携と共闘はアメリカの各地で組織されています。

新自由主義的世界化に反対するばあい、世界銀行、WYO、IMF といった大国や多国籍企業がヘゲモニーをにぎる国際機構への政策が重要になります。国際労働基準の導入、具体的にはILO条約の遵守というAFL-CIOの政策は、EUや第三世界とのあいだに容易でない問題をかかえながら、最低賃金の増額、労働者のストライキの支援、アメリカの労働者の働き口の保護をもとめて、WTO の行動計画の変更のための活動、労働基準を無視するFTAAなどの自由貿易地域協定をうちまかすAFL-CIOの活動として、展開されることでしょう。

4. ボブ・ハセガワの物語

最後に、こうしたたたかいを支えている活動家像についてふれたいとおもいます。

ボブ・ハセガワは日系アメリカ人の三世です。アメリカに生まれ、両親ともどもアルゼンチンに移住し、またアメリカに帰ってきました。「手記」¹⁰⁾のなかで、ベトナム反戦時代の影響を、大学と授業でうけたと彼は回想しています。

1972年、空輸をふくむ総合的運輸企業UPSに、パートタイマーとして勤めます。日本の新聞でも報道されたように、1997年の夏と秋、UPSでは労働者の活力のほとばしりを感じさせる大闘争が組織されました。その後、フルタイマーになった彼は、職場委員として職場委員会を作るなど、下からの組織活動をすすめ、組合改革運動に参加していきます。

周知のように、チームスターはかつてはアメリカで一番墮落した、暴力団・マフィアと結びついた組合でした。その内部から組合改革運動をおこしていく組織的手段として、75年から76年にプロッド（プロ運転手評議会）を、また同じころTDC（Teamstar for a Decent Contract「チームスターに人並の協約を」）を立ちあげます。アメリカ労働運動では、二重組合（Intraunion）についての論争が絶えずあります。内部に一種の活動家集団が生まれてくる。ボブ・ハセガワも職場に自分たちの組織をつくり、また職場委員会をつくる。そして、組合選挙にも立候補しています。

ところが、70年代の後半に選挙に負けて、ボブは一時大学に戻ります。働いて大学にいくので、普通のカレッジやユニバーシティでは駄目なので、最終的にはコミュニティカレッジにはいり、レイバースタディの準学士の学位を取得しています。このとき彼は実践的な経験や訓練では得られなかったもの、「労働運動に関連する哲学的な問題」を理解できたといっています。

ところで、1997年のUPSの大ストライキでは、ボブはその推進メンバーの一人になって活躍しました。そのあいだ、どの役選でも敗北をするのですが、絶えず立候補し、経験を積み重ねています。チームスターでは立候補をすると、脅

予感の季節—アメリカ労働運動に思うこと

迫り暴力の威嚇を経験することも多く、彼自身もTDCの支部をつくり、「チームスター労組の重層的官僚機構」とたたかったといっています。

1991年にシアトルのローカル・地方支部がはじめてチームスターの全国大会に代表として参加する権利を勝ちとり、彼も全国大会に出席します。そこでは改革派は2千人の代議員中 250人、10パーセント少しでしたが、その改革派が大会を支配していくという結果になりました。スウィニーやその他の幹部が専従役員の階段を上ってきて、全国センターや産業別組合の執行部に選出されるのちがって、チームスターではまさに下から運動のなかで幹部の交代が行われた珍しい例といえます。

地方支部の指導の秘訣は「指導性と冷静な判断」、そして「闘いの中でずっと組合員といることだ」といい、それをボブは「参加の文化の再構築」と定式化しています。そうしたたたかいのなかで、ローカルの組織化計画、つまりローカルがもっていない組織化の資金を組合員から拠出してもらうために、自己評価計画というものを労働者とともに作り、全組合員集会の承認をおおぐというやり方は、アメリカではよくみられる試みなのでしょう。その資金でつくられたボランティアの組織化委員会が中心になって、チームスター労組のローカルを動かしていくというかたちをとります。そのために、組合の内部で教育プログラムが作られ、動員システムが整備され、交渉戦略が蓄積されていくというようになりました。

このようなローカルの組織活動の蓄積をふまえて、シアトルのWTO抗議行動の中核部隊が形成されていったと、ボブはいっています。抗議行動のためにはじめて買った自動車に「チームスター・ローカル174 我々は経済的・社会的正義のために闘う」という大きな横断幕を張って、何百人の労働者が動員手当ぬきで抗議行動に参加をしていくわけです。

こうした経験をつづった彼の手記の最後は、

つぎのようにくくられています。

「シアトルの闘いは労働運動を変え、地域社会全体をより良い方向へ変えた…。それはあなたが実際にやっていることなのです。組織化を通して社会を変える力を持っているのです。私たちはみなよりよい世界に変えることに成功し、遺産を残したいと望んでいます。そして組織化こそがその方法です。組織化することが、そのための道なのです。」¹⁰⁾

組織化こそが世界を変える。この言葉には、アメリカ労働組合の回生をたたかった彼の感慨がこめられています。そのような蓄積とその反省が、アメリカ労働運動の現在と未来を支えるものとなるでしょう。

(たけうち しんいち・理事・明治学院大名誉教授)

(注)

- 1) 「162 エンゲルスからヘルマン・シュリータへ」『マルエ全集37巻』297～8頁
- 2) クレゴリー・マンツィオス編『新世紀の労働運動』2001、16頁
- 3) 有賀夏紀『アメリカの20世紀(下)』165頁
- 4) L. R. Williams “Introduction” in H. N. Wheeler “The Future of the American Labor Movement” 2002、xiv頁
- 5) D. Clawson “The Next Upsurge” 2003、143頁
本文で引用したいくつかの指標は、この著作にあります。
- 6) S. Herzenberg “Reinventing the US labor movement” in A. V. JOSE edit. “Organized Labour in the 21st Century” 2002、125～9頁
- 7) D. Clawson op. cit. 260頁
- 8) トッド・ギトリン『60年代アメリカ 希望と怒りの日々』1993、592頁
- 9) D. Clawson op. cit. p. 150
- 10) 本文のセント・ウォン編前掲書、135頁。なお「ニューボイス」とは、スウィニー会長のひきいるグループの呼称で、本書のタイトルのカギ括弧のないニューボイスは新しい声というだけの意味でそれと関係ありません。
この書物によって、私たちは労働組合と労働者権利団体の多様なつながりを知ることができます。
H. W. Wheeler教授は、労働者権利団体は少数民族と強いえに結ばれ、団交にかかわらず、ふつうのストライキを組織しないという点で組合ではないが、政治的圧力、社会的抗議、宣伝を武器に、一時雇用労働者の諸問題にかかわり、広義の労働運動の一部に属すると、考えています(3) p.p.63-64。したがって、その活動は労働組合との間にさまざまな矛盾を抱えて、今後展開されることになるでしょう。

国際・国内動向

第4回世界社会フォーラムに参加して

布施 恵輔

2004年1月、「もう一つの世界は可能だ」をスローガンに、初のアジア開催となった第四回世界社会フォーラムが、ムンバイ（インド）で開催されました。報道によれば132ヵ国から12万人（インド国内から9万人）が参加し討論、セミナー、イベント、デモ行進などのさまざまな企画に参加しました。

筆者は全労連から派遣され、今回の世界社会フォーラムに参加する機会を得ました。私自身社会フォーラムへは初参加であり、インドへも初めての渡航でした。新自由主義的グローバル化、南北格差、債務解消、反戦平和、人権、難民、児童労働、水へのアクセス、食料主権、労働基本権、民営化、政党と社会運動、米軍基地とその被害、非同盟運動、カースト制などさまざまな問題を取りあげ、5日間にわたって、多様な参加者で開催された世界社会フォーラムの全体像を把握することはきわめて難しく、本稿でもその全体像について記述することはできません。日本からの1000人弱の参加者は、多くの機会をとらえて社会フォーラムについて語り、情報を発信しています。私もその一参加者として、ムンバイでの体験を発信したいと思います。

初の3書記長同席企画

労働分野での企画では、今回初めて国際労働組合3組織の代表がそろってパネリストとして参加する企画が実現しました。主催者企画として開催された「仕事と今日の労働の世界」というこの企画には、千人以上が参加。国際自由労連（ICFTU）からガイ・ライダー書記長、世界労連（WFTU）からアレキサンダー・ジャリコフ

書記長、国際労連（WCL）からウィリー・タイス書記長が、インド最高裁判事と並んで参加、ILOの代表も発言しました。

ICFTUのライダー書記長は、グローバル化による規制緩和の押し付け、自由化が進んだことによって労働者の社会的権利や、労働組合権が後退していることを指摘。そのような攻撃に対して、①ILO新宣言などに謳われた労働基本権を守る世界規模での運動の強化、②女性や青年が参加する労働組合運動自身の変化、③NGOとの協力をすすめる、政府・国際機関とNGO、労働組合との三者の連携とが重要であると強調しました。

WFTUのジャリコフ書記長は、世界労連が最も歴史の長い国際労働組合組織として、反ファシズム、反帝国主義闘争の中でILOとの協力を強めてきたことを強調。IMFやWTOなどの国際機関と多国籍企業が各国政府に押し付ける新自由主義的政策が、公的部門の民営化や雇用の破壊、貧富の格差拡大をもたらしていると指摘しました。国際金融投機集団によって一国の経済が左右され、多国籍企業によって途上国に「労働組合排除協定」を押し付けられるなどの横暴がまかり通っていることを批判しました。完全雇用を提唱した1995年の社会開発サミット（コペンハーゲン）や2000年の国連ミレニアム総会の合意や精神を生かすべきだと呼びかけました。労働者・労働組合の権利、民主主義そのものが崩壊の危機にある今、ILOの提唱するディーセントワークを実現するためには、労働者の連帯こそがもうひとつの世界を可能にする（Workers' alliance makes another world possible!）と

国際・国内動向

結びました。

最後に発言したWCLのタイス書記長は、前の発言者同様グローバル化による貧富の拡大と労働者・労働組合の権利の後退を指摘して、労働者も参加する国際的な管理のもとで金融規制などを実現することの重要性を強調しました。労働組合こそが社会の発展の促進者であり、結社の自由が中でも重要だと述べました。

三者三様の表現でグローバル化への危機感が語られましたが、その実現の道のりには理論的にも実践面でも開きがあるように感じられ、特にライダー氏が国際労働運動の分野でICFTUが作ったグローバル・ユニオンという枠組みをWCLのみとの協力で推進していることを強調していることには率直に違和感を覚えました。ILO労働者グループの中での関係がそのまま持ち込まれたような印象があり、世界社会フォーラムという場でそのような議論にとどまったことは、3組織の書記長が初めて同じ企画で発言したこと自体の意義はあるものの、少なくない参加者に失望を与えたのではないかと思います。

労働組合の参加

労働組合が主催している企画には、いくつかの特徴がありました。途上国の労働組合は、単独の組織で企画を行うというよりは、むしろいくつかの国の組織と連携してセミナーを開催することが多いように思われました。韓国のKCTU、インドのCITU、フィリピンのKMU、南アフリカのCOSATUなどが参加する「南からの新たな労働組合イニシアチブ」の企画がその典型といえるでしょう。

世界労連の公務インター、PSI、EIなどのインター組織も独自に企画を組織していました。しかし実際の多くの参加者がヒンディー語のみを使用するインドの人々であり、フォーラム全体に労働組合からの参加者がそれほど多くないことは、討論をやや難しくしていたかもしれません。とはいえ、インドの労働組合組織がイン

ド現地でのフォーラム組織委員会に積極的に参加し、今回のフォーラム成功に参加者の数も含めて多大な貢献をしたことは疑いありません。

先進工業国の労働組合は、フランスやイタリアなどのように社会フォーラム運動に当初から深くかかわっている組合と、そうでない組合の対応には参加も含めて差が見られます。しかフランスCGTやイタリアCGILなどの組合は、労働組合単独ではなく農民組織や青年組織、そのほかのNGOなどとの共同体で参加をしていました。

相互理解の広がり

世界労連主催のセミナーで、発言する機会があり簡単な発言をしました。発言では、グローバル化の進行が貧富の格差を増大させ、賃金・労働条件の低下、雇用不安、失業の増大を引き起こしており日本もその例外ではないと報告。「小さな政府を目指す新自由主義政策の下、公務部門の縮小再編が進められ、4月から国立病院・大学が独立行政法人に移行する。特に国立病院では6000人もの賃金職員が雇用危機にさらされている」と報告し、公務部門の民営化攻撃を受ける各国の労働者の関心呼びました。

また、政府・財界の賃金決定システムの破壊、春闘の否定の攻撃をはねかえすたたかいを行うと同時に、リストラで業績を回復させる大企業に、雇用や労働条件を守り、労働者の権利を守る社会的責任を果たさせる運動を重視していると発言しました。多国籍企業の社会的責任を迫るたたかいにおいて、各国でのたたかいの強化を土台に、国際的な労働者の連帯と強化が重要になっていると強調しました。

インドをはじめとするアジアの国々の労働組合代表には、「日本人はストライキをしないというが本当か」という質問をよく受けました。いわゆる「北」の国に属する私たちは、グローバル化の恩恵を受けているのではないかと、そのようなシンプルな誤解も多く交流の中で感じま

した。しかし、「北」の国で起きているリストラ「合理化」、生産拠点の海外移転、賃金・労働条件の切り下げと、「南」の国で労働者が直面している「合理化」や民営化攻撃、多国籍企業による搾取労働の根は同じところにあります。そうお互いが確信できる交流ができたことは大きな収穫であったと思います。

また余談になりますが、日産リストラ闘争の際に一度日本を訪問したメキシコ日産の下請け労働者を組織する真正労働者同盟（FAT）の国際部長と再会できたことも収穫のひとつであり、勇気づけられる出来事でした。

グローバル化

フォーラムでは、イラク戦争反対、アメリカの一国覇権主義に反対する主張が多く見られました。昨年のイラク戦争阻止での世界的な運動の高まりを受けて、反グローバル化、反帝国に加えて、反戦平和の要求がフォーラムの中で取り上げられたことは今年のフォーラムの特徴です。イラク戦争開戦一周年に当たる3月20日の国際反戦統一行動がフォーラム内で行われた各国議員会議で確認されています。

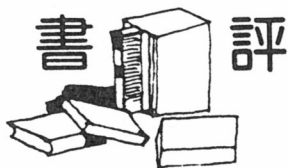
今回の第4回世界社会フォーラムが、反グローバル化の運動にとってひとつの画期となったことは疑いないと思います。世界社会フォーラムに憲章にもあるように、何かの決定や方針を出す場ではなく、運動を交流しそのプロセスとなる「フォーラム」という性格上、一定の限界があるともいえます。しかし、昨年の欧州社会フォーラムから始まったイラク戦争反対の大波

は03年2月14日には世界を一周しました。今年の社会フォーラムでも、イラク戦争開戦一周年の3月20日に向けた行動が確認され、今全世界で準備が開始されています。世界社会フォーラムが、世界の社会運動に与える影響の大きさはますます大きくなると感じさせられます。

ムンバイの社会フォーラム会場では、討論やセミナー以外にも、一日中会場内のいたるところでデモ行進、自分たちの現状を訴える寸劇、パフォーマンスが繰り広げられ、さながら一種のお祭りのようでもありました。そのように草の根レベルからの運動を代表する参加者が、相互理解を進めることが、日本の運動にとっても重要だと感じました。たとえば韓国からは、労働組合や米軍基地問題に取り組むさまざまな市民団体などから、1000人近い青年を中心とする青年代表団が参加していたことは教訓的だと思います。

反グローバル化のたたかいといえば、何か国際活動の範疇に入るもので、自分たちとのかかわりが薄いと感じている人が多いのではないのでしょうか。しかし、グローバルなコンテキストの中で考えれば、賃金でも労働条件でも、自分を取り巻く環境・条件は、多国籍企業、国際的金融投機集団の横暴などに大きく影響されるっており、私たちの日々のたたかいが重要な国際連帯活動でもあります。「Think globally, act locally」。資本のグローバル化に対応した私たちの運動の草の根からの国際化が今必要だと思います。

（ふせ けいすけ・会員・全労連総合組織局）



猿田正機著

『福祉国家・スウェーデンの労使関係』

小越 洋之助

1、はじめに—本書のねらい—

北欧の小国でありながら、社会民主党の長期政権を通じて、福祉大国を実現してきたスウェーデン。この国については、これまで主として財政・国家論、社会保障・社会福祉分野から、多くの研究が発表、紹介されてきた。近年、日本からこの国への視察・観光旅行も後をたたないように、スウェーデンは福祉国家のモデルとして日本国民にも浸透してきている。

とはいえ、この国の実態はこれまで左右両翼の陣営から正確な情報にもとづいた評価を与えられていなかった。たとえば右の陣営からは、福祉国家の諸政策が経済の活力を妨げ、怠惰やモラルハザードを助長しているなどとして、この国を引き出して意図的に福祉国家非難を繰り返してきた。他方、左翼の陣営は社会主義を大義とするなかで、従来は「福祉国家」批判やその担い手である社会民主党批判がめだち、この国の実施してきた政策やその実体を誤解してきたのではないか—本書は、著者猿田正機さんが、かねてからこのような問題意識を抱き、与えられた海外研修を機会に従来の日本におけるスウェーデン認識の「限界」を払拭し、みずからの仮説を具体的に論証したいという姿勢にもとづいた研究成果である。

猿田さんは、長い間日本の大企業の典型であるトヨタ自動車の人事・労務管理、労使関係の研究に没頭し、その成果の結晶は大著『トヨタシステムと労務管理』（1995年、税務経理協会）をはじめ多くの著作となっている。スウェーデン研究はというと、圧倒的に福祉分野からのアプローチが多く、日本の労使関係研究者がスウェーデン研究を著した業績は、

最近は増えているとはいえかなり少ない。また、一般的に言って外国研究はその研究成果が日本に紹介され、その世界を知らない読者を啓蒙するという性格が強い。それとの比較で言えば、本書は、著者が日本の現実をよく知り、日本での内面的問題意識をもってスウェーデン研究を展開している。そして福祉国家のモデルの基礎が実はその労使関係—とりわけて労働組合運動にあることが解明されている。以下、それぞれの章で評者が気づいた点をチェックしてみた。

2、本書の章別構成と内容

本書は以下で構成されている。

- 第1章 雇用・労働時間と労使関係
- 第2章 「賃金・所得の社会化」と生活
- 第3章 労働・社会生活と労使関係
- 第4章 「福祉国家・スウェーデン」と日本の労働運動
- 資料 カエサ・エルゴード（ヨーテボリ大学教授）稿 新しい生産システムの創造

第1章ではスウェーデンにおける労働力、労働時間、労働市場、雇用・失業と職業教育の特徴、その構造が解明されている。日本との対比で析出された事実は驚かされるものである。「スウェーデンでは土日出勤がほとんどないこと、5週間のバカンス休暇の制度があり、すべての労働者がそれをほとんど全員が取得している」（労働時間の構造）。また、スウェーデンの労働市場では日本との比較では公務、大企業、中小企業との比率がほぼ3分の1ずつであるが、中小企業労働者を含めた約80%という多くの労

働者が組織されていること（労働市場の構造）、スウェーデン労働市場局は政府直属機関だが、労働組合初め民間諸団体の代表を理事にして官僚主義の弊害を防止し、地方組織を充実して中央集権化の弊害を除く努力をしている（ちなみに、この組織のトップメンバーは全体の3分の1を上回るメンバーを労働組合が送りこんでいるとのこと）、この国では「知識社会」に対応する後期中等教育をそれを受けていない失業者や再訓練のための無償の成人教育が用意されているということなど。パートタイム労働については、フルタイム雇用が権利であり、パートタイム雇用はそれを希望する人の「選択肢」という、パートタイム労働者の均等待遇において、オランダモデルとは異なる道が示されている。

第2章では、賃金の体系と格差構造、所得の構造、社会的賃金と生活、物価と生活、賃金・所得と労使関係が具体的、実証的に解明されている。日本との比較において、スウェーデンにおける「社会的賃金」の占める位置の重要性、スウェーデン労働組合の「連帯的賃金政策」の展開において、また、賃金は「個人単位」社会に対応し、賃金体系もブルーカラー労働者には基本給、職種・職務給を主体に勤続給がほとんどで、能力給もあるが、資格取得による決定で、査定による賃金格差は「きわめて小さくなっている」。ホワイトカラーは「範囲職務給」で格差は比較的大きい、とされ、最近多国籍企業、外資系企業化した大企業に「能力給」が導入されている。しかし、能力給の判定にも労働組合が関与し、「日本に比べると、きわめて客観化されている」。なお、この節では職種別、ナショナルセンター別、性別、パートタイム労働者などの賃金格差が具体的資料で説明されており、興味深い。他方、社会的賃金として著者が挙げているのは、両親保険、児童手当、住宅手当、養育手当、保育・教育の低負担化・無料化、失業者の所得保障、高齢者の公的年金による所得保障（最低保障年金付、住宅加給もある）などである。この個所はスウェーデン社会が個人単位で、賃金も「個人単位」社会に対応しているとされるが、それを可能にさせた条件が理解できる。すなわち直接賃金のほか、「間接賃金」、いわゆる労働力再生産費の社会化が高度に発展していることを具体的に明らかにして

いる。なお、「物価と賃金」（第4節）では、著者がこの国にじかに生活して、購入した商品やサービスの価格が記録されている。「外国の生活を見る場合、その国の価格構造や生活構造を知らないと正確には理解できない」とは至極もつともなことであろう。

第3章では、労使関係の構造について、経営者団体の組織と現状とともに、とくに3つのナショナル・センター別に労働組合の組織と現状（LO、TCO、SACO/SR）に関して詳細に説明されている。また、スウェーデン労使関係の歴史と現状について、スウェーデンは高度に中央集権化された団体交渉（中央統一交渉）を持つ国であるが、スウェーデン企業の多国籍企業化などから、産業別交渉の重視など団体交渉の分権化としてこのモデルが変化している状況を多くの先学の研究成果を引用して説明している。この節はスウェーデンモデルの「崩壊」、「労使関係の新たなスウェーデンモデル」として多くの研究成果にもとづいて記述されているが、それぞれの論者の主張についての猿田氏の個人的評価が鮮明にされていないきらいがあり、評者にはやや不満が残る。

第4章は、「スウェーデンの賃金・労働条件や生活条件の高い評価を前提にして日本においてスウェーデンがこれまでどう批判・評価されてきたか」（はしがき）を著者の視点から総括した問題提起の個所である。そこで取り上げられた対象は左右の学者・研究者だけでなく、政党（とくに日本共産党）とそれに関わる幹部の文献、政策文書の引用により、社会民主党政権が主導したスウェーデン福祉国家が修正資本主義として評価されてきた経過を事実にもとづき指摘している。「ソ連型社会主義」の崩壊や情報の世界化・共有化、現実の福祉国家の成果などによって、その評価は見直されるべきである、というのが猿田氏の結論である。「この章は日本の労働問題研究者にはぜひ読んでいただきたい章であり、また、日本の労働運動の前進のために日夜努力している労働組合の人々にもぜひ読んでいただきたい」との著者のメッセージがある。

3、おわりに—感想と日本の現状への示唆—

以上、まことに大雑把であるが、本書の内容の一端を紹介した。本書は日本の現実から国際比較研究

書 評

を試み、日本の労働組合運動の再生・発展をめざす問題意識から出発しているから、日本との対比でのスウェーデンシステムの特徴が描かれ、大いに学ぶ個所が多い。

本書は猿田さんが現地におけるさまざまな資料収集・分析だけでなく、直接対象者に接触してインタビュー調査を頻繁に行なった結果を踏まえている。きわめて多忙な海外生活のなかで、帰国後かなり短時間で出版されている。著者の精力的な努力に敬意を表したい。

本書は読者の問題意識、読み方によっては、大いに有効な資料、事実、情報を提供してくれる。例えば、第1章においては、日本では派遣労働の規制緩和によって不安定雇用化が進展しているが、スウェーデンでは臨時・派遣労働全体を対象とする協約があり、賃上げと月額での最低保障額がある。また、この国では「知識社会」に対応する目標を掲げ、後期中等教育を受けていない失業者だけでなく、再訓練を受けたい者に者にも無償の成人教育が用意されている。フリーターを実質上放置している日本と今後いかに労働力面からの国際格差が生じるであろうか。あるいは第2章との関連では、日本では厚生労働省案をベースとする年金改革案が示されたが、「保険料固定方式」「マクロ経済スライド」などはスウェーデン年金改革方式の真似であるとするが、事実はその形式のつまみ食いであり、スウェーデンでは全額国庫負担の最低保障年金が完備されているなど事情が著しく違う。さらに、消費税(MOMS)25%が導入されているが、物価は著しく安く、かつ社会保障や公共サービスが充実し、税、社会保険料が国民に還元されており、社会保障の使用者負担も著しく高いこの国の実態と日本では雲泥の差がある。さらに、第3章にあるように、スウェーデンの労働組合組織率は80%を超え、同一労働同一賃金という「連帯的賃金政策」の具体化や失業保険を労働組合が管理している。スウェーデンモデルはそこに内在する矛盾があるとしても、組織率が20%を割るほどに低迷している日本の労働組合運動へのサジェッションがあるとともに、現在日本で進展している「構造改革」・市場原理主義的政策潮流に対する対抗軸としての価値があることは明確であろう。

なお、第4章は「日本の労働問題研究者にはぜひ読んでいただきたい章であり、また、日本の労働運動の前進のために日夜努力している労働組合の人々にもぜひ読んでいただきたい」(はしがき)との著者のメッセージがある。本書の上梓を契機に、外在的、イデオロギー的な批判ではなく、内在的な批判・議論・論争などが起こるか、もしくは正確な事実にもとづく概念の再定義が行われることが本節における著者の趣旨に沿うことであろう、と思われる。

(ミネルヴァ書房・2003年10月刊・4800円)
(おごし ようのすけ・常任理事・國學院大學教授)

論 点

最近の天皇制をめぐる論議

H・ビックス著『昭和天皇』上下(講談社)を読みながら

福田 静夫

(1)

この3年ほど、私たちの「名古屋哲学セミナー」では、日本の歴史に関わる論題でテキストを選んで読みあつてきた。このセミナーは、真下信一先生を中心に始めて始まった読書会で、先生亡き後も続いていて間もなく30年になる。例会は月に2回、第1と第2の土曜日。年ごとに少しずつメンバーは入れ替わっていくけれども、幅の広い年齢層の人たちが、だいたい30~40人ほど集まってくる。私の担当は第2例会で、比較的長いものを取りあげることになっていて、ヘーゲル『歴史哲学』の場合には2年をかけた。その続きのような形で、一昨年度に網野善彦『日本とは何か』(講談社)を読み、昨年度はJ・ダワー『敗北を抱きしめて』上下(岩波書店)を読んだ。そして今年度は、前半に高橋哲哉『戦後責任』(講談社)を終え、後半からH・ビックス『昭和天皇』上(講談社)に取りかかっている。来年度前半にこの下巻を終えようというのが当面の計画である。

それで、人間的自由の理念の発展史というヘーゲ

ルの視点から見たら、日本の歴史とそのなかでの天皇制の役割はどう見えるかというのが、最近の日本の歴史を取り上げる私の勝手なモチーフになっているわけである。セミナーという市民的なレベルでの読書会での会員の報告や討論から受ける感触からしても、私たちの関わった天皇もしくは天皇制にかかわる論壇での議論はかなり盛んであり、とりわけ「わが内なる天皇制」をはっきりさせ、それを克服するためにはどうしたらいいのか、いろいろと議論を交わしあっていきたいと思っている。ここでは、セミナーのなかで気のついた最近の天皇制をめぐるいくつかの論点をとりあげ、感想の若干を記してみたい。

(2)

まず、私たちが目前にしている天皇制にかかわる論議の状況であるが、すでに先に挙げた網野善彦『日本とは何か』の発刊が2000年、じつはこれを序巻にして、以下に『講座・日本の歴史』が25巻続くのである。そのなかには、律令国家の下で「日本」・「天皇」という観念の成立を論じた巻はもちろん、維新时期から明治・大正・戦前戦後の昭和にかけて近現代の天皇制を論じた各巻が配置されていて、『日本はどこへ行くのか』で終巻となるのが2003年である。この時期に重なるようにして、岩波書店からも2つの大きな講座が出ている(2002~3年にかけて『岩波講座・天皇と王権を考える』全10巻、『近代日本の文化史』全10巻・別巻)。このうちの前者はそのタイトル通りに天皇制の制度と思想を通史的に主題としたものだし、後者は、幕末から現代に至までの時期に特化しながら、日本のナショナリズムと歴史的主体の形成の過程をさまざまに規定してきた天皇制とそれをめぐる今日の文化的な葛藤に広く言及する。わが国の二つの大きな出版社から、通底しあう問題意識をもった講座が重なって出されるということは、すでにそれだけで天皇制にかかわる問題が、ある種の読者の広がりや予想しうるということを示しているのだろう。また執筆者についても、少なくとも歴史・文化・政治・法制等々にまたがって、それ相応の業績をもった顔ぶれがそろっているということでもある。これらの講座の執筆者を眺めていると、どの講

座にも、アメリカ、オーストラリア、中国、韓国等、外国人の日本研究者が多少の違いはあっても加わっていることに気づく。日本の天皇制は、いまでは決して日本人だけの専門領域ということではなくなっているのである。

じつさいに、私たちの読んできたJ・ダワー、そしていま読んでいるH・ビックスの本は、それぞれアメリカでピューリッツァー賞を受けたものであった。とくにダワーには、すでに『吉田茂とその時代』(TBSブリタニカ、1981年)、『容赦なき戦争』(TBSブリタニカ、1987年→平凡社ライブラリー、2001年)などの世評の高い仕事がある。このことは、天皇もしくは天皇制への関心が、たんに歴史・文化の研究者のみならず、また読者においても、かなり国際的な広がりをもつものになっていることを示している。

(3)

ではいったいこうした広がりをもって21世紀初頭に論じられている天皇もしくは天皇制にかかわる論議には、どんな特徴があるのだろうか？

その点では、H・ビックスの『昭和天皇』(原題は「裕仁と近代日本の形成 Hirohito and the making of modern Japan」)には、最近の特徴がよく出ている。原書では1冊だが、邦訳では上下の2冊に分けられ、全体では次のような4部構成になっている。第1部「皇太子の教育」、第2部「仁愛の政治」、第3部「陛下の戦争」、第4部「内省なきその人生」で、上巻には第3部の半分まで、下巻には第3部の後半と第4部が収めてある。第1部では迪宮と呼ばれた少年期、第2部では明治天皇を「仁愛」の理想とした「帝王学」を学び、18歳で成人して裕仁と名乗ることになり、20歳にして大正天皇の摂政に立ち、多端な政務と軍務の実際に対処する時期が扱われる。第3部はいちばんの中心部分であって、25歳で即位した裕仁は、新しい「昭和」という元号をのちに諡とする天皇となり、「大元帥」として激動の15年戦争に臨む時期である。そして最後の第4部では、敗戦によって国際裁判で訴追されるのを免れ、アメリカへの従属の「象徴」として生かされながら、たえず政治に干渉することを止めず、死去に際しては国民に

書評

「自粛」を強制することによって国民のうちに「内なる天皇制」を幻出させていった終末の時期が扱われる。

すでにこうした構成から分かるように、ビックスの天皇論の特徴は、一人の天皇の人格に内在しながら、絶対主義的な国家の最高機関としての天皇の矛盾と葛藤に満ちた時代史を描こうとするところにある。天皇は、満州事変の開始、日中戦争からアジア・太平洋戦争への拡大の過程、そして遅すぎた敗戦にいたるまでのどの局面においても、ビックスの視点からすれば、つねに超憲法的な天皇もしくは「大元帥」としてみずから決断し、選択をして宮中グループや内閣、軍部を動かし、動かされたのであって、俗説の言うように、憲法上の無謬と無答責の空洞のなかに逃げ込むことを許す余地はないことになる。それが、能動的な君主という祖父の虚像に取り憑かれたための誤った選択であったとしても、無答責と統帥権とが天皇に確保する自由空間は、まさに天皇の自己責任において満たされるべきものであったのである。

この意味では、この本は、昭和天皇の戦争責任を、天皇の主體的な責任として、克明に証明することになった。そしてそれは、天皇制という絶対的権力の負荷に耐えうるいかなる政治的個人も存在しえないということを明らかにした点で、日本の近代天皇制の歴史的破産を証明することにもなった。同じような仕事としては、先に山田朗『大元帥 昭和天皇』（新日本出版社、1994年）があり、ビックスの仕事は、それをいっそう詳細に、昭和天皇の内面的過程にまで分け入って追及し、補完したと言えよう。ビックスは、悪意から何としても裕仁の戦争責任を証明しようとしているという秦郁彦の非難に答えて、「私としては、天皇をその全生涯のあらゆる段階を通して理解しようと努めたただけだ」（『世界』03年9月号）と答えているが、ビックスは正しい。

もっともビックスの場合、戦前の植民地であった台湾・朝鮮・南樺太・満州に対しては、天皇が戦後についても決定的な責任を負っていたことについての指摘がない（この点では、『近代日本の文化史』第6・7巻を参照）。とくに日本の敗戦にともなう朝鮮の南北分断にさいして、日本の特高・軍人がアメリ

カ軍の弾圧に直接手を貸した（松本清張『北の詩人』）。あるいは大東亜文学会などで協力させられ、「漢奸」として断罪された中国人に対して、天皇は一言の謝罪の言葉も発しなかったと憤激し、自前で陳謝のピラの空中散布を考えたのが堀田善衛（『曇り日』を参照）であった。

(4)

天皇の在位年数からすると、戦中戦後の時期よりも戦後の時期の方がはるかに長い。けれどもこの時期を扱った第4部は、第2～3部よりもはるかに短い。ここでのビックスは、アメリカが占領政策のために天皇を戦争責任の追及から守ったこと、そしていわゆる逆コースのなかで天皇がさまざまな保守政策の切り札として使われたこと、「巡幸」によって人心を治め、「人間天皇」のもとでの「天皇制民主主義」を現出させていくことなど、ダワー『敗北を抱きしめて』が明らかにしていた論旨と基本的に同じ見解をとっている。ただし、その戦中の旧憲法の立憲的な規範からの逸脱においてもそうであったが、戦後の新憲法の「象徴」的な制約からの逸脱についての指摘はより手厳しい。まず裕仁は、敗戦の年の11月に「皇祖皇宗」を祀る伊勢神宮に参拝するが、こうして「宗教と神話に基づく天皇制の歴史の生存能力」を固めた。（このあと小森陽一『天皇の玉音放送』五月書房によれば、京都の「神武天皇畝傍御陵」、明治天皇桃山御陵、東京へ戻って「大正天皇多摩御陵」に「親拝」、その翌日靖国神社に公式参拝する。いずれもまだ「人間宣言」以前の神人天皇としての時期のことである。）また46年1月1日の「人間宣言」の詔書でも、自分が「天照大神の末裔」であることを隠していないし、新憲法草案が天皇の従来の資格を剥奪することを支持したという俗説は誤りであった。また48年1月の国会開会式での松本副議長の「蟹の横ばい」拒否事件、51年10月、京大を訪問した天皇を「平和の歌」で迎えた学生の処分事件など、天皇の神聖化が進んでいく。その一方では、すでに新憲法下の9月、国事行為を禁じられている裕仁は通訳の寺崎英成を介して、沖縄の軍事占領を長期間継続することをマッカーサーに提案した。日米安保条約への賛成、戦争責任問題を「文学的なあ

や」の問題としたこと等、総じて戦後の裕仁は、価値的には「二重基準」の「象徴」として振る舞い続けたのであった。

ビックスは、天皇の死に際して、当時の竹下首相が「つねに平和主義者、立憲君主」であり、62年間の治世を通して「世界の平和と国民の幸福をひたすら祈念」してきたという弔辞を捧げたことを記している。こうして戦後の昭和天皇は、アメリカとの「抱合」関係のなかで仮構された戦争責任への無答責でもって戦後の人生を始め、最後まで国民にはその真実の役割を覆ったままに、人生を締めくくることがなかったのだった。

(5)

しかし、新憲法下の「象徴」天皇制は、昭和天皇から現在の明仁天皇に移っている現在、さまざまな新しい論議の素材を提供することになっている。

その一つは、天皇制の統合機能が変化した問題である。天皇制は、日本の独占資本がアメリカの独占資本に従属しながら復活強化していく過程では、戦後の天皇制をより強い独占資本との相関関係のなかに置き入れ、やがては独占資本の統合機能が発展するとともに、「象徴」天皇制の統合機能は地盤沈下をおこすことになった(渡辺治『日本の大国化とネオ・ナショナリズムの形成』松井書店)。

けれども、その直接的な効用とは別に、天皇制がもっている人間差別機能は、たとえば叙勲制度で代表されるように、企業支配のためにさまざまな差別化を商品化の必要条件とする独占資本に対して、とりわけ身分的・文化的・ジェンダー的な諸差別を正当化する機能を提供し続けている。

天皇制は、新憲法下では経済制度としても(天皇は旧憲法下では日本最大の地主であり、資本家であった)政治制度として多くの支配機能を失ったが、逆に「象徴」制度としては新たに多くの文化的な支配機能を獲得してきた。

1979年に元号法が制定されて、「昭和」以降も天皇の代替わり毎に元号が続くことになり、国際化が進行するなかで、天皇による煩瑣な時間的・空間的支配が日本の国民に強制され続けることになったし、また99年に制定された国旗・国歌法は、天皇儀礼と

国家儀礼の制度化を一步進めることになった。義務教育学校では、たとえば体育館に常時日の丸が掲げられていて、子どもたちはその制度を日常的なものと感じ始めているし、君が代がことある毎に強制的なものとなっていることは、いくらでも事例がある。

ところがその一方で、2002年のサッカー・ワールドカップの際に、「J回帰」と呼ばれる現象が話題になった。サッカーで日の丸を振り、君が代を歌うのは、天皇誕生日にそうするようなアナクロニズムではない、というのである。伝統的な日本への直接的な回帰ではないので「J」とモダン化して名づけられるのだが、天皇在位10年記念式典で、「元X JAPAN」のメンバーが作曲した「奉祝曲」をみずから演奏し、「GLAY」や「SPEED」といったポップ・シンガーたちが首相を取り囲んでいたという。このような新しい形の天皇制は、「J天皇制」とされる。いずれにしても、これらは後期資本主義の消費文化を通じた日本への回帰であって、伝統的なそれではない現象として問題になっている(「象徴天皇制の未来について」『日本はどこへ行くのか』)。

けれども、イラク特措法によって派遣された自衛隊を見送る人々が、日の丸の小旗を手にして打ち振っていた光景には、「J回帰」以上のメッセージがあることを否認ない。自衛艦は海軍マーチで送り出された。そして家族の人々は、隊員が任務を果たして帰ってきてくれることを信じていると語っている。不確定な情報の下で、死の危険を覚悟しながら自衛隊員が任地に赴くという構図は、あまりにもかつての出征兵士たちのものに似すぎている。

同じように複雑なことが、初詣にも言えるかも知れない。神道指令によって、かつての天皇制を強力に支えていた「国家神道」は存在の根拠を奪われたが、戦中に推し進められた国家神道化のなかで形成された伊勢神宮を頂点とする全国の神社のヒエラルヒーは、現在は伊勢神宮を本宗と仰ぐ全国8万社を組織する神社本庁となって復活している。神社本庁は、昭和天皇の「平癒祈願」の運動によって国民に大きな影響を与え、それに続く天皇の大嘗祭の儀は、神道儀礼を復活して、憲法違反の論議を呼んだことはまだ記憶に新しい。多くの「祭祀を重んずる伝統は、高天原に事始まり、国史を貫いて不易」

書 評

である、とする主張を変えてはいない（神社本庁憲章）。このような日本の神社のヒエラルヒーを前提にすると、皇室神として伊勢神宮の祭神天照大神が祀られているかぎり、「象徴」天皇は、日本の神社8万社を司る祭祀王の位置に立っていることになる。国民の祝日の多くが天皇家の祝祭日と重なっていることの意味は小さくないだろう。神社本庁は、このようなものとして天皇を尊崇する方針を採っているわけである。そして天皇と天皇制とにゆかりの深い神社は、警察庁の発表によれば、明治神宮290万人、熱田神宮234万人、伊勢神宮64万人など、今年も全国的に多くの新年の参詣者を集めた。その参拝者たちのすべてと合わないまでもかなりの部分が、神社の新年の雰囲気消費するためだけに集まったと言えるのかどうか？ 消費する参拝客の思いとは独立に、機会を提供する神社の目的が存立しうるのかどうか？

もちろんここで、一般に天皇制と宗教の問題がどうなっているのか、あらためた検討が必要だが、ここでは立ち入ることはできない（「宗教の戦後体制」、『近代日本の文化史10 問われる歴史と主体』）。

さらに気がつく論点として、天皇制とジェンダーとの関係を問うものがある。皇室典範に規定されているような直系の男子が産まれないときを想定して、女帝論が問題になっている。その議論のなかで、女性天皇は男性天皇の悪いイメージを払拭するために、大きな象徴的な働きを期待できる、という立場があるが、このようなジェンダーに逆のバイアスをかけることでは、とうてい男権主義的な皇位規定を修正したことにはならない。

もう一つ、従来よく知られている「象徴」天皇制の特徴として、農業・植樹祭など、環境問題へのアクセスを強めたり、歌会始・文化勲章など文化の分

野での伝統と顕彰に役割を果たしたり、一般市民を取り込んだ皇室ファミリーの親密さ（嫁いびりなど）があつて、いつも成功するとは限らないが）によって市民的な理想を演じたりする傾向がある。かつての権威主義的な「内なる天皇制」が、いつそうソフトで日常的な「内なる天皇制」に置き換えられていく大きな契機がここにある。

(6)

いろいろと思いつくままに、あれこれの天皇と天皇制にかかわる論議を書き出してみた。昭和天皇の戦争責任とそれを未済にすまずことを許してきた国民の責任、とりわけ「戦後責任」として論じられるべき多くの問題がある。ビックスの『昭和天皇』は、その論議のための重要な基礎をおいたことは確かである。しかし、それが伝記のスタイルをとったために、取り残すことになったいくつかの問題がある。グローバル化する世界のなかで、日本の近代天皇制の位置を問うことなどはその一つであろう。それと同時に、戦後の「象徴」天皇制が、じつに多くの問題ばらみであることは見てきたとおりである。そのなかには、旧天皇制から引き継いできているものもあった。人間が人間を絶対化するシステムに妥協したとき、そのシステムはかならず人間の自由の根底的な破壊につながる、というのが、天皇制についての最も痛切な経験であった。人間的な自由と民主主義の発展の見地から、「天皇制」をどう克服するのか？ 憲法第9条の改廃を中心にして、自民党・民主党・公明党がそれぞれに、イラク戦争を機として、改憲の態度を明らかにしている現在、あらためてこの課題の重要性を確認しておきたい。

（ふくだ しずお・会員・日本福祉大学名誉教授）



牧野富夫著

『構造改革は国民をどこへ導くか』

金田 豊

本書は、不況の長期化と地域経済破壊、雇用・賃金・生活破壊が深刻化する状況に、日本が落ち込んだ原因を探り、「どこへ行くのか—日本」と問い掛けます。そして、現状の矛盾のなかに、それを打開する道を見出して、それを進めるべき労働運動の役割と課題を提起し、その発展の条件が広がっていることを掴んで、運動の再構築へのリーダーシップの発揮を求めます。

まず、序章で、劣化する雇用・労働条件と健康破壊の実態を掘り下げ、その原因が財界・大企業の新戦略の「構造改革」と、それに国民を巻き込んでいった欺瞞的な手法にあることを明らかにします。彼らが持ち出すのは「国際競争力の強化」、とくに、バブル崩壊、長期不況と経済のグローバル化を背景とした90年代半ばからのリストラの日常的な強行に当たって、日本の国際競争力低下の過度な強調です。その要因としての「高コスト構造」、特に世界トップクラスの日本の賃金を是正せねば、日本経済は破綻するとのイデオロギー攻勢を強め、既存の経済システムを「コストと効率」＝国際競争力のモノサシで再編する「構造改革」を進めてきたことです。それは成長の見込める産業・企業・事業所は伸ばし、それ以外は整理・淘汰する、その選別は市場にゆだねるとして、市場競争原理の徹底によって、大企業・多国籍企業の活動の自由を最大限に保障させようという新自由主義の強者の論理・イデオロギーによる「構造改革」です。そして国の規制緩和政策、労働法制改悪による支援と一体となって、雇用・賃金システムを流動化・多様化すること、能力・成果主義による査定と格差で競争を刺激し、終身雇用と年功賃金の解体、効率化と労働力利用の低廉化でコスト削

減を強行してきたことを批判し、これに対置して「福祉重視社会」への転換を示します。

第1章では、この市場原理による「構造改革」を正当化する「国際競争力」論が如何に欺瞞的かを暴露します。財界は、企業経営の最大のコストは人件費だから、日本経済の生き残りのためには人件費の抑制・削減が第1だとする宣伝に、マスコミも動員し、一般労働者・国民から労組幹部まで巻き込み、企業のコスト競争重視で要求闘争の抑圧を図りました。しかし「国際競争力」を吟味すれば、競争力を構成する要素は、経営者側の見方や諸調査機関の調査でも、技術力、信頼力、商品サービス力、ブランド力がおおきく、為替相場や公的負担の状況、資源・環境も影響し、人件費のウエイトは低いのに、賃金が最大の要因とした経営側の欺瞞を暴露します。「国際競争力」論は、アメリカの90年代戦略に奉仕した円高とグローバル化を背景とするものであることを明らかにして、その呪縛を取り除くことの重要性を指摘します。

第2章では、空洞化や雇用問題の深刻化は、この「構造改革」が小泉内閣の「骨太方針」として展開されたことによることを示します。それは、雇用形態の多様化と流動化、正規雇用の低賃金・不安定雇用への置き換え、成果主義と裁量労働の拡大で賃金を生活から切り離し、労働時間概念の破壊を加速し、財界の雇用創出策も賃金分割の不安定雇用の拡大でしかない欺瞞性を暴露すると共に労資協調を支えた「パイの理論」さえ破綻させる矛盾に直面せざるを得ないことを示します。

第3章では、このような財界の戦略が、春闘との対立を通してどのように具体的攻勢として賃上げ抑制から春闘解体へ向けて展開され、変化してきたか、95年以降の毎年の日経連「労働問題研究委員感報告」、2003年からは日本経団連の「経営労働政策委員会報告」への著者の毎年の批判論文によって、系統的に究明します。

第4章は終章として、財界・大企業が、規制緩和・「構造改革」の攻勢で、職場から労働者分断支配の個別管理を貫徹させ、春闘解体・終焉の宣言にまで行き着いたこと、それが必然的に矛盾を深め、労働者・国民の新たな運動構築の条件を急速に形成している

新刊紹介

ことを明確にし、「春闘と労働組合の課題と役割」を提示しています。

財界・大企業は、労資協調体制による「管理春闘」の徹底で、賃上げ春闘を解体をし、能力・成果の個別評価型賃金化で、差別と賃下げの自由を手に入れたわけですが、それは同時に、企業業績が上がれば労働者への分配も増えると期待させて労働者を経営に取り込んできた「パイの理論」を破綻させ、過密労働にも耐えて「日本の経営」を支えた「企業帰属意識」「愛社精神」を減退させ、「集団から個の時代へ」を唱えて、「運命共同体的経営」を可能としてきた労資協調主義をも解体し、労資協調労組の機能も阻害して、組合員の労組離れを増大させるなどの矛盾をひろげることになりました。国際競争力強化のための「構造改革」では不況の長期化、経済の破綻だけでなく、教育、環境、平和も危険な状態に陥れる矛盾も明らかにし、人間らしい生活のためにはたたかうしかないという考え方に、労働者の多くが気づく一歩手前まで情勢はきています。情勢が階級的労働運動の出番を待っていてと判断します。そして、現状を打開する道は、労働者・国民にやさしい福祉重視型社会の建設であり、本当の国際競争力強化は、人件費削減、労働強化の効率化などの姑息な手段ではなく、技術力や商品の信用力などであり、もの作りの優れた腕と技の蓄積と伝統を最大限に生かし、最低賃金の引き上げ、労働時間短縮がそれを推進するのだと強調します。それには労働運動の力が不可欠であり、その実践に労働組合、とくにナショナル・センターがリーダーシップをとるべきこと、そうすれば、必ず道は拓けると訴えます。「構造改革」というまやかしの「新自由主義改革」はドロ船であることを労働組合の音頭で世論化し、「福祉重視社会」という「希望の船」の建設に労働組合が国民を導いていくことに取り組めば、国民の期待を結集し、「新自由主義」勢力を圧倒する運動のうねりを生み、財界本意の「構造改革」を葬り去る発展への条件があること、そこに今後の春闘前身のカギがあることを提起しています。

本書は、「春闘終焉」の宣言の上に、日本経団連がめざしているミクロとマクロからの「構造改革」による労働者・国民への新たな犠牲の押しつけと、そ

れが生む矛盾を明らかにし、これに対決する国民春闘再構築の観点と課題を提起するものとして、04国民春闘をたたかう上で、必読の本です。

(新日本出版社・2003年10月刊・2300円)

(かねだ ゆたか・労働総研常任理事)

深澤 和子著

『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』 伊藤セツ

2002年の早春、新宿で数名で会食した時、深澤和子さんはとても元気だった。しかし、次にお会いした4月には咳をしておられ、京都の病院で検査するとのことで別れた。そして2003年7月、あまりに早い訃報に接し、今、深澤さんの生身の姿の代わりに私たちは、1冊の本を手になっている。それが病床で書かれた本書『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』であり、彼女の私たちへの贈り物である。

深澤さんと私は、1995年刊の西村裕通先生編の『現代日本の生活問題』（ミネルヴァ書房）でご一緒させていただいた。その頃深澤さんはロンドン大学に提出される博士論文の執筆中であった。実は私は1990年以降、どのようにして深澤さんが福祉国家とジェンダーのかかわりに研究を進めていかれたかを詳しくは知らない。本書のあとがきに付記を書かれている一橋大学の木本喜美子さんが詳しいだろう。そのようなことは抜きに、今手にしている本書の紹介をしたい。

本書の特色は、はしがきによれば、「戦後の福祉国家体制の基礎に据えられた男性＝稼得者／女性＝家族の世話係というジェンダー関係に着目し、それが福祉国家の諸制度にいかに関与されてきたか、それが女性の自立をどのように制限してきたのか、このジェンダー関係が、フェミニストたちによっていかに批判され、その克服のために福祉国家のジェンダー分析がいかに関与されてきたかを、一貫して追及しているところにある」ということである。

本書は、序章に続く3部構成の本論（全6章）と、2つの補論からなっている。

序章では、戦中に打ち出され、戦後多くの国々に影響を及ぼすことになるイギリスの福祉国家構想：

ベヴァリッジ・プランへの深澤さんのスタンスが示される。そこでは、ベヴァリッジ・プランが、性別役割分担を前提にしていたとしても、無業の妻へのアンペイドの家事労働を認める視点が含まれていたことへの注目が披露される。第1部の2つの章では、1970年代からの福祉国家のジェンダー分析を追い、1990年代のフェミニストの比較福祉国家研究の開始と進展・類型化を取りあげる。フェミニストは、福祉国家を単に「国家の家父長制」として批判するだけでなく、「人間解放の潜在力」が存在していることを示したとし、このことの承認が、ジェンダー関係の変革と福祉国家の変革の関連におけるフェミニストの姿勢の理解に不可欠であるとされる。

続いて、ジェンダー平等政策を、女性労働政策分野と社会保障分野に分けて展開される。

第2部の2つの章は、女性労働政策とジェンダー平等政策を扱い、国連やILOの新しいジェンダー関係構築のための動向・戦略が述べられ、M字型就労サイクル脱却という視点から見た比較福祉国家研究が展開される。第3部の2つの章では、社会保障制度におけるジェンダー関係の変革とILOの政策、高齢者ケアワークの社会評価の多様化と新しいジェンダー関係の構築を介護給付を例に論じる。

深澤さんと今お話しできるのなら、「福祉国家の人間解放潜在力」と社会主義国家のそれとの関係、M字型就労サイクル脱却という表現のもつ妥当性やジェンダー統計の扱い、ジェンダー平等政策の持つ光と影について議論してみたいが最早かなわない。深澤さんの研究への姿勢と、病魔との一刻をあらそう戦いの中での執筆を思うと胸が痛む。本書からは、優先順位に配慮して、世に問うべきことは早くやりなさいという私たちへのメッセージも伝わってくるようだ。

(東信堂、2003年9月刊・2800円)

(いとう せつ・理事・昭和女子大学教授)

遠州 尋美著

『グローバル時代をどう生きるか』

—自立コミュニティが未来をひらく—

浜岡政好

本書は「地域政策」の教科書として執筆されたものである。このように紹介すると、地域または地方自治体におけるあれこれの政策の紹介や政策のつくりかたが取り上げられている書物と誤解されるかもしれない。しかし、本書ではいくつかの地域における事例は取り上げられてはいるが、個別の「地域政策」を論じることには焦点が当てられているわけではない。本書の真骨頂は、グローバル化のなかでの地域の再生の道筋を、実に説得的に示していることにある。

地域社会が今日直面している困難の性質を、産業革命、フォード主義の成立に続く、三度目の大転換（「グローバル・ウェーブ蓄積様式」）のなかに位置づけたうえで、グローバル化の大波に押し流されない地域づくりのために、地域政策の重点をどこに置くべきかが呈示されている。それは一言でいえば、「社会的生産基盤の再構築」である。ここで著者が「社会的生産基盤」と呼んでいるのは、中小零細企業を含めた地域の産業集積や「人々が安心して住み続けられる優れた住環境、福祉・医療・教育環境」などである。

この生産基盤に著者があえて「社会的」と冠しているのは、地域のもつ歴史や文化、そして人々の関係性などをも射程にいれて広く「生産」の基盤を捉えようとしているからだと思われる。そのことは本書の中心に据えられている「社会的生産基盤の再構築」の事例分析（阪神淡路大震災における真野地区、「一人一芸」の岩手県大野村、文化と景観づくりの長野県小布施町、墨田区の3M運動）からもうかがうことができる。

このように本書が多国籍企業に主導された「労働力・資源収奪型直接投資競争」に対抗するものとして力説しているのは「コミュニティの自立」であるが、これはけっして偏狭な反グローバリズムの薦めではない。それぞれのコミュニティが自立を図りながら、それらが地球規模でのパートナーシップをつくりあげて、拡大する格差と貧困の克服をめざそう

新刊紹介

というものである。この自立したコミュニティ同士を結びつけるグローバルな経済原則として、筆者は「フェアトレード原則」の確立を説いている。

以上が評者が取り出した本書のエッセンスである。平易な語りかけ方といい、丁寧な事例の示し方といい、本書が良質のテキストであることは疑いない。そして単に地域政策という領域の入門書というだけでなく、現代日本経済論、現代日本社会論の入門書としても優れたものである。本書の内容が読むものにリアルに迫ってくるのは、筆者の非常に手堅い実証的研究（日本だけでなくアジアやアメリカなど）に裏付けられているからであろう。巻末に示された膨大な調査研究の報告書などがそれを示している。

ところで小泉「構造改革」によって推進されている現実の地域政策は、筆者が呈示する方向とは逆の方向に進みつつある。地域の社会的生産基盤の崩壊がいつそう加速されようとしている。この流れを反転させるには、まだそれほど多くない成功事例を増やし、またその成功の意味を多くの人びとの確信にする活動を広げる必要がある。そのためにはまず日本社会のなかに「社会的生産基盤の再構築」のパートナーシップを形成できないものであろうか。本書が、そうしたパートナーシップの形成の接着剤になることを期待したい。

（法律文化社、2003年4月刊・2500円）

（はまおか まさよし・常任理事・佛教大学教授）

原富 悟著

『トミさんの社会保障談義』

公文 昭夫

とにかくタイトルがいい。「トミさんの社会保障談義」とくれば、長屋の女将さんの井戸端会議、そこにハチ公やクマさんがからんだ「かけあい」さながらに、とんとこむつかしい社会保障のなかみをスパッと絵解きしてくれる。年金から医療、失業、介護、労働災害から、社会保障制度と連動する消費税、最低賃金制、雇用対策、退職金問題、はては憲法にい

たるまで、レパートリーの広さ、メニューの豊富さ。いったいこの人の頭の構造はどうなってるんだろう、とあきれたり、感心させられたりする。

「トミさん」とはいわずと知れた埼玉県社会保障推進協議会の副会長（前事務局長）、そして埼玉県労働組合連合会の事務局長をやっている原富悟さんである。

もともとトミさんは書いても、しゃべってもユニークで、軽妙洒脱。抜群の行動力の持主だが、その根っ子は「ヨメさんや子どもや遠くに離れて暮らす母を愛し、生活の場でふれあう様々な人を愛し、社会運動の中でともにたたかうたくさんの方の仲間を愛し（第1巻・はじめに一時に遅れず追い越さず）」という深い人間への愛である。彼に言わせれば「社会政策や社会保障運動はそのようなものだ。日本国憲法は、そのようなものとして象徴的だ」となる。

「饅頭屋さんに強盗が入った。……“カネを出せ”。加えて“腹が減った。酒が飲みたい”。そこで店員が1000円札を出し、饅頭を一箇差し出した。強盗は涙を流して感謝した。……悪人になりきれない“強盗さん”の話は何とも切ない」というプロローグから、生活保護を出さない行政的「しめつけ」（123号通知）が、多くの自治体にそんな制度があることを「知らせる」義務を放棄させた、と指摘する。

また第2巻では「フツの働き方で過労死するような状況は病人を増やし給付が増える。過労死するほど働いているのに賃金が下がり、失業者も増加しているから社会保険の財源（収入）は細る。訓練されない素人でも泥棒で稼ぐ方が“実入りがいい”ような社会状況が……社会保障制度を掘り崩している」と言う。

全2冊の「トミさん談義」は、わかりやすいだけでなく、しっかり図表を載せ、職場や地域でのケンカの仕方（要求獲得のマニュアル）まで教えてくれている。専門家から素人までぜひ読んでほしい力作である。

（埼玉県社会保障推進協議会・2003年7月刊・各500円）

（くもん てるお・会員・年金実務センター代表）

No.49～52・総目次

No.49 (2003年冬季号)

〈特集〉●リストラ・失業・雇用、地域経済問題での国民的共通の探求

- リストラ・失業・雇用問題をどのように解決するか——「公的雇用創出のための政策提言」の意義について 大須 眞治
- 雇用、くらし、いのちを守るルールの確立で、資本主義の暴走をくい止めよう 伊藤 圭一
- 地域経済を守る商工業者の共同 小谷 紘司
- 大田区の工場地帯と地域経済を守れば、大田区すべての人々の願い 後藤 耕三
- 青年の雇用と働くルールの改善をめざす 共同の拡大 林 萬太郎
- ノーベル賞と島津製作所——いま島津の現場では 沖 一・桜田 照雄

〈国際・国内動向〉

- ILO勧告に沿った公務員制度改革を求めろ！ 岩田 幸雄
- 男女の昇格差別を争った芝信用金庫事件が最高裁で和解 坂本 福子

〈新刊紹介〉●社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』石川 芳子●全労連パート臨時労組連絡会編『パート・臨時などではたらくみんなの実態アンケート調査報告書』川口 和子●足立辰雄著『現代経営戦略論』井上秀次郎●佐藤真人他著『日本経済の構造改革』浜岡 政好

No.50 (2003年春季号)

〈特集〉●アメリカ——政治・経済・国民運動

- アメリカ帝国主義と新しい戦争 儀我壮一郎
- ブッシュの「宇宙—情報帝国」戦略とその矛盾 藤岡 惇
- ブッシュの戦争とたたかい、労働者の生活と権利をまもるたたかい 垣内 亮

〈国際・国内動向〉

- 民衆の力を結集して貧困をなくす、リビングウエッジ運動 大木寿
- 労働法制の改悪を許してはならない 篠塚裕一
- ロンドン200万人反戦デモと労働組合運動 宮前忠夫

〈書評〉

- 小森良夫『「ルールなき資本主義」との闘争』 藤田 実

〈新刊紹介〉●浜林正夫『パブと労働組合』島崎晴哉

No.51 (2003年夏季号)

- 労働運動総合研究所基礎理論プロジェクト報告書 均等待遇と賃金問題—賃金の「世帯単位から個人単位へ」をめぐる論点の整理と提言—
「労働運動総合研究所基礎理論プロジェクト報告書」「均等待遇と賃金問題—賃金の『世帯単位から個人単位へ』をめぐる論点の整理と提言—」の発表にあたって
労働運動総合研究所編集委員会

「報告書」本文

はじめに

- I 財界・政府の新戦略の特徴と「個人単位化」政策
- II 賃金の「世帯単位から個人単位へ」問題にかかわる経済学的基本概念の検討
- III 賃金の「世帯単位から個人単位へ」の理解に関連する論点—ジェンダー論との関連で—
- IV 提言—日本における賃金の「自立可能な個人単位化」の展望
- V 残された課題
- VI 付属資料

No.52 (2003年秋季号)

〈特集〉●時の焦点を読む

- アメリカの「雇用なき景気回復」のゆくえ 中本 悟
- 「日本経済団体連合会新ビジョン」を斬る 三好 正巳
- 労働力政策の新段階—若者自立・挑戦プラン 山田 隆

〈国際・国内動向〉

- 公務労働者の組織化とILOの活用—4カ国労働組合の国際交流報告 加藤 益雄
- リストラ反対の新たな運動の発展方向を示す—リストラ反対、雇用と地域経済を守る全国交流集会 篠塚 裕一

〈書評〉

- 戸木田嘉久著『労働運動の理論発展史（上・下）』 大木 一訓
- [論点] トヨタ生産システムをどう読むか
 - 千田忠男著『現代の労働負担』●大野威著『リーマン生産方式の労働』●伊原亮司著『トヨタの労働現場』 桜井 善行

〈新刊紹介〉●近松順一著『戦後高度成長期の労働調査』藤吉 信博●矢吹紀人・相野谷安孝著『国保崩壊』、全労連編『社会保障読本』相澤 與一

編集後記

小泉構造改革のもとで、国民生活の破壊はとめどもない。失業率は依然として5%台であるし、賃金は連続して低下している。医療費の値上げや度重なる国民健康保険料の値上げ、保険料の滞納者の増大などによって、国民生活を守るはずの社会保障制度も大きく揺らいでいる。特集は、こうした生活破壊の現局面を生活構造、失業状況、年金改革の面から分析している。他に、小泉改革の反国民性を暴露した論稿、アメリカの労働運動の分析、ムンバイでの世界社会フォーラムのレポートなど、現代の状況に鋭く切り込んだ論稿を掲載している。ご一読をお願いしたい。

(M・F)

「労働総研クォーター」をお読みになったご感想、ご意見をお寄せ下さい。
FAX・郵送・Eメールいずれでも結構です。

《送り先》労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403

電話03(3940)0523

FAX03(5567)2968

E-mail: rodo-soken@nifty.ne.jp

季刊 労働総研クォーター No.53 (2004年冬季号)
2004年1月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03(3940)0523

ユニオンコーポ403 FAX 03(5567)2968

<http://www.yuiyuidori.net/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒価 1部 1,250円(送料180円)

年間購読料 5,000円(送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振替 00140-5-191839

新日本出版社 の出版案内

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6
☎03(3423)8402(営) 郵便振替00130-0-13681
本体に別途、税が加算されます。

『資本論』全三部を読む 第五冊 代々木『資本論』ゼミナール・講義集

不破哲三著----- A5判／本体1400円

再生産論はどんな探究の過程をへて築き上げられたか、原点から出発してその内面の論理を再現し、未完部分もその構想を大胆に探る。

ナチスの国の過去と現在 ドイツの鏡に映る日本

望田幸男著----- 四六判・上製／本体2300円

ドイツ人はなぜナチスにからめとられたのか。日本と比較しつつ戦前戦後の政治過程と統一後十余年のヨーロッパの大国の行方をさぐる。

沖縄戦の記録 日本軍と戦争マラリア

宮良 作著----- 四六判／本体1800円

石垣島の日本軍は食料に窮し、波照間島の全住民を強制疎開させ牛・豚など大量の家畜を強奪。多くの住民がマラリアに感染し命を落とした。

ルールある経済社会へ

松竹伸幸著----- 四六判・上製／本体2100円

世界が決めた最低の労働基準で見ると、日本は合格？ その低位ぶりに改めて驚き、日本の働くルール作りを考えるための価値ある一冊！

必携 Q&A 市町村合併と地方財政

『議会と自治体』編集部編----- A5判／本体1800円

合併の是非をめぐる白熱するたたかひのなかで、もっとも関心の高い問題をQ & A形式にまとめ詳しく解説。不可欠な資料も厳選収録。



The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO. 53 Winter Issue

Contents

Statement : Rodo-Soken Opposes the Dispatch of the Japanese Self-Defense Forces to Iraq
Rodo-Soken CO-Presidents

* Koizumi "Reform" and "Economics of Subordination" Hirokazu HIRATA

Special Articles : Present Stage of Life Destruction

- * Destruction of Structure of Living and Reality of Social Exclusion Seiichi KANEZAWA
- * Has the Unemployment Situation "Improved?" Shinji OHSU
- * The Basic Structure of Government's Plan on Adverse Revision of the Pension System Teruo KUMON

* Season of Forefeel - A View on the U. S. Labor Movement Shin'ichi TAKEUCHI

Information at Home and Abroad

- * World Social Forum in Mumbai Keisuke FUSE

Book Review :

- * *"Labor-Management Relations in Welfare-State Sweden, "*
by Masaki SARUTA Younosuke OGOSHI
- * Point at Issue : On the Recent Ideological Situation concerning the Tenno System
Shizuo FUKUDA

Introduction of New Publications :

- * *"Where the Structural Reform Lead the People?"* by Tomio MAKINO Yutaka KANEDA
- * *"Welfare State and Gender Politics, "* by Kazuko FUKAZAWA Setzu ITO
- * *"How to Live in the Age of Globalization?, "* by Hiromi ENSHU Masayoshi HAMAOKA
- * *"Tomi-san's Pi-Jaw on Social Security, "* by Satoru HARATOMI Teruo KUMON

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403
3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーターリーNo53 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)